

あさぎり町

子ども・子育て支援事業計画（第1期）
・次世代育成支援行動計画（前期）

（新）子育てゆめぷらん

H30. 3改訂

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
第 1 節	計画策定の背景	2
第 2 節	計画の法的根拠と位置づけ	2
第 3 節	子ども・子育て支援新制度の概要	3
第 4 節	計画の期間	4
第 5 節	計画の策定体制と方法	5
第 2 章	あさぎり町の現状	6
第 1 節	人口及び世帯の状況	7
第 2 節	婚姻及び就労の状況	11
第 3 節	保育園（所）、幼稚園及び小中学校の状況	13
第 3 章	ニーズ調査結果からみえる子育てに関する現状	16
第 1 節	子どもと家族の状況	17
第 2 節	子どもの育ちをめぐる環境	19
第 3 節	子どもの保護者の就労状況	22
第 4 節	平日の定期的な教育・保育事業の利用状況	24
第 5 節	地域の子育て支援事業の利用状況	26
第 6 節	土日、祝日の教育・保育事業の利用希望	30
第 7 節	病気の際の対応	31
第 8 節	一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況	35
第 9 節	放課後の過ごし方	38
第 10 節	生活習慣	40
第 11 節	子育てと仕事の両立支援制度	49
第 12 節	子育ての環境や支援への満足度	52

第4章	計画の基本的な考え方	53
第1節	基本理念	54
第2節	あさぎり町のめざす姿	55
第3節	めざす姿実現のための基礎となる取り組み	55
第4節	取り組みの柱	58
第5節	取り組みの体系	60
第5章	取り組みの柱ごとの事業・活動	62
第1節	取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援	63
第2節	取り組みの柱②：健康づくりの推進	68
第3節	取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり	72
第4節	取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり	74
第5節	取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり	77
第6節	取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実	80
第6章	量の見込みと確保方策	85
第1節	教育・保育提供区域	86
第2節	子ども・子育て支援給付	86
第3節	地域子ども・子育て支援事業	91
第7章	計画の推進に向けて	96
第1節	計画内容の周知	97
第2節	地域の連携による計画の推進	97
第3節	計画の評価・確認	98

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景

わが国の出生数は年々減少しており、少子・高齢化が進んでいます。一方で、経済状況や女性の社会進出の拡大等を背景に、結婚・出産後も働き続けることを希望する女性が増加しており、低年齢時からの保育の必要性が高まっています。

国は、「少子化社会対策基本法」を平成15年に制定するなど、少子化対策に関わる総合的な取り組みを進めてきました。また、市町村においては、平成17年から10年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」の定めにより、地域の特性を考慮して策定した「市町村行動計画」に基づき、次世代育成支援に関わる取り組みが進められています。なお、「次世代育成支援対策推進法」は、法改正により、平成26年度末までの時限立法が、さらに10年間延長されることになりました。

また国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、平成22年、「子ども・子育て新システム検討会議」を設置し、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築に向けての検討を進めてきました。平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が制定されました。新たな制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことをめざすとされています。

あさぎり町では、「あさぎり町次世代育成支援行動計画：子育てゆめぷらん」を「次世代育成支援対策推進法」に定める「市町村行動計画」として、平成17年度から平成21年度までの「前期計画」、平成22年度から平成26年度までの「後期計画」を策定しました。この計画に基づき、あさぎり町における子育て支援のための施策を総合的に推進してきました。

第2節 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、改正「次世代育成支援対策推進法」第8条に定める「市町村行動計画」と、「子ども・子育て支援法」第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を一体的に策定したものです。

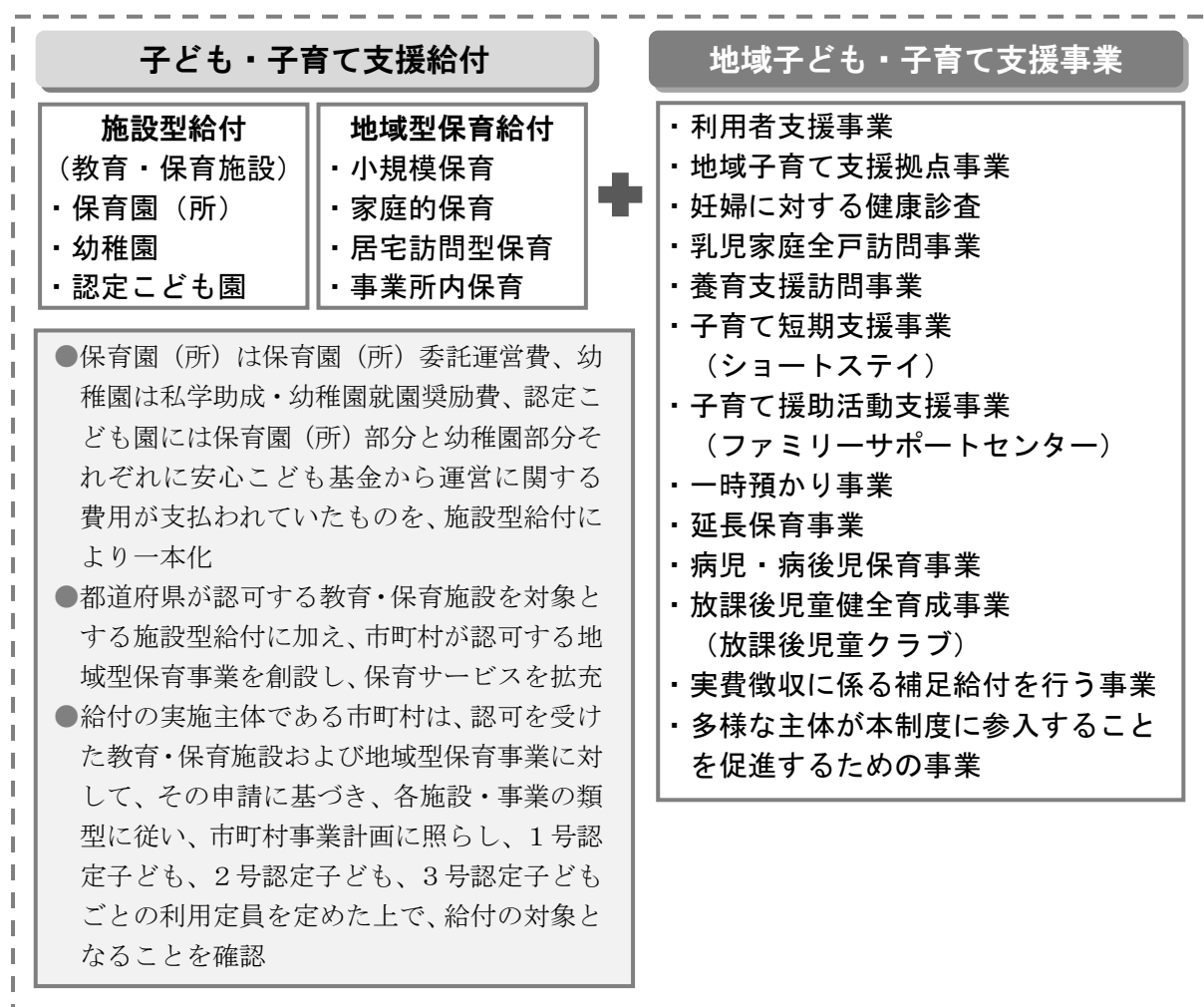
第3節 子ども・子育て支援新制度の概要

(1) 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなりました。

1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども
2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 【保育を必要とする子ども】
3号認定子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども 【保育を必要とする子ども】

(2) 子ども・子育て支援サービスの概要



施設型給付

■保育園（所）・幼稚園

保育園（所）は、児童福祉法に定める、保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設（児童福祉法第39条）です。

幼稚園は、学校教育法に定める、3～5歳児に対して学校教育を行う施設（学校教育法第22条）です。「幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的」としています。

■認定こども園

幼稚園・保育園（所）などのうち、①就学前の子どもに教育・保育を提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備える施設について、都道府県から認定こども園としての認定を受けることができる仕組みを設けるもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項）です。

地域型保育事業

小規模保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育事業	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

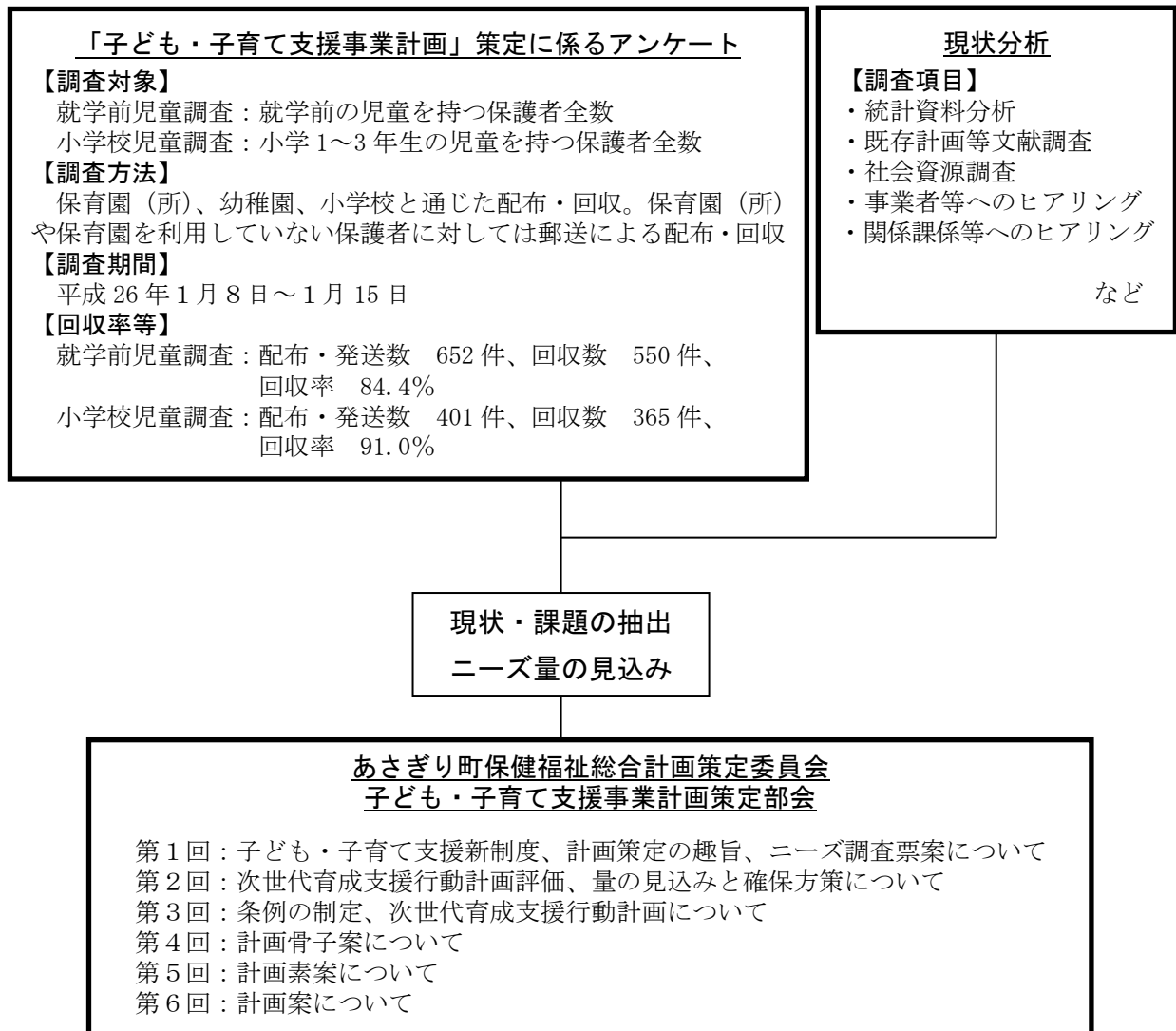
認可 定員	19人	小規模保育事業	居宅訪問型 保育事業	事業所内 保育事業
	6人			
	5人	家庭的保育事業		
	1人			

第4節 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。

第5節 計画の策定体制と方法

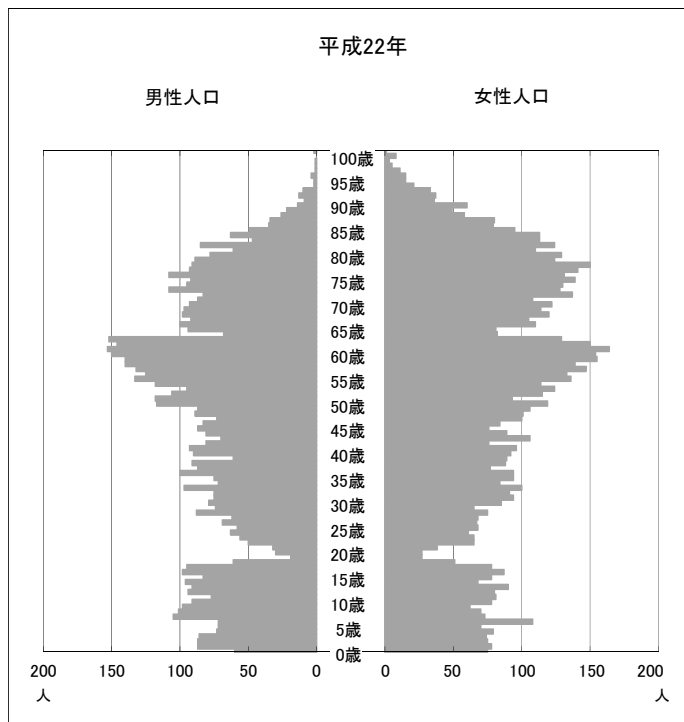
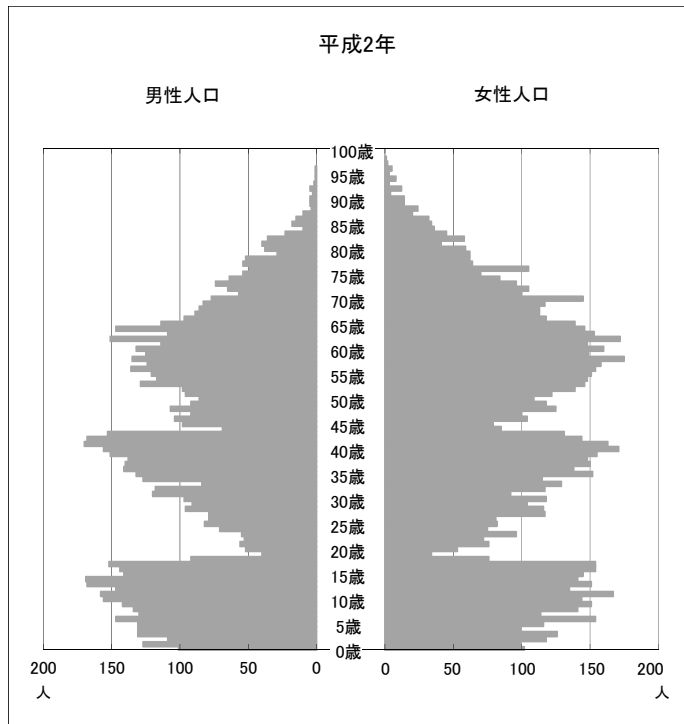
「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」の策定等にあたっては、「市町村子ども・子育て会議」を設置することができるとされています。本計画の策定においては、「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会：子ども・子育て支援事業計画策定部会」が同法で定める「市町村子ども・子育て会議」の役割を担うものとして位置づけました。



第2章 あさぎり町の現状

第1節 人口及び世帯の状況

1 年齢人口構成の推移



資料：国勢調査

平成2年（1990年）の年齢人口構成をみると、40歳代前半の年齢層に大きな山があります。この年齢層は、1947年から1949年の第1次ベビーブームに時期に生まれた、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる人たちです。また、10歳代後半の年齢層にも大きな山がみられますが、この年齢層は、「団塊の世代」の子どもにあたる人たちです。

平成22年（2010年）の年齢人口構成をみると、「団塊の世代」の人たちが60歳代前半となって、そのまま定住している様子が見えます。そのため、「団塊の世代」が65歳に達する平成27年以降は、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）が一段と高まり、高齢化が急速に進行することになります。

平成2年頃、子どもの時代を過ごした人達は、平成22年になると成人に達していますが、その人口は減少しており、あさぎり町から転出した様子が見えます。同時に、子どもを産み育てる若い世代の人口が急激に減少することで、その世代の子どもの人口も急激に減少しています。

あさぎり町では、急速に少子高齢化が進行しており、今後ますますその状況が鮮明になっていくものと想定できます。

2 年齢3区分別人口構成の推移

あさぎり町の総人口は減少傾向にあり、平成2年の18,968人から平成22年には16,638人となり、20年間で2,330人減少しました。

年少人口(0～14歳)は、平成2年の4,039人と平成22年の2,451人を比較すると、1,588人減少し、20年間一貫して減少傾向となっています。総人口に対する構成比は、平成2年に21.3%であったものが、平成22年には14.7%となりました。

あさぎり町では、急激に少子化が進行しています。

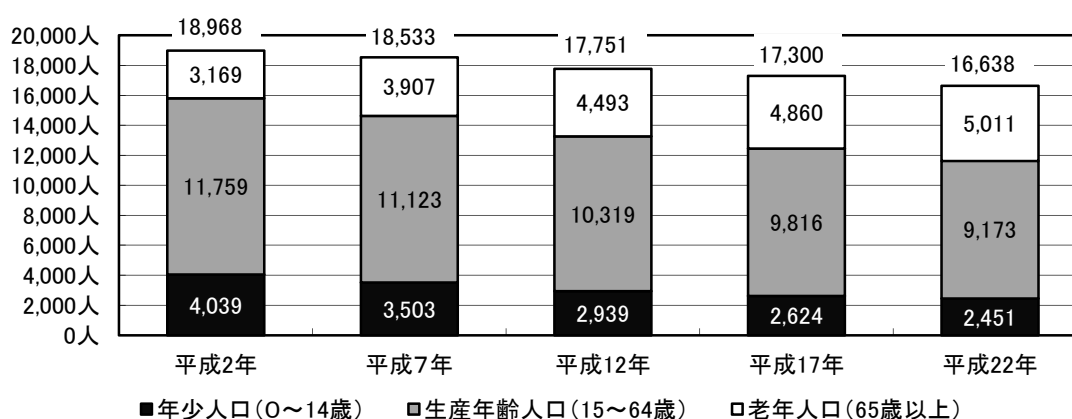
<年齢3区分別人口構成の推移>

単位：人

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	18,968	18,533	17,751	17,300	16,638
年少人口(0～14歳)	4,039	3,503	2,939	2,624	2,451
構成比	21.3%	18.9%	16.6%	15.2%	14.7%
生産年齢人口(15～64歳)	11,759	11,123	10,319	9,816	9,173
構成比	62.0%	60.0%	58.1%	56.7%	55.1%
老年人口(65歳以上)	3,169	3,907	4,493	4,860	5,011
構成比	16.7%	21.1%	25.3%	28.1%	30.1%
年齢不詳	1	0	0	0	3

資料：国勢調査

<年齢3区分別人口構成の推移>

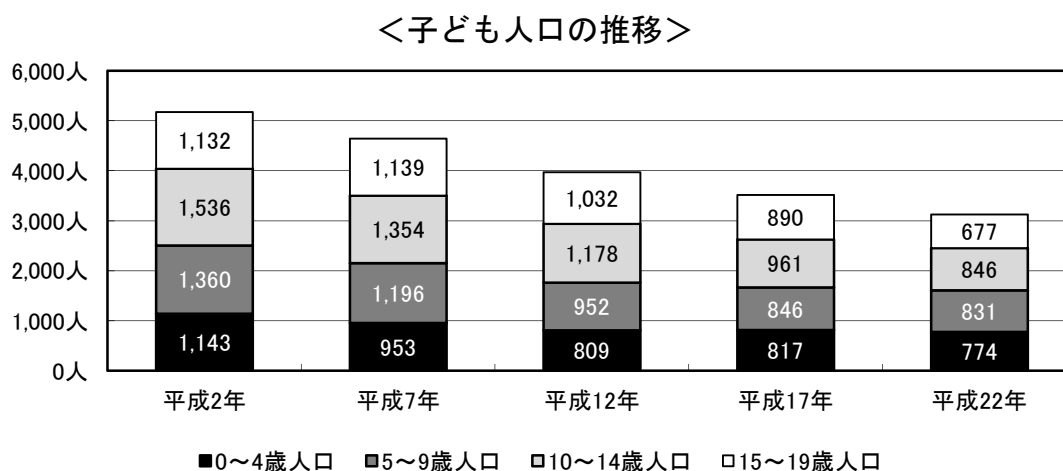


資料：国勢調査

3 子ども人口の推移

あさぎり町の子ども人口は大きく減少の傾向にあります。

0～4歳の年齢階層をみると、平成2年には1,143人であったものが、平成22年には774人となり、369人減少しました。あさぎり町においては、子どもの転入があまりみられないことから、0～4歳の年齢階層が、5年後の5～9歳、10年後の10～14歳の人口をおおむね構成することになります。そのため、子ども人口の大きな減少傾向は、今後も継続することになります。



資料：国勢調査

4 世帯構成の推移

あさぎり町の一般世帯数は増加傾向にありますが、平成17年から平成22年の間では減少しました。平成2年と20年後の平成22年を比較すると5,059世帯から5,393世帯となり、334世帯増加しました。

一般世帯数に対する割合をみると、核家族世帯は約50%で推移し、大きな変化がありませんが、その他の親族世帯は平成2年の39.3%が平成22年に29.5%となり、約10%減少しました。その他の親族世帯は、親族世帯のうち、核家族世帯を除いたもので、孫・子・親からなる3世代世帯が、その多くを占めています。

6歳未満もしくは18歳未満の子どもがいる一般世帯は、その数と一般世帯全体に占める割合ともに、平成2年から平成22年の20年間で大きく減少しました。

＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

	一般世帯	親族世帯							非親族世帯	単独世帯
		核家族世帯				その他の親族世帯				
		夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども					
平成2年	5,059 100%	4,468 88.3%	2,479 49.0%	884	1,240	52	303	1,989 39.3%	3	588 11.6%
平成7年	5,165 100%	4,440 86.0%	2,503 48.5%	939	1,217	57	290	1,937 37.5%	9	716 13.9%
平成12年	5,195 100%	4,363 84.0%	2,545 49.0%	991	1,115	58	381	1,818 35.0%	9	823 15.8%
平成17年	5,418 100%	4,388 81.0%	2,712 50.1%	1,041	1,153	60	458	1,676 30.9%	11	1,019 18.8%
平成22年	5,393 100%	4,278 79.3%	2,685 49.8%	1,082	1,040	67	496	1,593 29.5%	26	1,089 20.2%

資料：国勢調査

※一般世帯総数は、平成22年のみ世帯の家族類型「不詳」を含む

＜6歳未満・18歳未満の親族（子ども）のいる一般世帯の推移＞

単位：世帯

	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯 ①	5,059	5,165	5,195	5,418	5,393
6歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯 ②	939	790	687	666	647
構成比 ②/①	18.6%	15.3%	13.2%	12.3%	12.0%
18歳未満の親族(子ども)のいる一般世帯 ③	2,356	2,152	1,853	1,678	1,516
構成比 ③/①	46.6%	41.7%	35.7%	31.0%	28.1%

資料：国勢調査

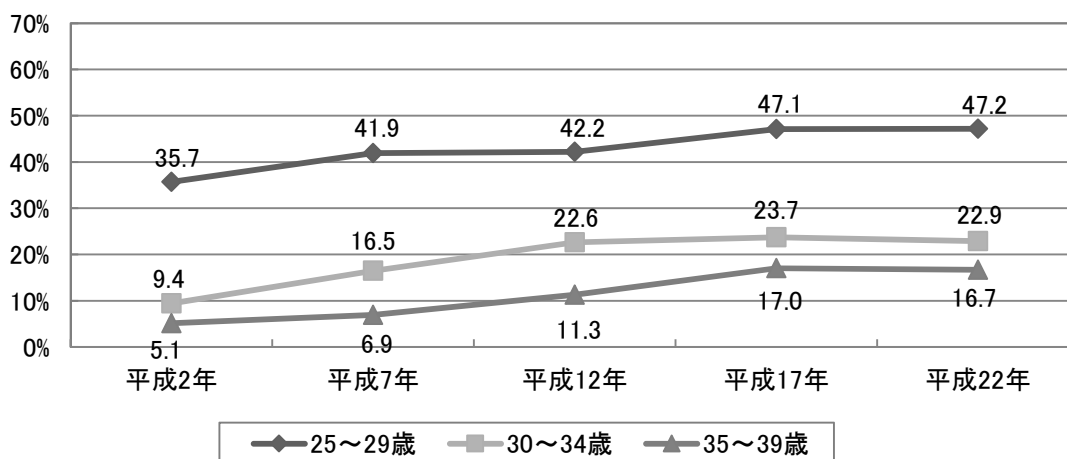
第2節 婚姻及び就労の状況

1 未婚率の状況

あさぎり町では、子どもを産み育てている若い世代において、女性、男性ともに、すべての年齢階層において未婚率が増加傾向にあります。また、女性よりも男性の未婚率が、どの年齢階層においても高くなっています。

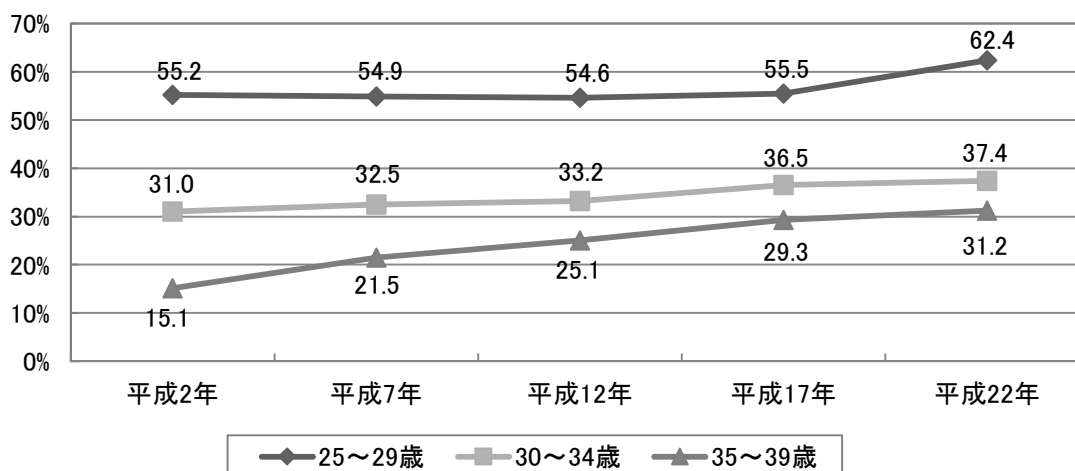
女性についてみると、平成2年の35～39歳の未婚率が5.1%であったものが、平成22年には16.7%となりました。同じ年齢階層で男性についてみると、平成22年には31.2%でした。

＜女性の未婚率の推移＞



資料：国勢調査

＜男性の未婚率の推移＞

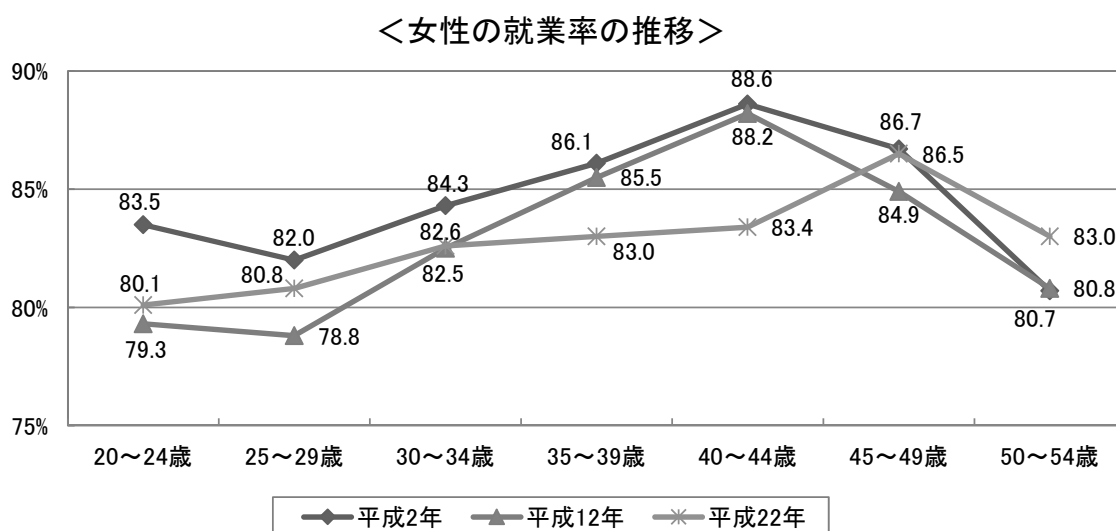


資料：国勢調査

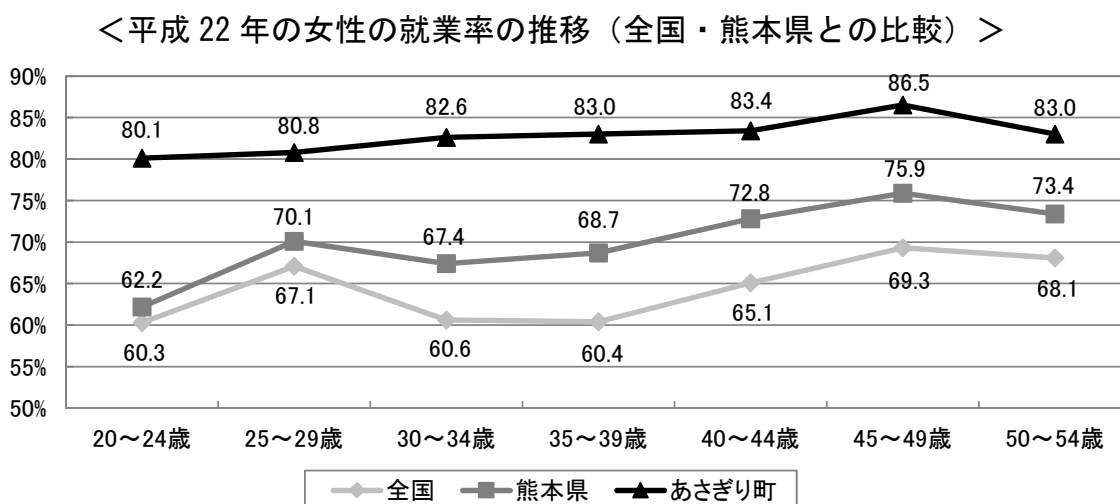
2 就労の状況

あさぎり町の女性の年齢階層別就業率について、平成2年から10年ごとに整理してみると、それぞれの年で数値は異なるものの、年齢階層が上がるにしたがって、就業率が上昇する傾向は共通しています。このことは、熊本県や全国でのデータのように、30歳代でいったん就業率が低下し、子どもが成長し余裕が生まれる40歳代に再び就業率が上昇に転じるという傾向とは異なっています。

また、あさぎり町においては、熊本県や全国に比べ、どの年齢階層においても女性の就業率が大きく上回っていることが大きな特徴となっています。



資料：国勢調査



資料：国勢調査

第3節 保育園（所）、幼稚園及び小中学校の状況

1 保育園（所）の状況

平成26年度現在、あさぎり町内には、公立の4か所、私立の7か所、計11か所の保育園（所）があります。

<保育園（所）の状況>

単位：人

			平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
公立	上第一 保育所	定員	45	45	45	45	45
		在園児数	50	44	40	42	49
	上第二 保育所	定員	90	90	90	90	90
		在園児数	68	60	62	58	52
	岡原 保育所	定員	45	45	45	45	45
		在園児数	31	30	34	32	31
	須恵 保育所	定員	60	60	60	60	60
		在園児数	42	41	40	32	37
私立	清水 保育園	定員	70	80	80	80	80
		在園児数	89	83	83	79	74
	るり光 保育園	定員	90	90	80	80	80
		在園児数	80	71	83	76	77
	まどか 保育園	定員	90	90	90	90	90
		在園児数	102	104	102	95	87
	早苗 保育園	定員	90	90	90	90	90
		在園児数	97	93	92	91	89
	吉井 保育園	定員	50	50	50	50	50
		在園児数	60	56	50	56	53
	専立寺 保育園	定員	90	90	90	90	90
		在園児数	110	103	106	109	104
	まこと 保育園	定員	90	70	70	60	60
		在園児数	74	68	62	61	62
合計【在園児数】			803	753	754	731	715

資料：福祉課（平成26年10月1日現在）

※町外からの利用者を含まず

2 幼稚園の状況

平成 26 年度現在、あさぎり町内には、2 か所の私立幼稚園があります。

<幼稚園の状況>

単位：人

			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
私立	あおぞら幼稚園	定員	40	40	40	40	40
		在園者数	6	9	8	8	9
	中球磨幼稚園	定員	60	60	60	60	60
		在園者数	9	8	3	4	4
合計【在園児数】			15	17	11	12	13

資料：教育課（平成 26 年 5 月 1 日現在）

※町外からの利用者を含まず

3 小中学校の状況

平成 26 年度現在、あさぎり町内には、5 か所の町立小学校があります。

<小学校の状況>

単位：学級、人

			平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
上小学校	学級数	11	12	12	13	12	
	児童数	255	267	261	266	246	
免田小学校	学級数	15	15	15	15	15	
	児童数	397	384	366	374	376	
岡原小学校	学級数	7	7	7	7	7	
	児童数	166	170	165	148	142	
須恵小学校	学級数	7	7	7	7	7	
	児童数	65	62	63	61	58	
深田小学校	学級数	7	7	7	7	7	
	児童数	115	115	110	106	102	
合 計	学級数	47	48	48	49	48	
	児童数	998	998	965	955	924	

資料：教育課（平成 26 年 5 月 1 日現在）

中学校については、平成 24 年度に 5 つの町立中学校が統合し、あさぎり中学校となりました。

<中学校の状況>

単位：学級、人

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
上中学校	学級数	6	6			
	児童数	135	135			
免田中学校	学級数	7	7			
	児童数	187	191			
岡原中学校	学級数	3	3			
	児童数	93	92			
須恵中学校	学級数	3	3			
	児童数	37	36			
深田中学校	学級数	3	3			
	児童数	59	55			
あさぎり 中学校	学級数			16	14	16
	児童数			504	476	495
合 計	学級数	22	22	16	14	16
	児童数	511	509	504	476	495

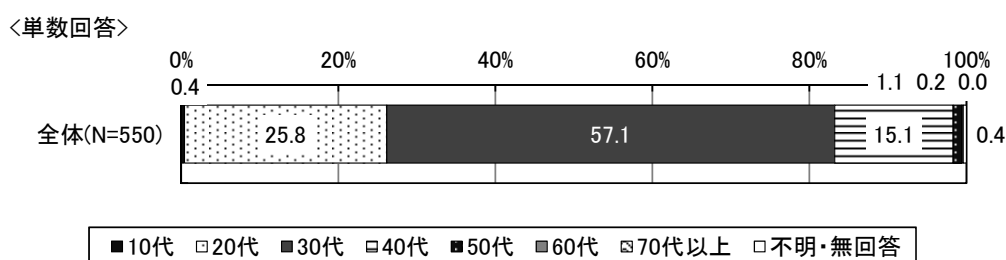
資料：教育課（平成 26 年 5 月 1 日現在）

第3章 ニーズ調査結果からみえる 子育てに関する現状

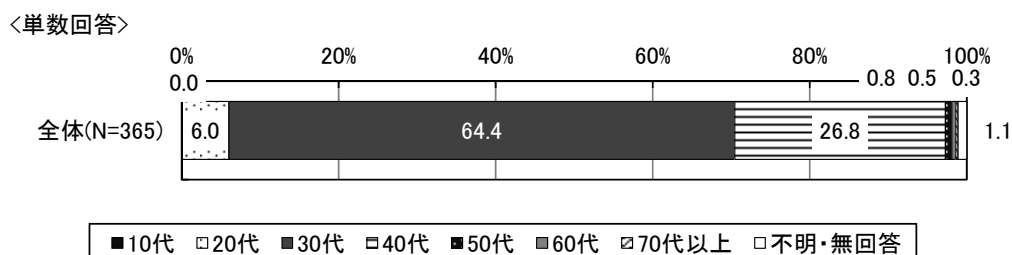
第1節 子どもと家族の状況

ニーズ調査への回答は約9割が母親ですが、その年齢について、『就学前児童』では20歳代が25.8%、30歳代が57.1%、40歳代が15.1%で20～30歳代が中心であるの対し、『小学校児童』では20歳代が6.0%、30歳代が64.4%、40歳代が26.8%で、その中心は30歳代～40歳代となっています。

回答者の年齢（就学前児童）

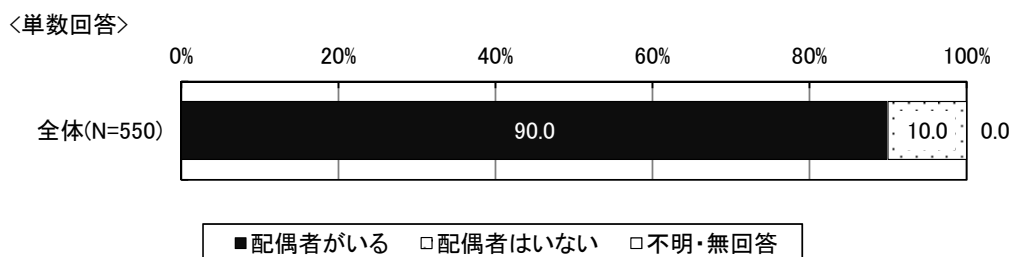


回答者の年齢（小学校児童）

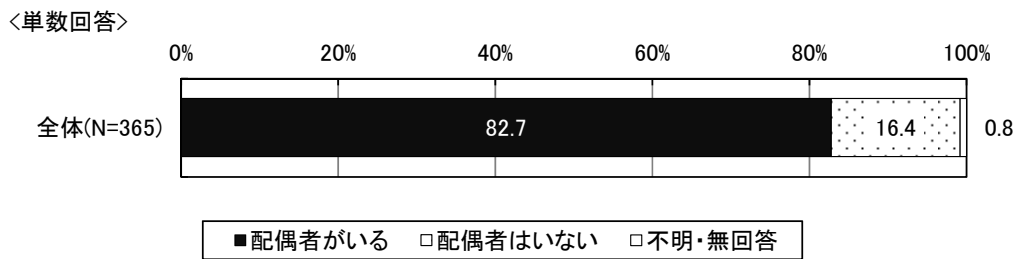


「配偶者がいない」と回答した人の割合は、『就学前児童』の10.0%に対し、『小学校児童』では16.4%となっています。

配偶者の有無（就学前児童）

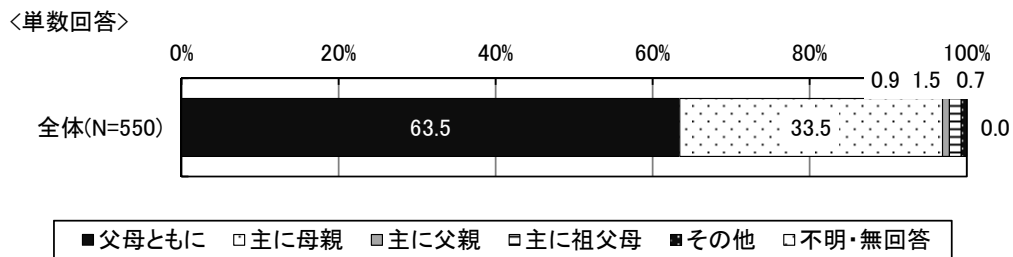


配偶者の有無（小学校児童）

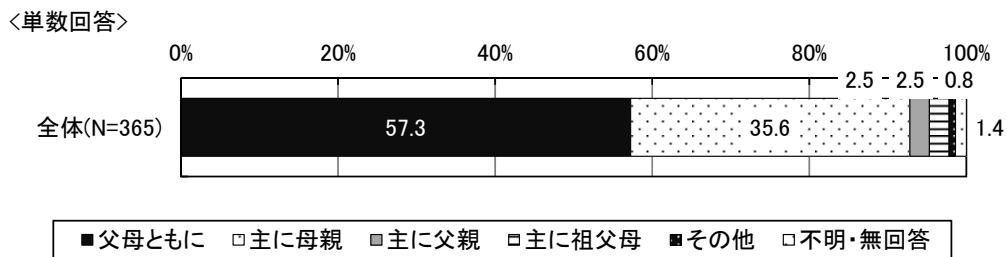


また、「子育てを主に行っている人」について、「父母ともに」と回答した人の割合が、『就学前児童』での63.5%に対し、『小学校児童』では57.3%となっています。

子育てを主に行っている人（就学前児童）



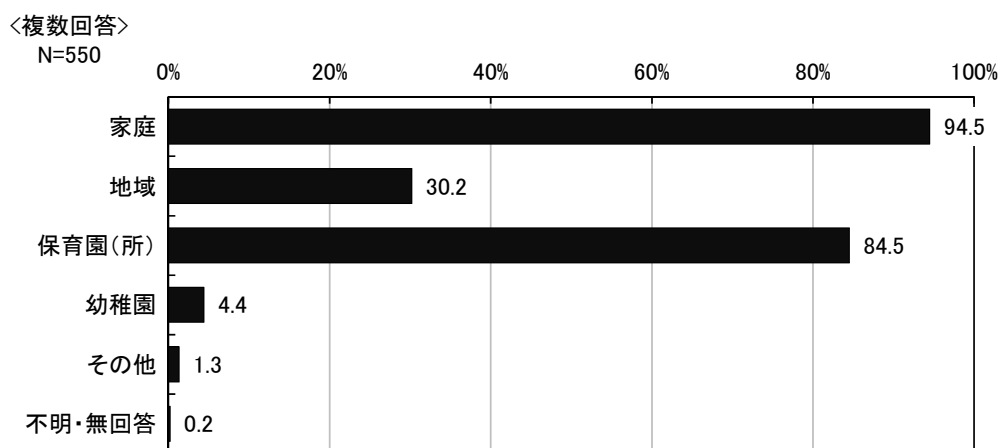
子育てを主に行っている人（小学校児童）



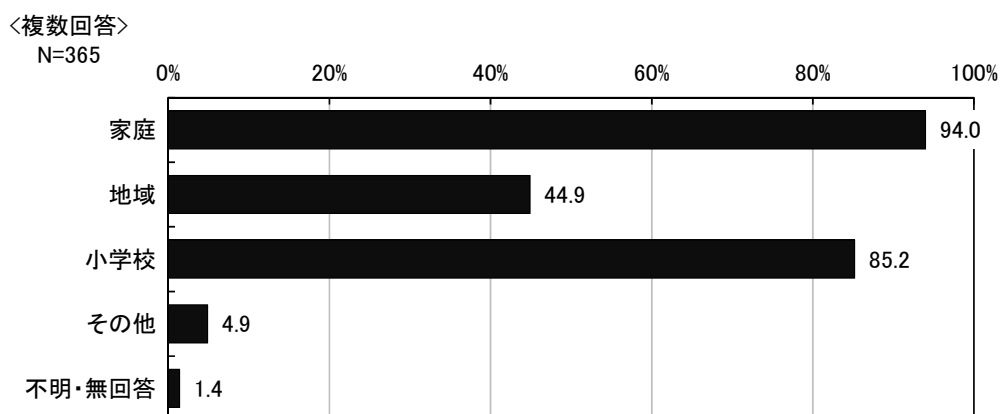
第2節 子どもの育ちをめぐる環境

子育てに最も影響する環境については、『就学前児童』と『小学校児童』で差はありませんが、「家庭」と回答した人が9割以上となっています。

子育てに最も影響する環境（就学前児童）

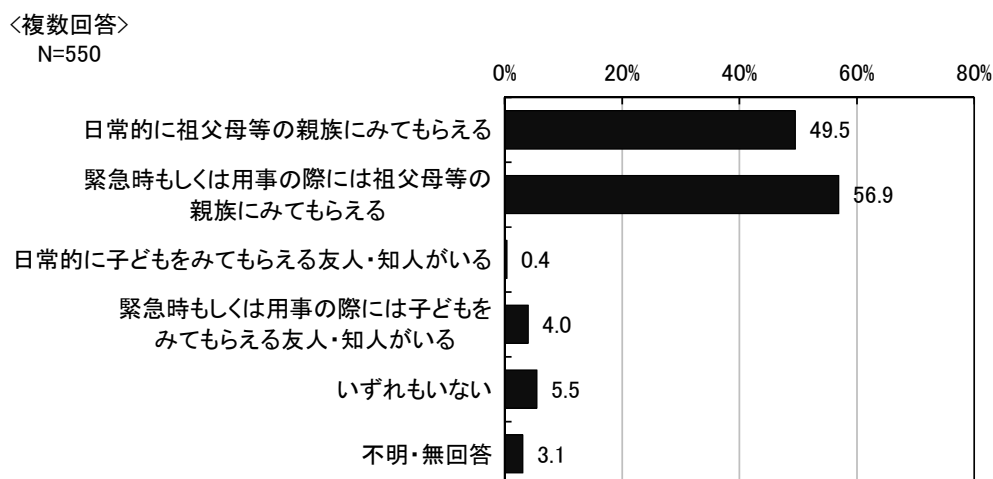


子育てに最も影響する環境（小学校児童）

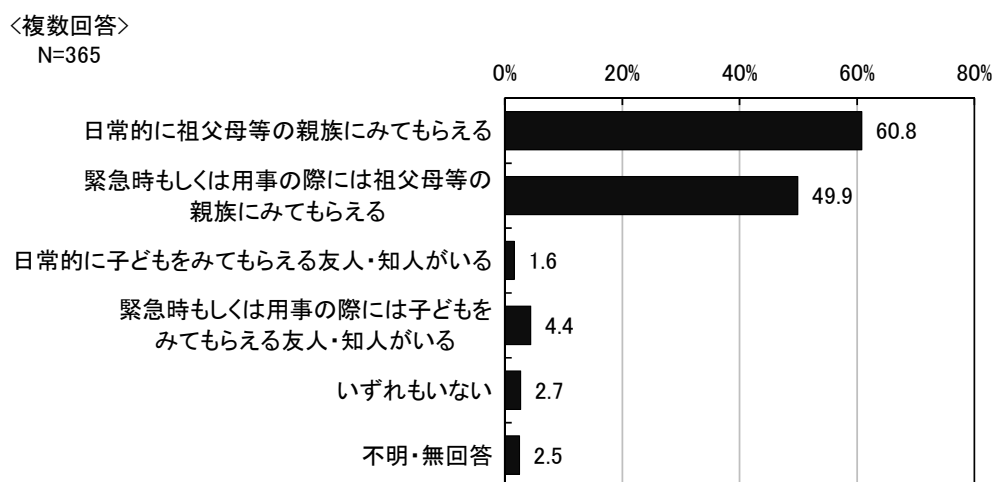


子どもをみてもらえる親族・知人の存在について、「日常的に祖父母等の親族等にみてもらえる」と回答した人の割合は、『就学前児童』の49.5%に対し、『小学校児童』では60.8%となっています。

子どもをみてもらえる親族・知人の存在（就学前児童）



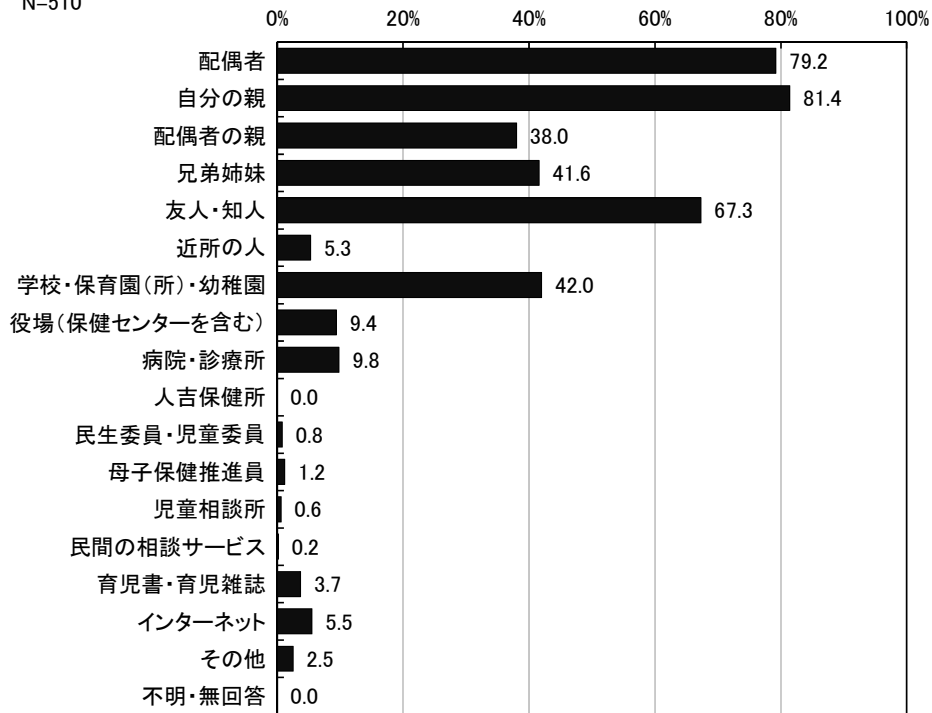
子どもをみてもらえる親族・知人の存在（小学校児童）



子育て等に関する相談相手については、『就学前児童』と『小学校児童』で差はなく、9割以上が「いる」と回答し、その相手は約8割近くが「配偶者」や「自分の親」で、「配偶者の親」と回答した人はその半分以下となっています。「学校・保育園（所）・幼稚園」と回答した人も『就学前児童』で42.0%、『小学校児童』で34.9%となっています。

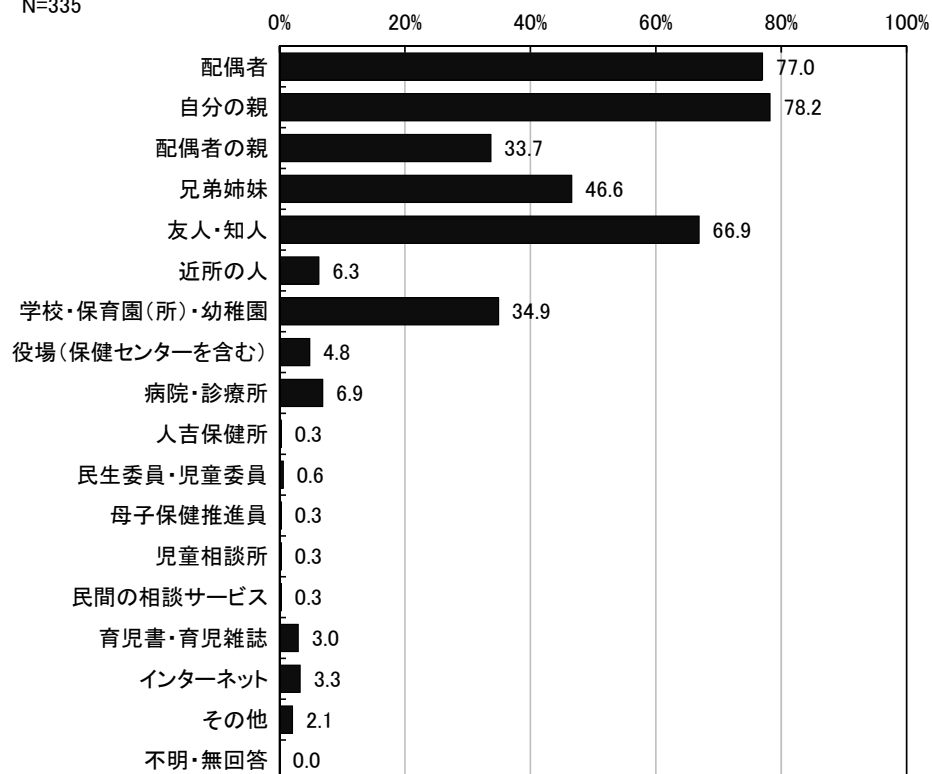
子育て等に関する相談相手（就学前児童）

<複数回答>
N=510



子育て等に関する相談相手（小学校児童）

<複数回答>
N=335

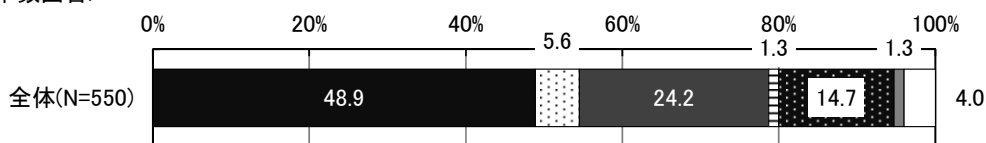


第3節 子どもの保護者の就労状況

父親については8割以上がフルタイムで就労しており、『就学前児童』と『小学校児童』で差はありませんが、母親のフルタイムの就労については、『就学前児童』の48.9%に対し、『小学校児童』では60.5%となっています。

母親の就労状況（就学前児童）

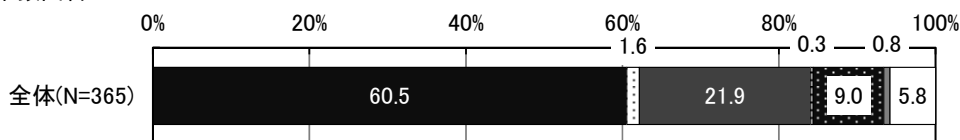
<単数回答>



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

母親の就労状況（小学校児童）

<単数回答>

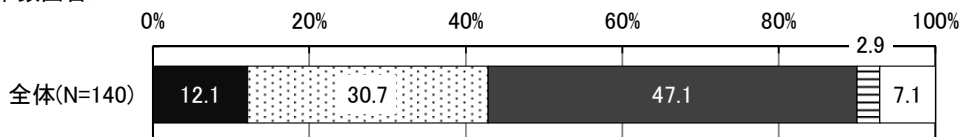


- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しており産休・育休・介護休業中である
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中ではない
- パート・アルバイト等で就労しており産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- これまで就労したことがない
- 不明・無回答

また、パート・アルバイト等で就労している母親は、『就学前児童』、『小学校児童』ともに、約5割の人がその状態での就労を続けることを希望しています。

母親のフルタイムへの転換希望の有無（就学前児童）

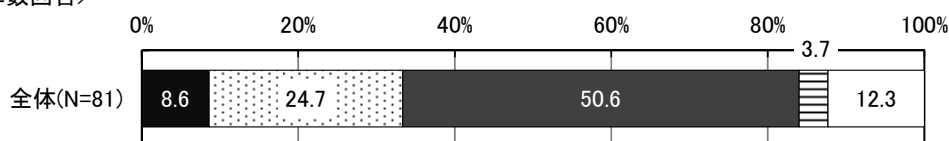
<単数回答>



- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等で就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明・無回答

母親のフルタイムへの転換希望の有無（小学校児童）

<単数回答>

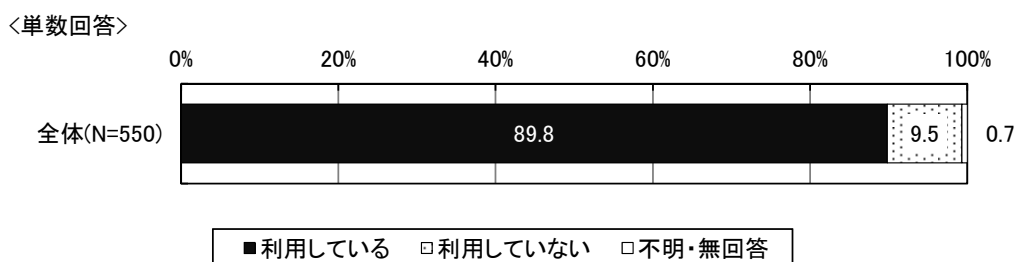


- フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある
- フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない
- パート・アルバイト等で就労を続けることを希望
- パート・アルバイト等をやめて子育てや家事に専念したい
- 不明・無回答

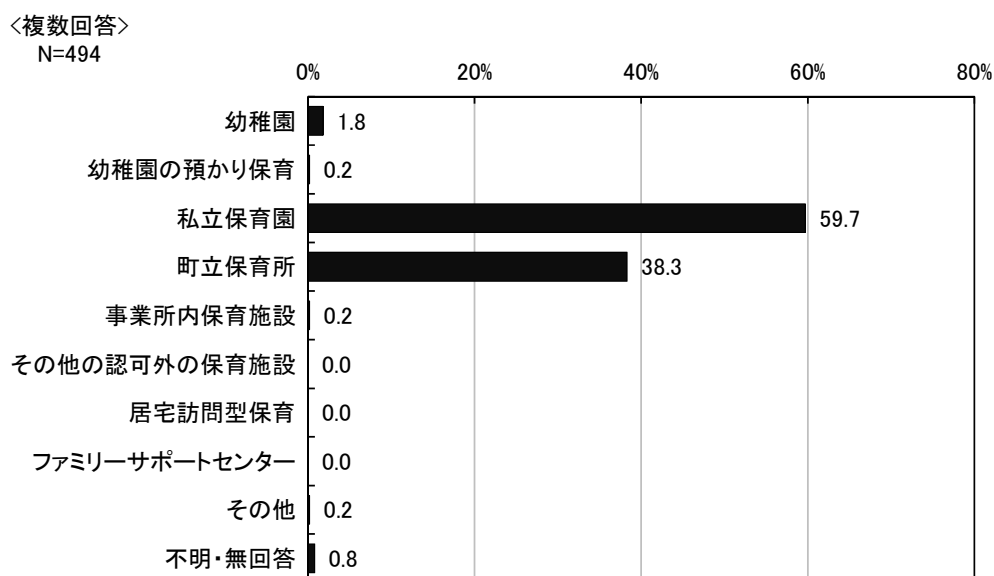
第4節 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

約9割が定期的な教育・保育の事業を利用しています。そのうち、約6割が私立保育園、約4割が町立保育所を利用しています。また、その場所はあさぎり町内が96.4%となっています。

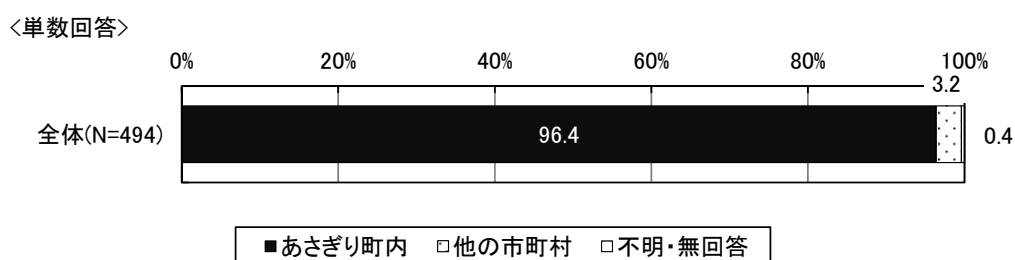
定期的な教育・保育事業の利用状況（就学前児童）



定期的にご利用している教育・保育事業の種類（就学前児童）



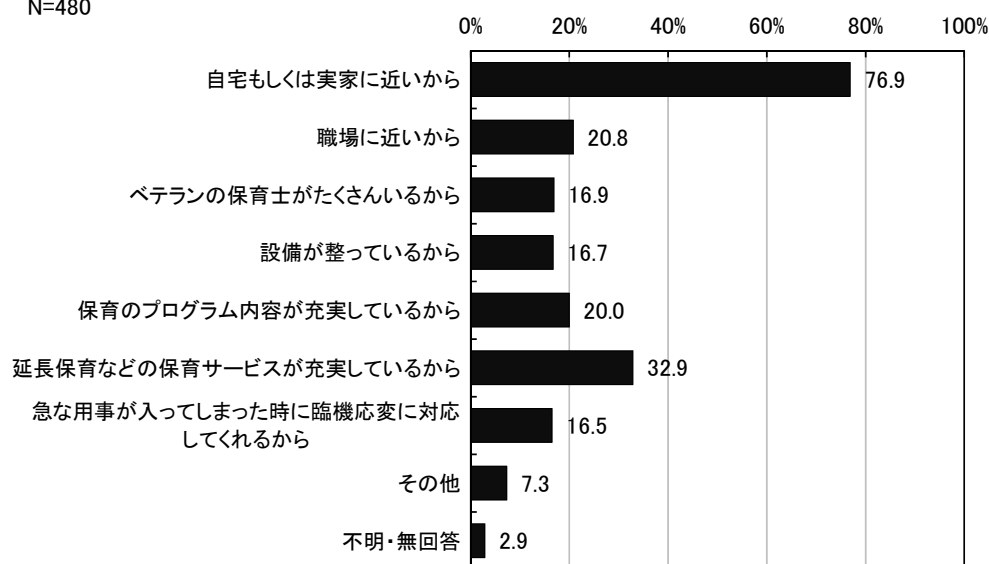
定期的にご利用している教育・保育事業の場所（就学前児童）



現在通っている保育園（所）を選んだ理由については、「自宅もしくは実家に近いから」が76.9%で、2番目に高い割合であった「延長保育などの保育サービスが充実しているから」の32.9%と大きな差となっています。

現在通っている保育園（所）を選んだ理由（就学前児童）

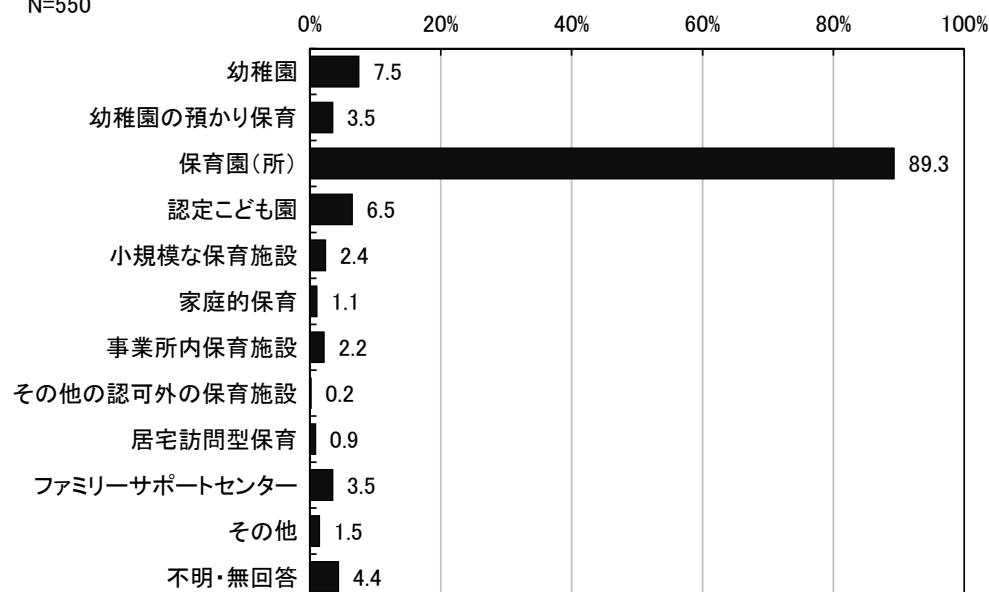
〈複数回答〉
N=480



今後、定期的にご利用したいと考える平日の教育・保育の事業については、約9割の人が「保育園（所）」と回答しています。そのうち、「私立保育園」が35.0%、「町立保育所」が28.1%、「どちらでもよい」が35.0%となっています。

今後、定期的にご利用したいと考える平日の教育・保育の事業（就学前児童）

〈複数回答〉
N=550



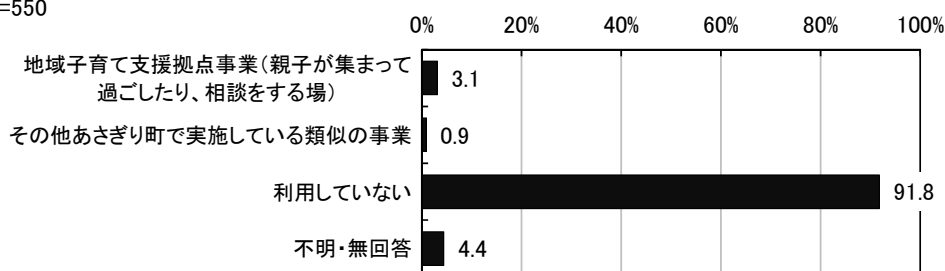
第5節 地域の子育て支援事業の利用状況

子育て支援センターなどの地域子育て支援拠点事業については、9割以上の方が「利用していない」と回答しており、また、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人の割合が21.8%であるの対し、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」は66.0%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用状況（就学前児童）

<複数回答>

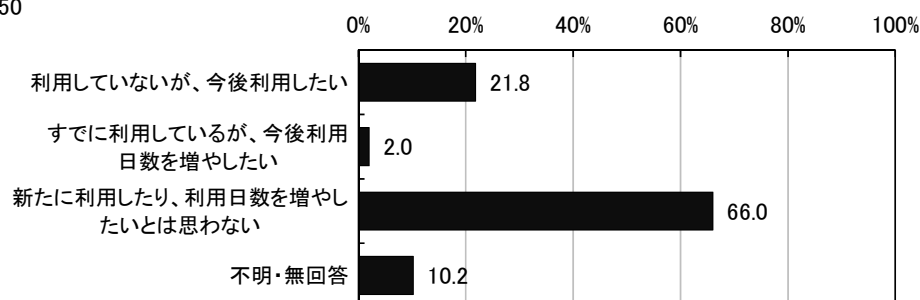
N=550



地域子育て支援拠点事業の利用意向（就学前児童）

<単数回答>

N=550

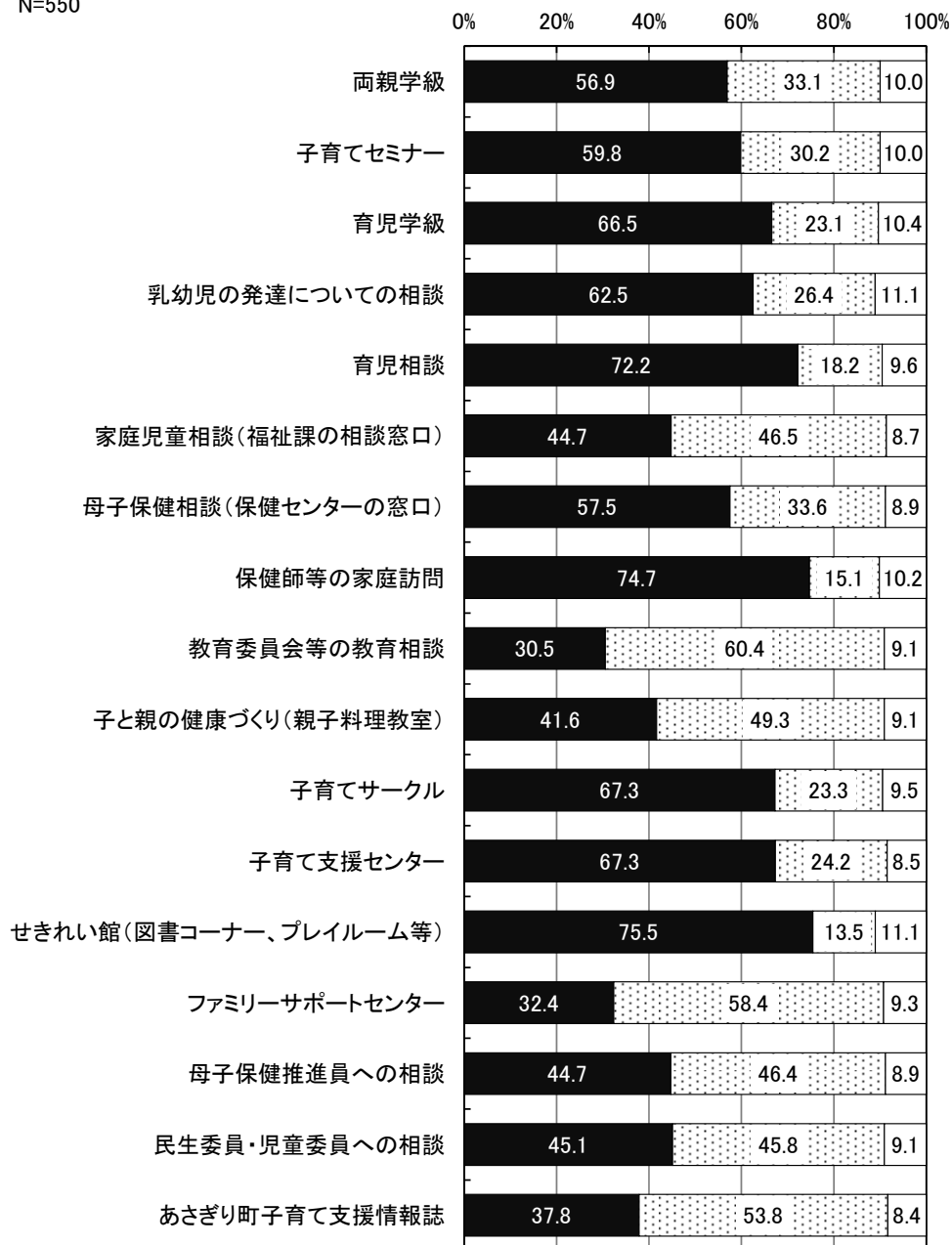


あさぎり町内で実施されている子育て支援関連の事業について、「これまでに利用したことがある」と5割以上の方が回答した事業は保健師等の家庭訪問のみで、同様に「今後利用したい」と5割以上の方が回答したものは「せきれい館(図書コーナー、プレイルーム等)」のみとなっています。なお、ファミリーサポートセンターについては、「知っている」が32.4%、「これまでに利用したことがある」が3.3%、「今後利用したい」が23.6%となっています。

あさぎり町が実施している子育て支援事業に関し、周知度と利用状況と今後の利用意向についてしてみると、事業によって差はありますが、周知度は高いものの、利用した経験はそれに比べ低くなっています。一方、今後の利用意向は利用状況と比べると高くなっています。

子育て支援関連の事業について：知っている（就学前児童）

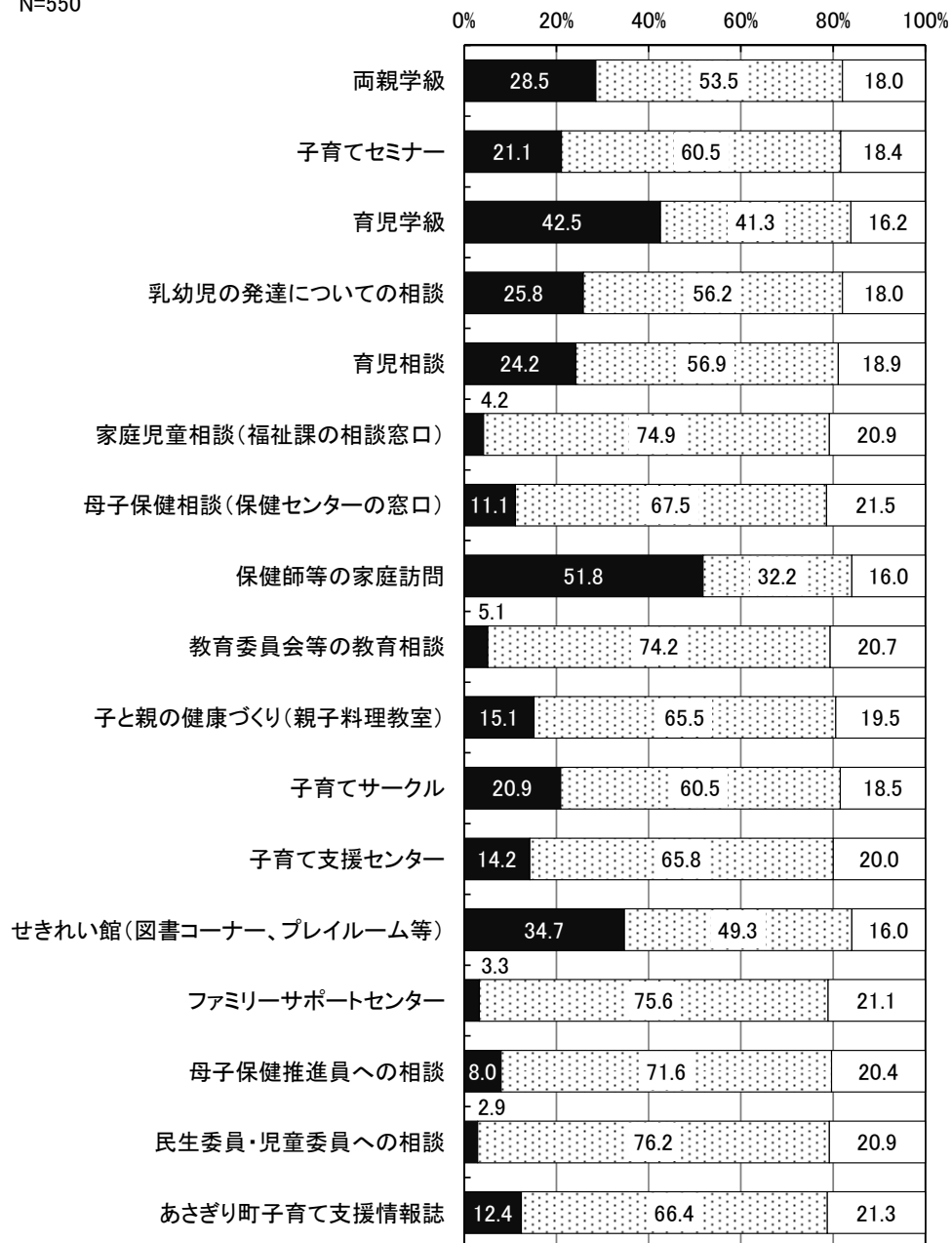
<単数回答>
N=550



■はい □いいえ □不明・無回答

子育て支援関連の事業について：これまで利用したことがある（就学前児童）

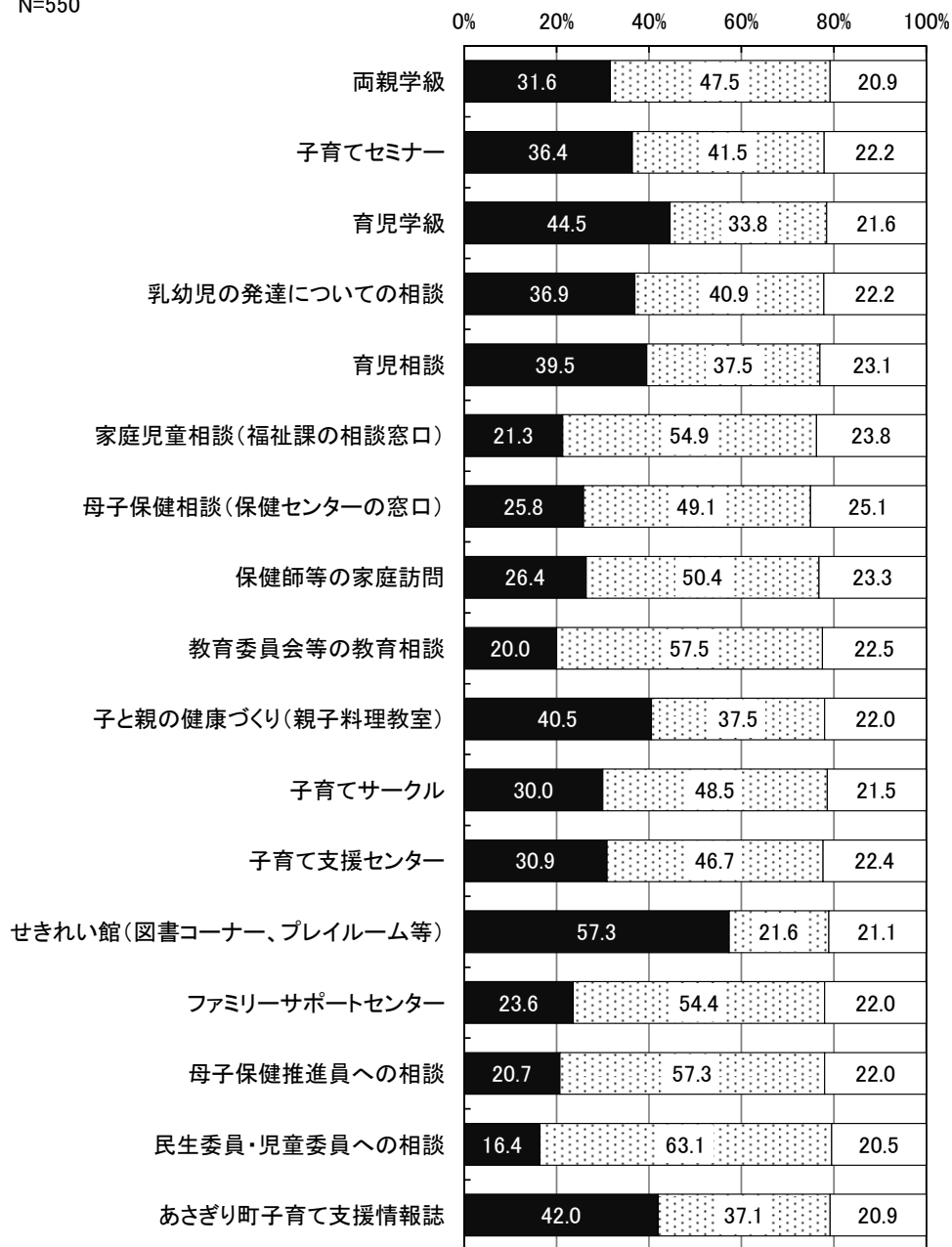
<単数回答>
N=550



■はい □いいえ □不明・無回答

子育て支援関連の事業について：今後利用したい（就学前児童）

<単数回答>
N=550

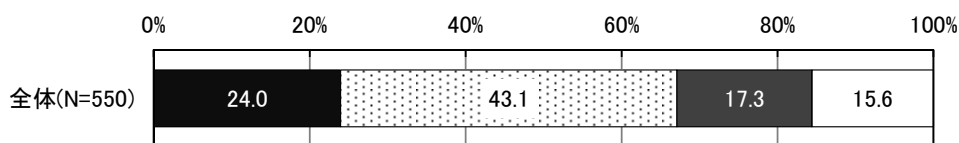


■はい □いいえ □不明・無回答

第6節 土日、祝日の教育・保育事業の利用希望

「利用する必要はない」、「ほぼ毎週利用したい」、「月に1～2回は利用したい」の回答割合について、土曜日の24.0%、43.1%、17.3%に対し、日曜日・祝日では54.2%、2.2%、24.7%となっています。また、「月に1～2回は利用したい」と回答した人は、その理由として、71.5%が「月に数回仕事が入るため」と回答しています。

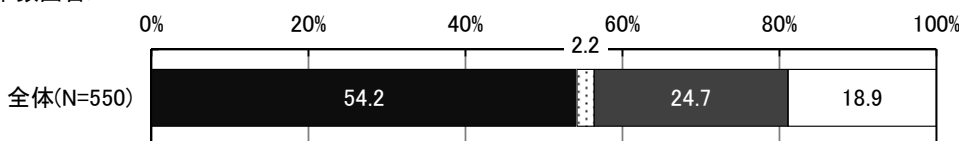
土曜日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）



■ 利用する必要はない □ ほぼ毎週利用したい ■ 月に1～2回は利用したい □ 不明・無回答

日曜日・祝日の保育・教育事業の利用希望（就学前児童）

<単数回答>

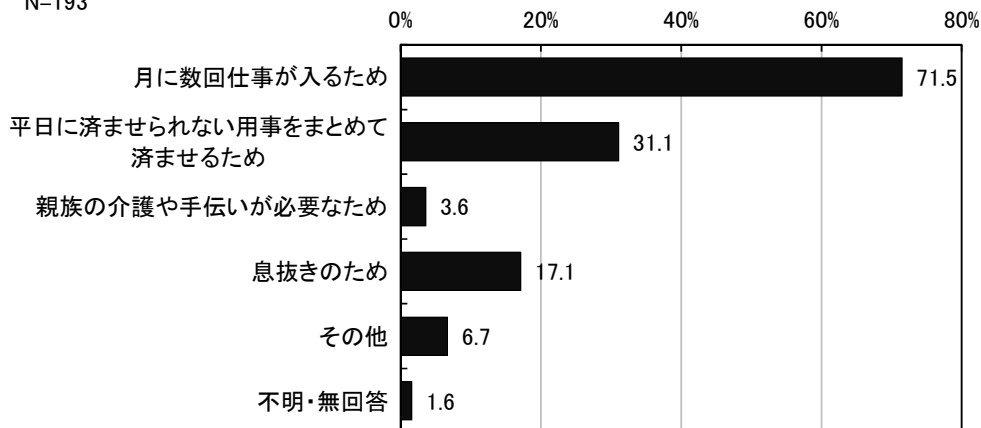


■ 利用する必要はない □ ほぼ毎週利用したい ■ 月に1～2回は利用したい □ 不明・無回答

月に1～2回は利用したい理由（就学前児童）

<複数回答>

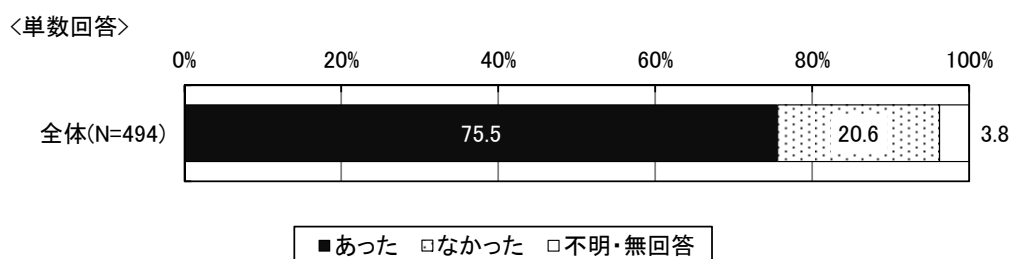
N=193



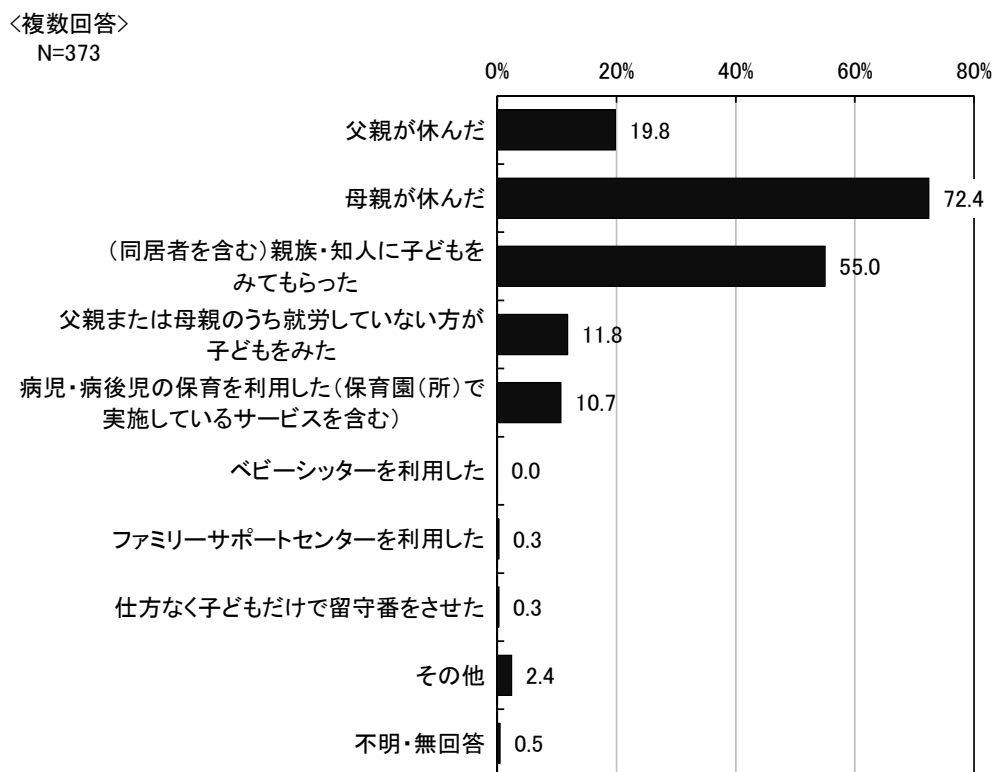
第7節 病気の際の対応

この1年間での病気やけがによる欠席の有無については、『就学前児童』で「ある」が75.5%であるのに対し、『小学校児童』では55.6%となっています。そのなかで、そのような場合の対処として「父親が休んだ」、「母親が休んだ」、「親族・知人に子どもをみてもらった」の割合（複数回答）が、『就学前児童』では19.8%、72.4%、55.0%であるのに対し、『小学校児童』では11.8%、62.6%、43.8%となっており、『就学前児童』の方が多様な方法で対処している様子がうかがえます。

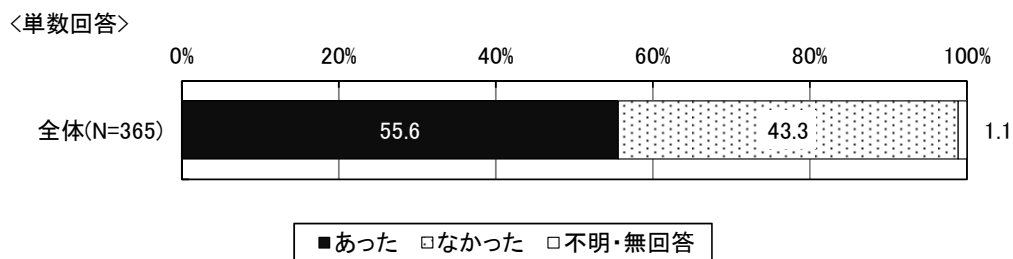
病気やけがによる欠席の有無（就学前児童）



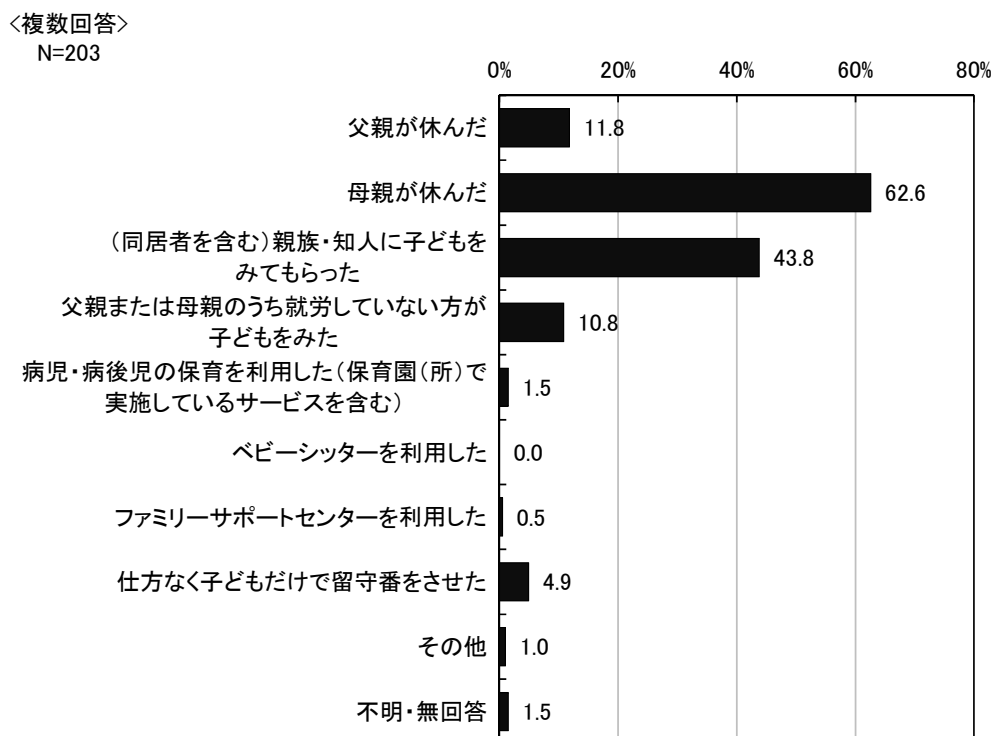
欠席した際の対応（就学前児童）



病気やけがによる欠席の有無（小学校児童）



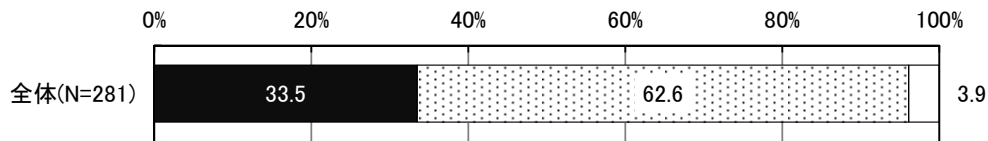
欠席した際の対応（小学校児童）



病児・病後児保育施設等の利用希望について、「できれば利用したい」と回答した人が、『就学前児童』の33.5%に対し、『小学校児童』では21.1%となっています。ともに「利用したいとは思わない」の割合の方が高くなっていますが、その理由として「親が仕事を休んで対応する」がともに約6割で最も高くなっています。また、施設については、小児科に併設した施設が望ましいと考える人が、ともに約9割となっています。

病児・病後児保育施設等の利用希望（就学前児童）

<単数回答>

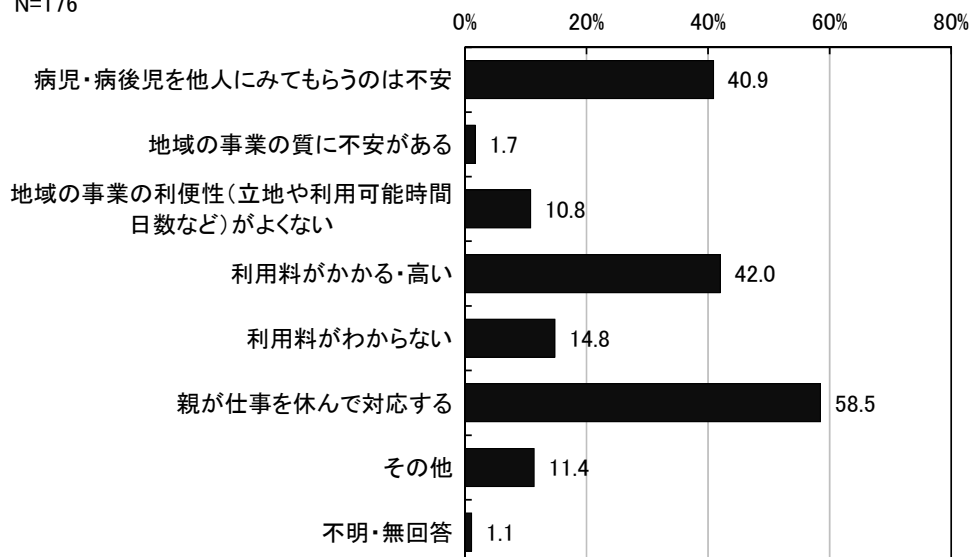


■ できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □ 利用したいとは思わない □ 不明・無回答

病児・病後児保育施設等を「利用したいと思わない」理由（就学前児童）

<複数回答>

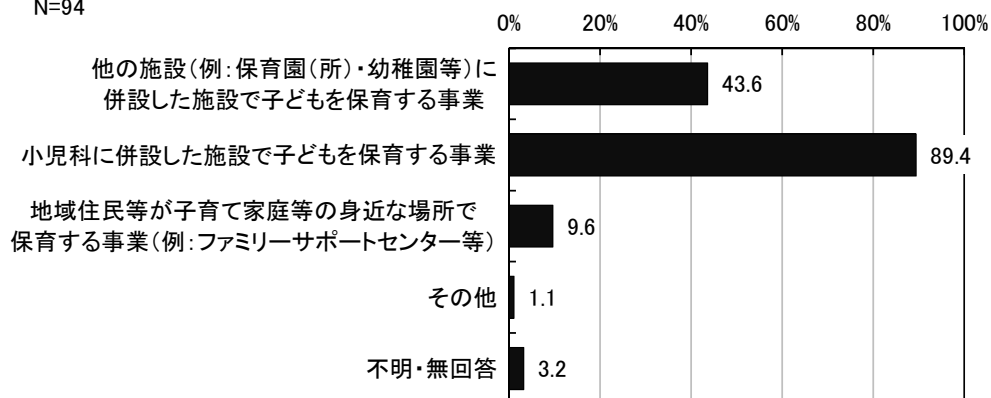
N=176



病児・病後児保育施設等の設置場所の希望（就学前児童）

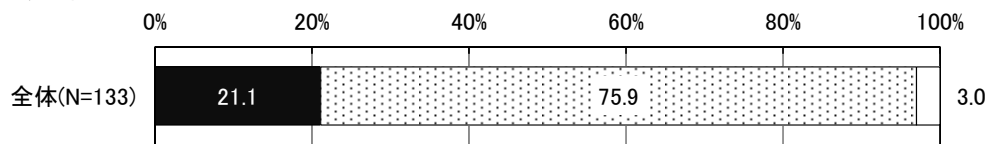
<複数回答>

N=94



病児・病後児保育施設等の利用希望（小学校児童）

<単数回答>

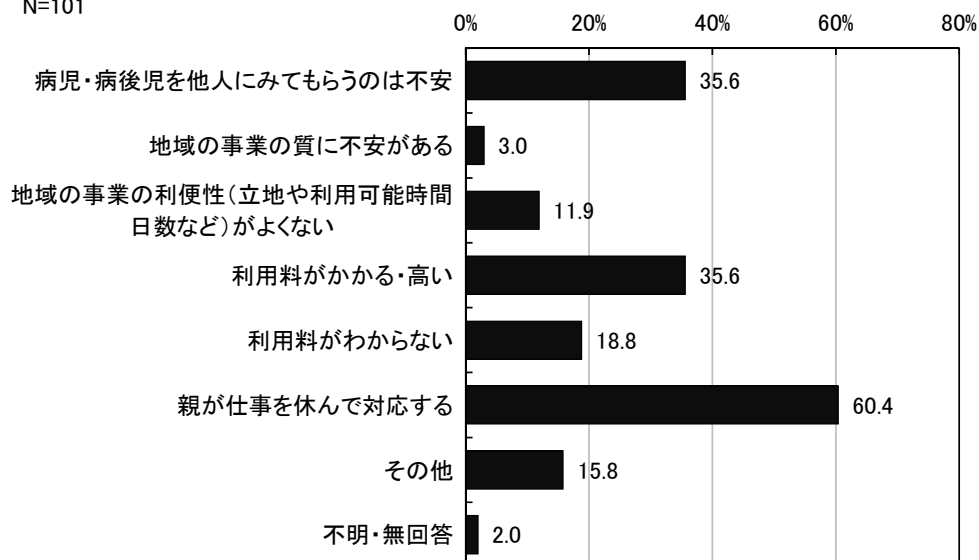


■ できれば病児・病後児保育施設等を利用したい □ 利用したいとは思わない □ 不明・無回答

病児・病後児保育施設等を「利用したいと思わない」理由（小学校児童）

<複数回答>

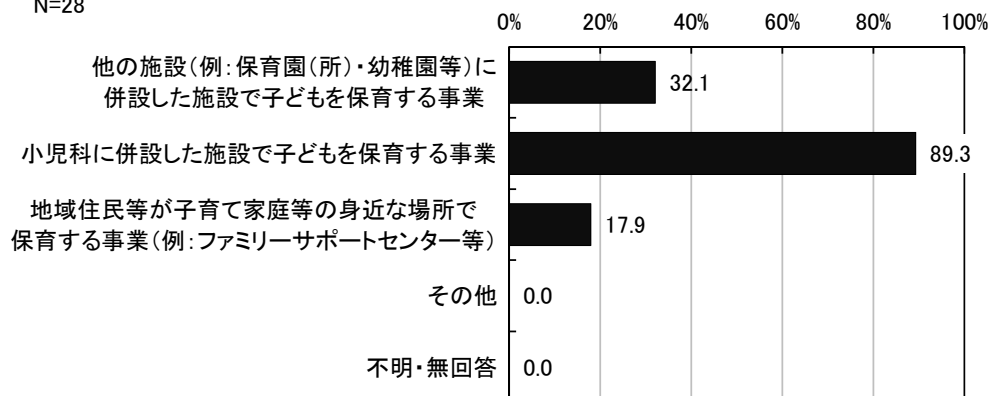
N=101



病児・病後児保育施設等の設置場所の希望（小学校児童）

<複数回答>

N=28



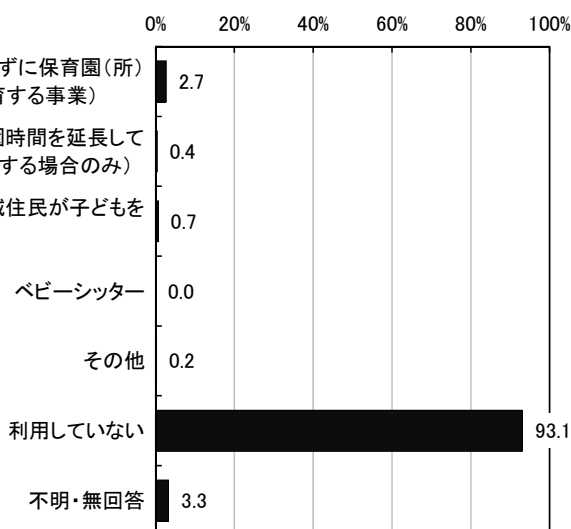
第8節 一時預かりや宿泊を伴う預かりの利用状況

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で、日中不定期的に利用している事業については、『就学前児童』、『小学校児童』ともに、「利用していない」が9割を超えています。利用していない理由については、「特に利用する必要がない」が8割を超えています。一方、利用の希望についてみると、「利用したい」と回答した人が、『就学前児童』では22.9%、『小学校児童』では13.4%となっています。

一時預かりの利用状況（就学前児童）

<複数回答>

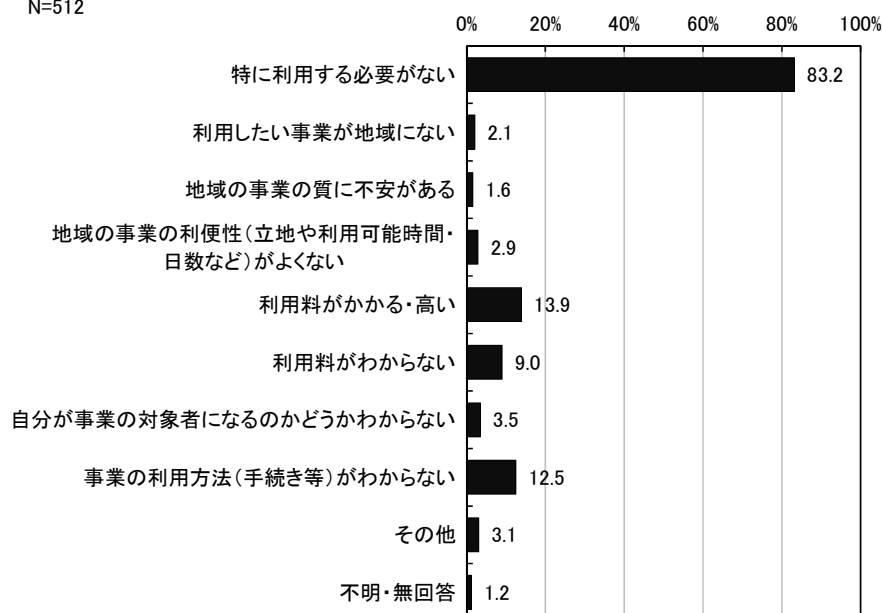
N=550



一時預かりを「利用していない」理由（就学前児童）

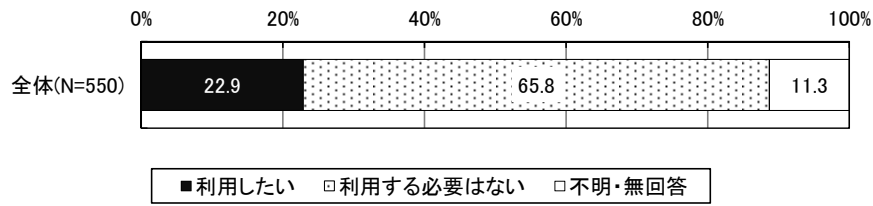
<複数回答>

N=512



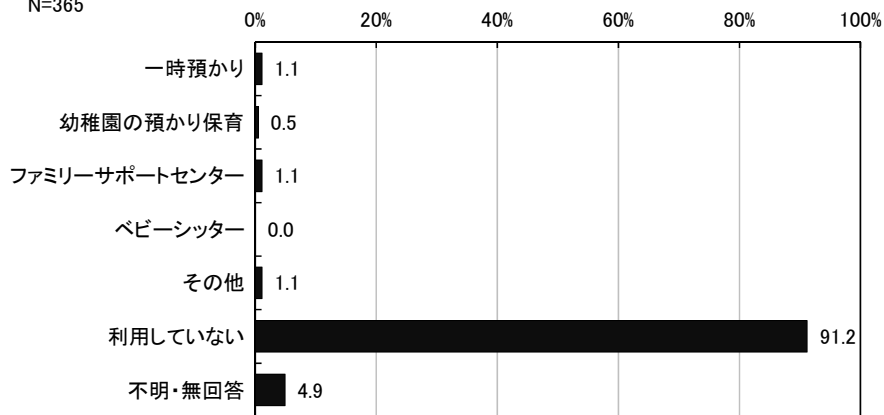
一時預かりの利用希望（就学前児童）

＜単数回答＞



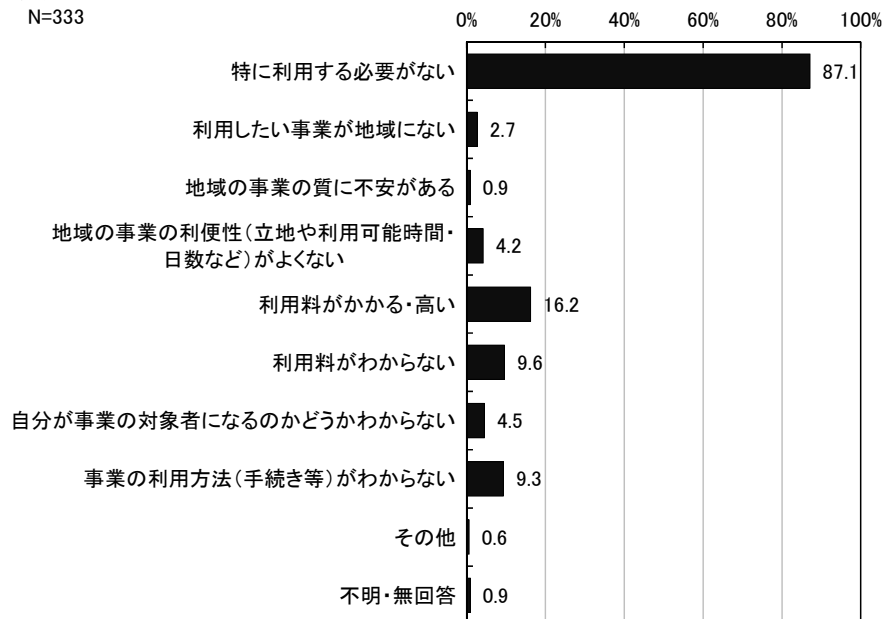
一時預かりの利用状況（小学校児童）

＜複数回答＞
N=365

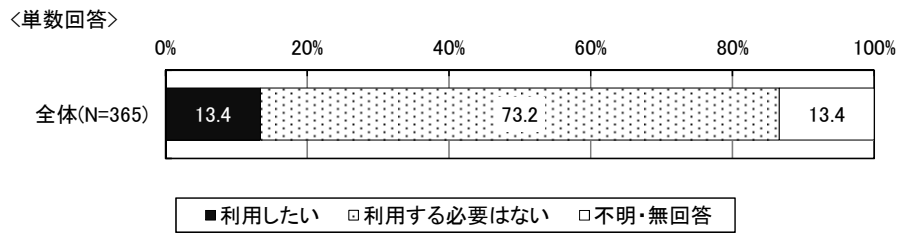


一時預かりを「利用していない」理由（小学校児童）

＜複数回答＞
N=333

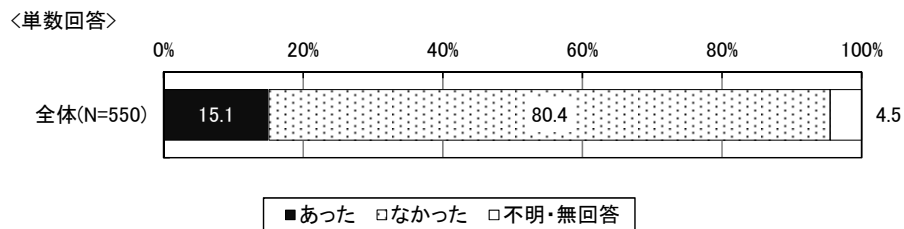


一時預かりの利用希望（小学校児童）

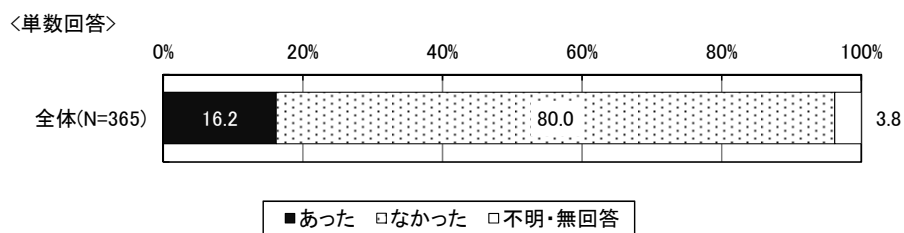


また、保護者の冠婚葬祭や病気等のため泊りがけで家族以外にみてもらわなければならなかったことも、「なかった」と回答した人がともに約8割となっています。

宿泊を伴う預かり利用状況（就学前児童）



宿泊を伴う預かり利用状況（小学校児童）

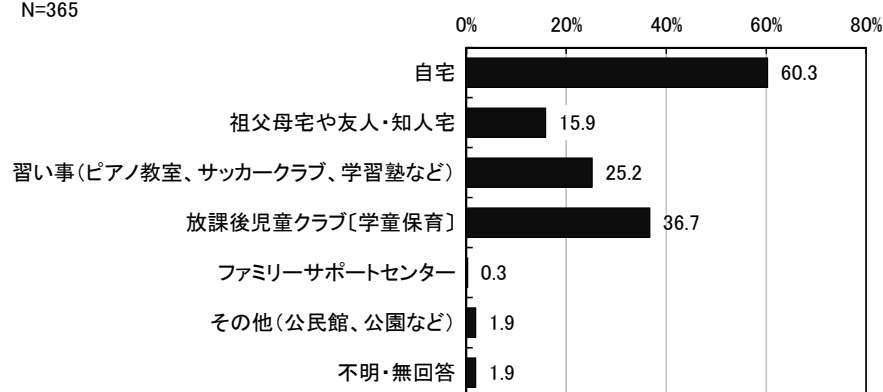


第9節 放課後の過ごし方

低学年時の放課後の過ごし方については、『小学校児童』では、「自宅」が60.3%（『就学前児童』では42.5%）、「放課後児童クラブ」が36.7%（『就学前児童』では33.3%）となっています。一方、高学年時については、「自宅」が71.0%（『就学前児童』では55.8%）、「放課後児童クラブ」が20.0%（『就学前児童』では17.5%）で、「習い事」は35.9%（『就学前児童』では29.2%）となっています。

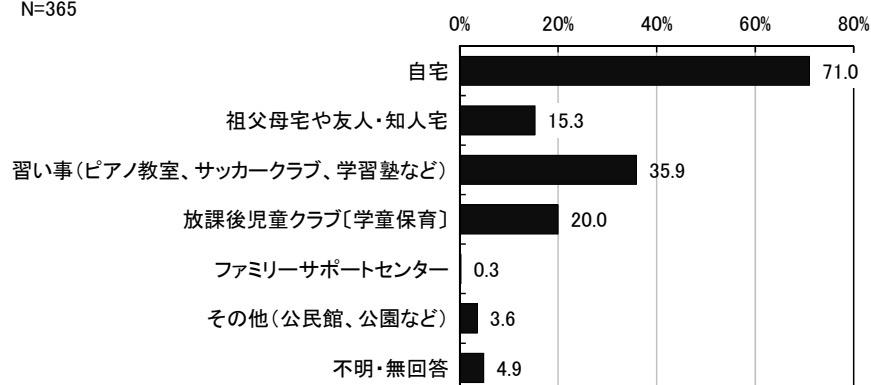
低学年時の放課後の過ごし方（小学校児童）

<複数回答>
N=365



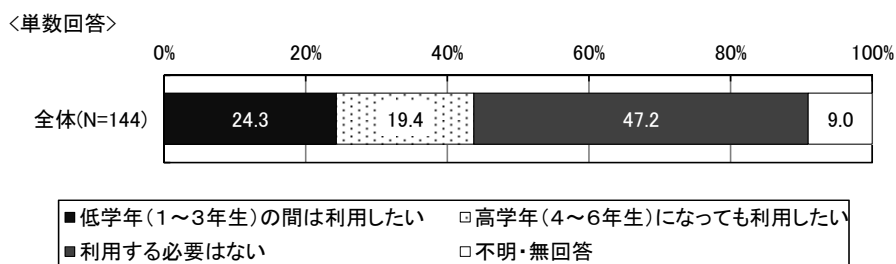
高学年時の放課後の過ごし方（小学校児童）

<複数回答>
N=365

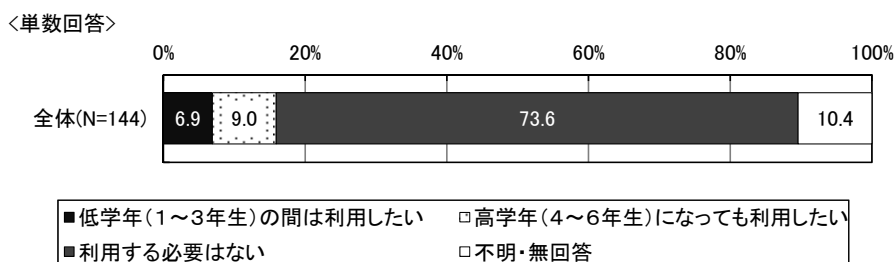


また、土曜日や日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用については、土曜日は47.2%（『就学前児童』では43.5%）が、日曜日・祝日は73.6%（『就学前児童』では71.7%）が、「利用する必要はない」と回答しています。夏休みや冬休みなどの長期休暇中については、「利用する必要はない」の割合が18.8%（『就学前児童』では10.9%）となっています。

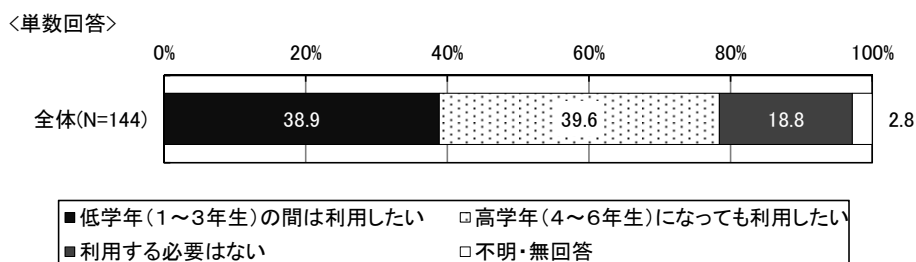
土曜日の放課後児童クラブの利用希望（小学校児童）



日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用希望（小学校児童）



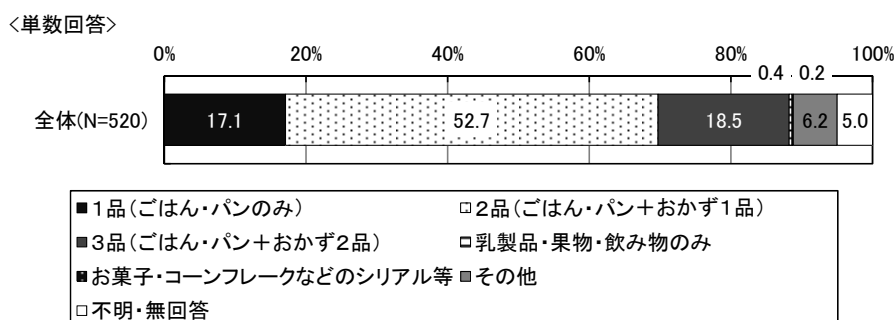
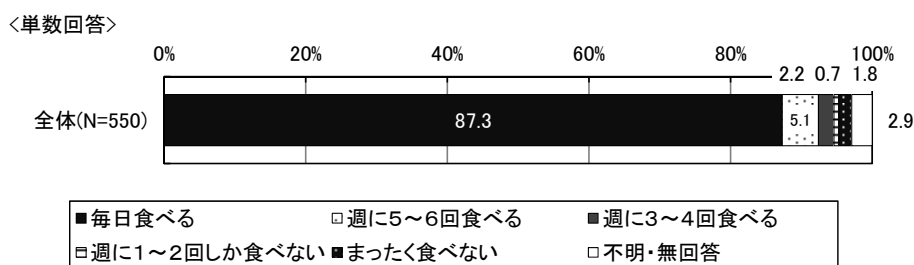
長期休暇中の放課後児童クラブの利用希望（小学校児童）



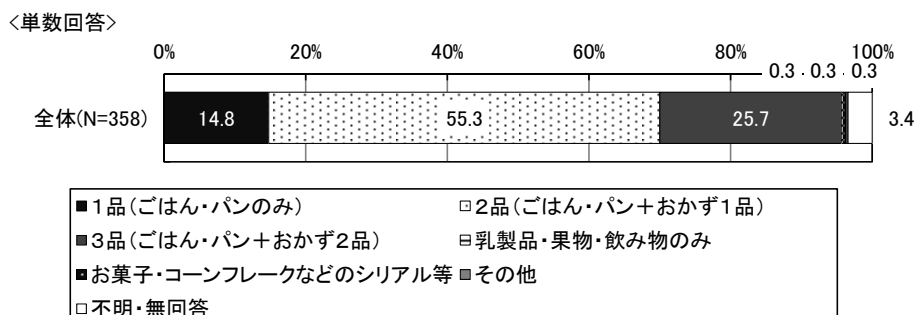
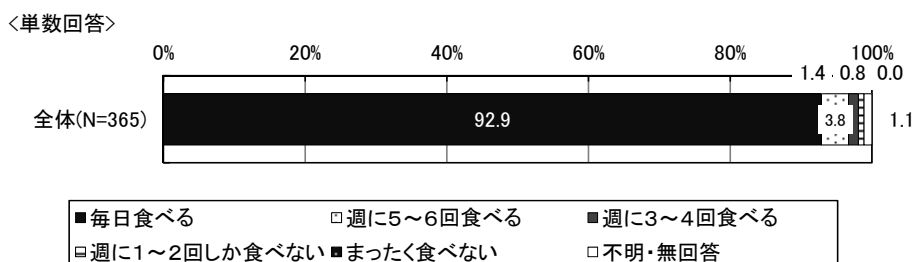
第10節 生活習慣

子どもの朝食の取り方については、「毎日食べる」の割合が『就学前児童』、『小学校児童』ともに約9割となっています。朝食の内容は、「2品（ごはん・パン＋おかず1品）」が5割を超え、最も高い割合になっています。なお、子どもは1日1回、家族と一緒に食事をしていると回答した人は、ともに約9割となっています。

子どもの朝食の取り方（就学前児童）

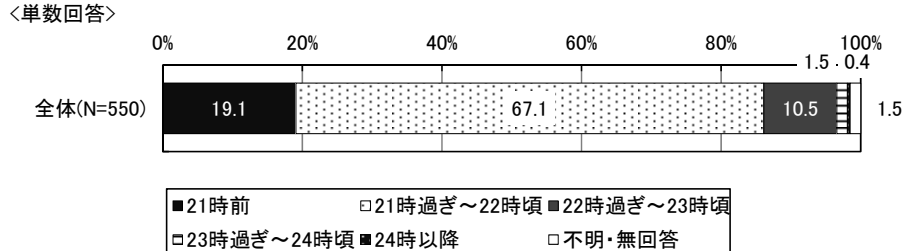


子どもの朝食の取り方（小学校児童）

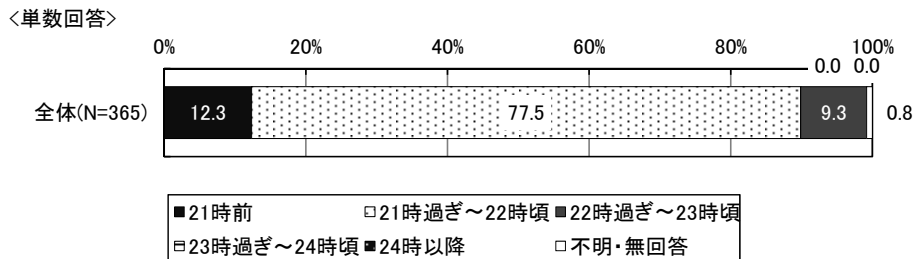


子どもの就寝時間については、「21 時前」の割合が『就学前児童』で 19.1%、『小学校児童』で 12.3%、「21 時過ぎ～22 時頃」はそれぞれ 67.1%と 77.5%となっています。

子どもの就寝時間（就学前児童）

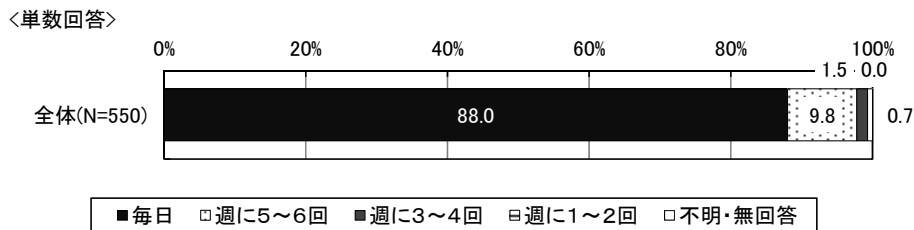


子どもの就寝時間（小学校児童）

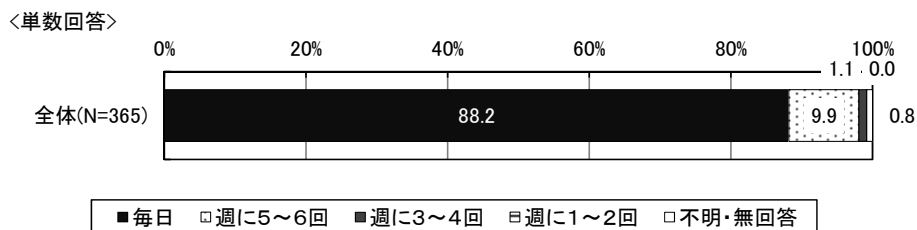


お風呂の回数については、ともに約 9 割が「毎日」と回答しています。

お風呂の回数（就学前児童）



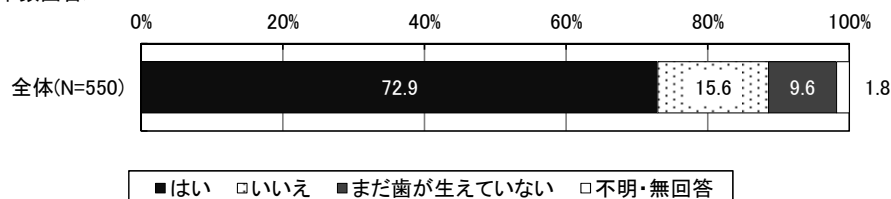
お風呂の回数（小学校児童）



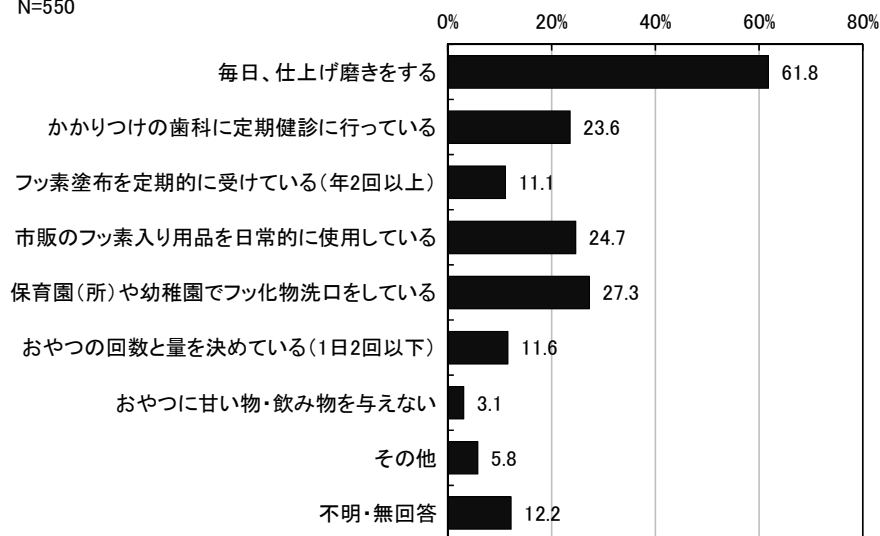
食後の歯磨きの習慣づけについては、『就学前児童』で「はい」もしくは「まだ歯が生えていない」の割合が合計で 82.5%、『小学校児童』は 81.6%となっています。歯の健康のために、『就学前児童』では「毎日、仕上げ磨きをする」が 61.8%、『小学校でフッ化物洗口をしている』の 72.9%が、それぞれ最も高い割合になっています。

食後の歯磨きの習慣づけ・歯の健康のためにやっていること（就学前児童）

<単数回答>

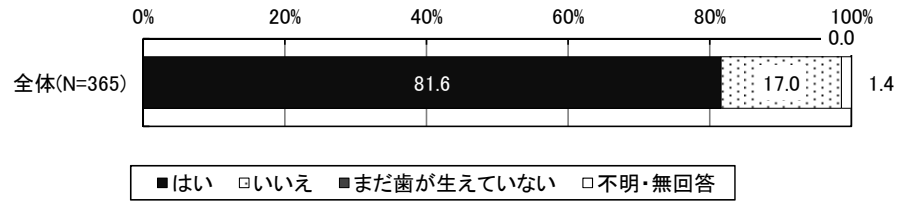


<複数回答>
N=550



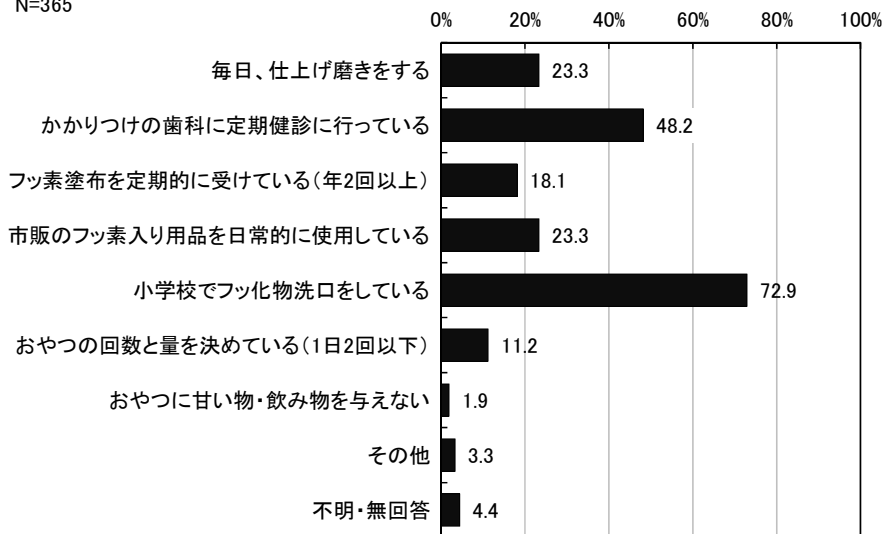
食後の歯磨きの習慣づけ・歯の健康のためにやっていること（小学校児童）

<単数回答>



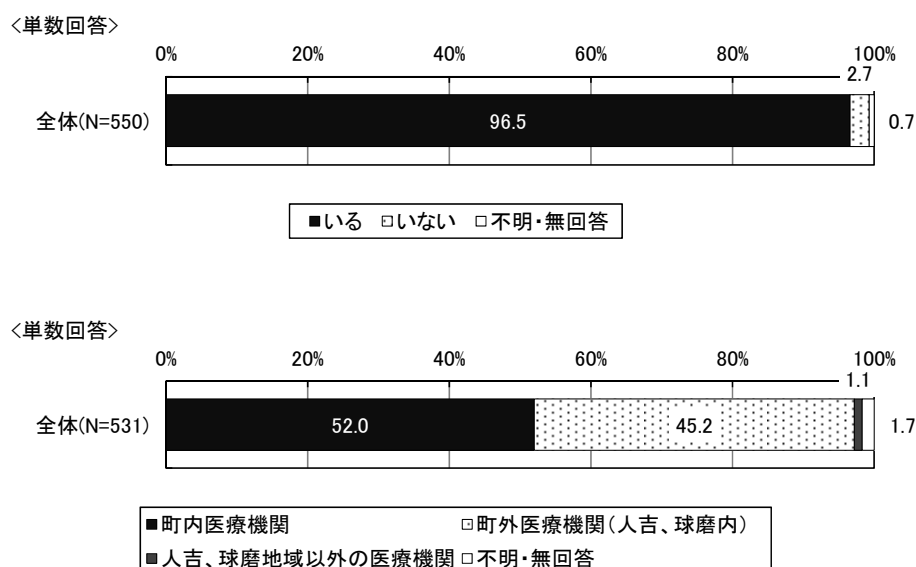
<複数回答>

N=365

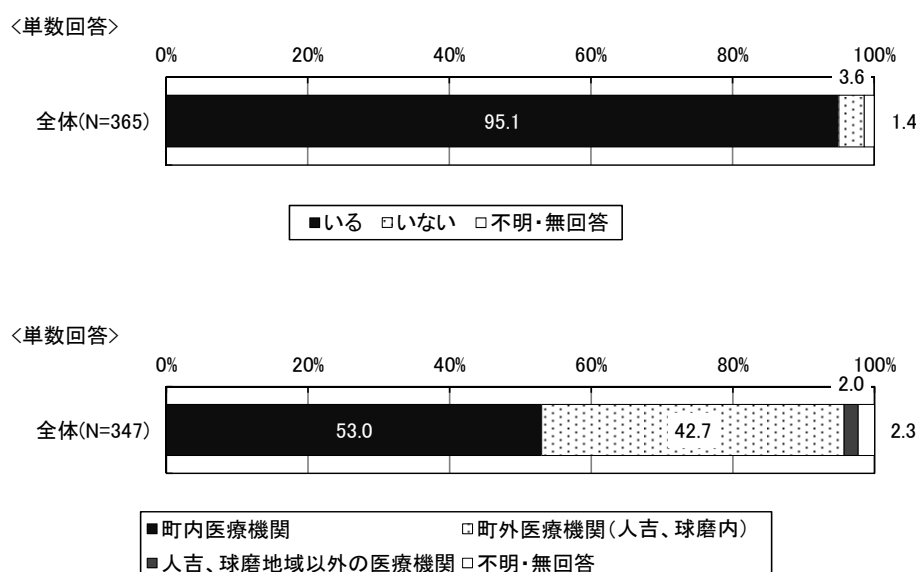


かかりつけ医については、「いる」と回答した人が、ともに9割以上となっており、その約5割が町内医療機関と回答しています。その医師については、『就学前児童』では89.5%が小児科医と回答し、『小学校児童』では77.5%となっています。「急病の場合、すぐに診てくれる医療機関が見つからず困ったことがありますか」については、「困ったことがある」と回答した人がともに約3割となっています。

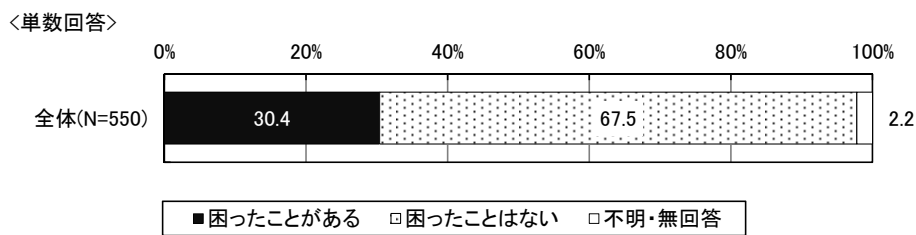
かかりつけ医の有無と場所（就学前児童）



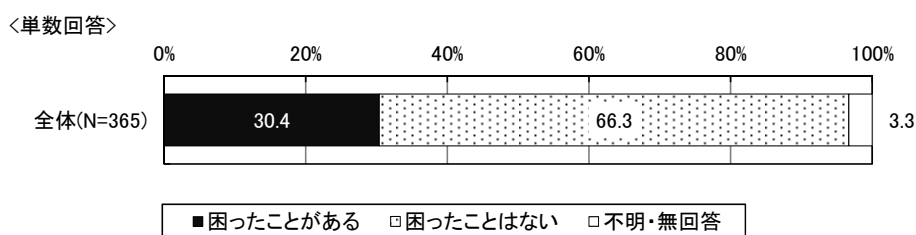
かかりつけ医の有無と場所（小学校児童）



医療機関が見つからず困った経験（就学前児童）

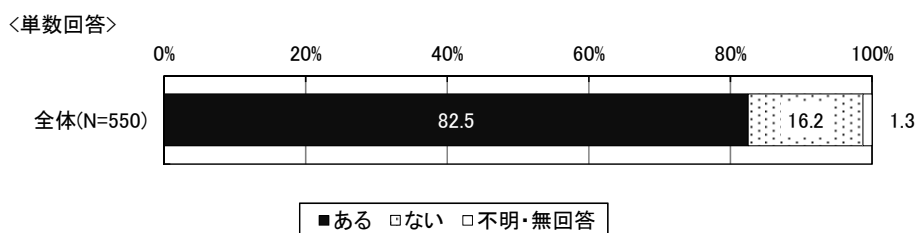


医療機関が見つからず困った経験（小学校児童）

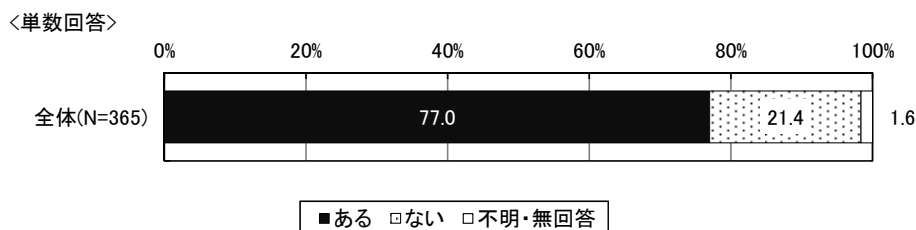


『就学前児童』では82.5%の人が、「ゆっくりとした気分で子どもと過ごせている」と回答しており、『小学校児童』では77.0%の人がそのように回答しています。今の子育てについて「とても不安」もしくは「不安」と回答した人は、『就学前児童』で7.4%、『小学校児童』で12.3%となっています。子育てのことでのストレスについて「とても感じる」もしくは「感じる」と回答した人は、『就学前児童』で13.1%、『小学校児童』で15.1%となっています。

ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無（就学前児童）

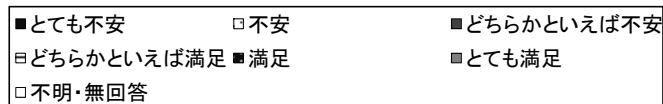
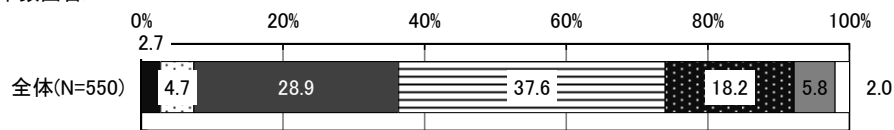


ゆっくりとした気分で子どもと過ごせる時間の有無（小学校児童）

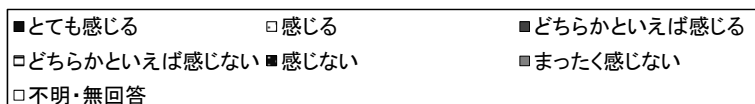
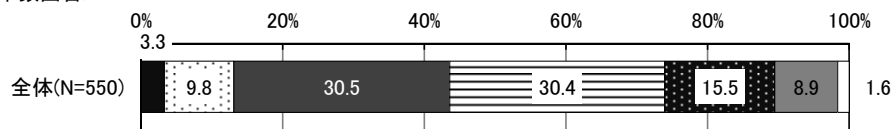


子育てに関する不安感やストレスの有無（就学前児童）

＜単数回答＞

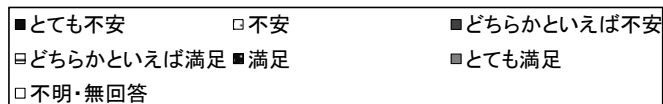
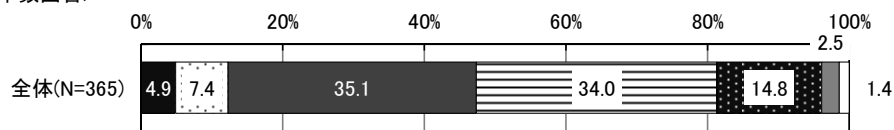


＜単数回答＞

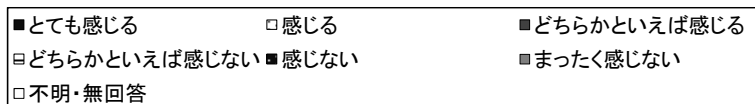
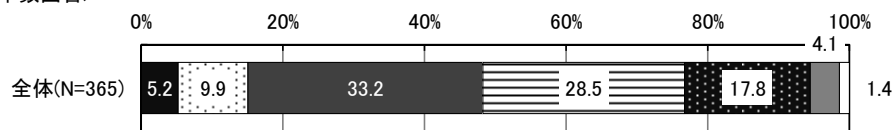


子育てに関する不安感やストレスの有無（小学校児童）

＜単数回答＞



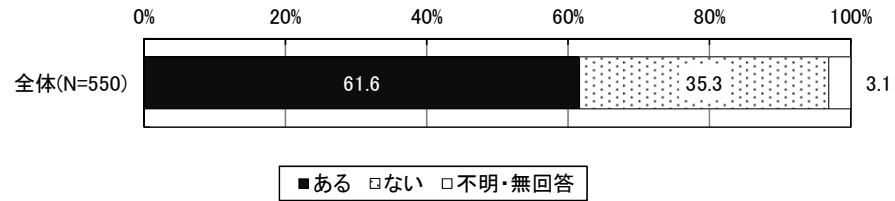
＜単数回答＞



「育児に自信をもてないことがありますか」については、ともに約6割が「ある」と回答しています。子どもに対し、やってしまうこととして、「必要以上に怒ったりしてしまう」が『就学前児童』で49.8%、『小学校児童』で61.1%、「子どもに冷たく接してしまうことがある」が『就学前児童』で29.5%、『小学校児童』で30.1%、「感情的になって叩いてしまうことがある」が『就学前児童』で17.3%、『小学校児童』で22.7%となっています。

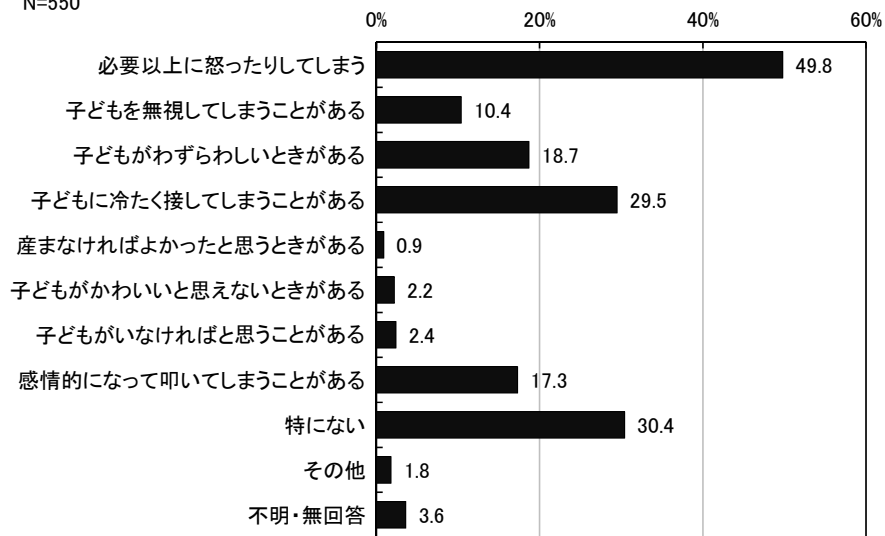
育児に自信がもてないことの有無、子どもについやってしまうこと（就学前児童）

<単数回答>



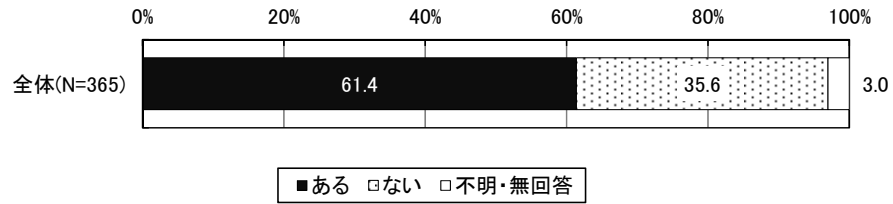
<複数回答>

N=550



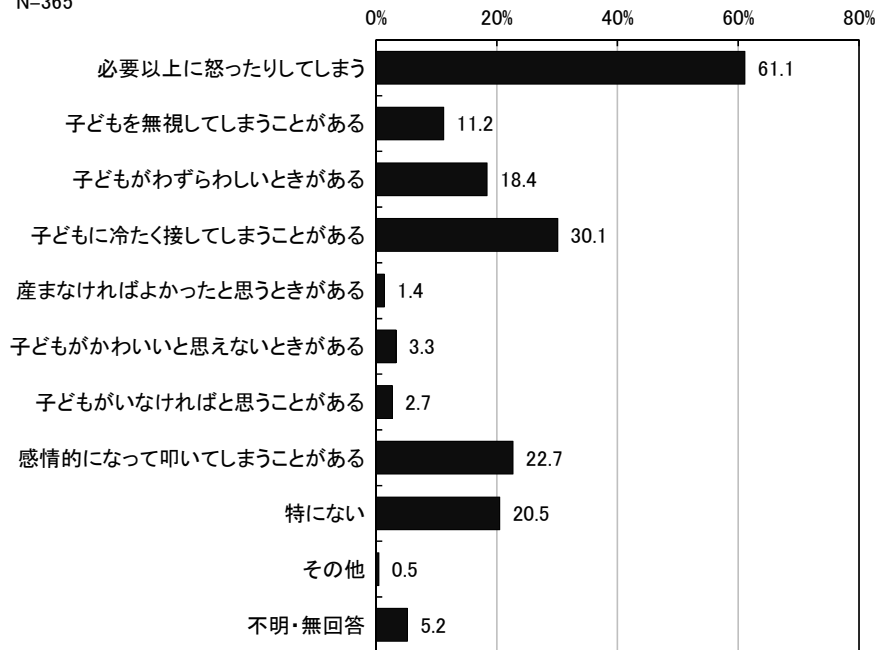
育児に自信がもてないことの有無、子どもについやってしまうこと（小学校児童）

＜単数回答＞



＜複数回答＞

N=365



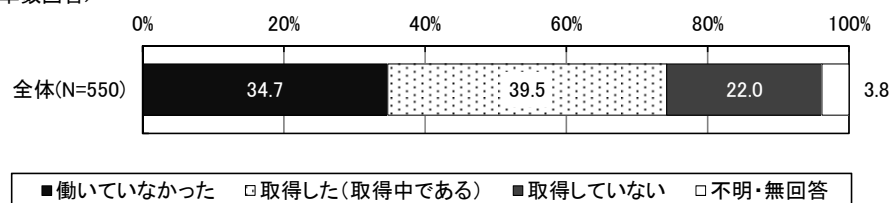
第11節 子育てと仕事の両立支援制度

父親の育児休業の取得については、『就学前児童』、『小学校児童』ともに約8割が「取得していない」と回答しています。その理由は、「仕事が忙しかった」や「配偶者が育児休業制度を利用した」の回答が約3割で上位となっています。

一方、母親については、ともに2割以上が「取得していない」と回答しており、その理由として、「子育てや家事に専念するため退職した」や「職場に育児休業制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が上位となっています。

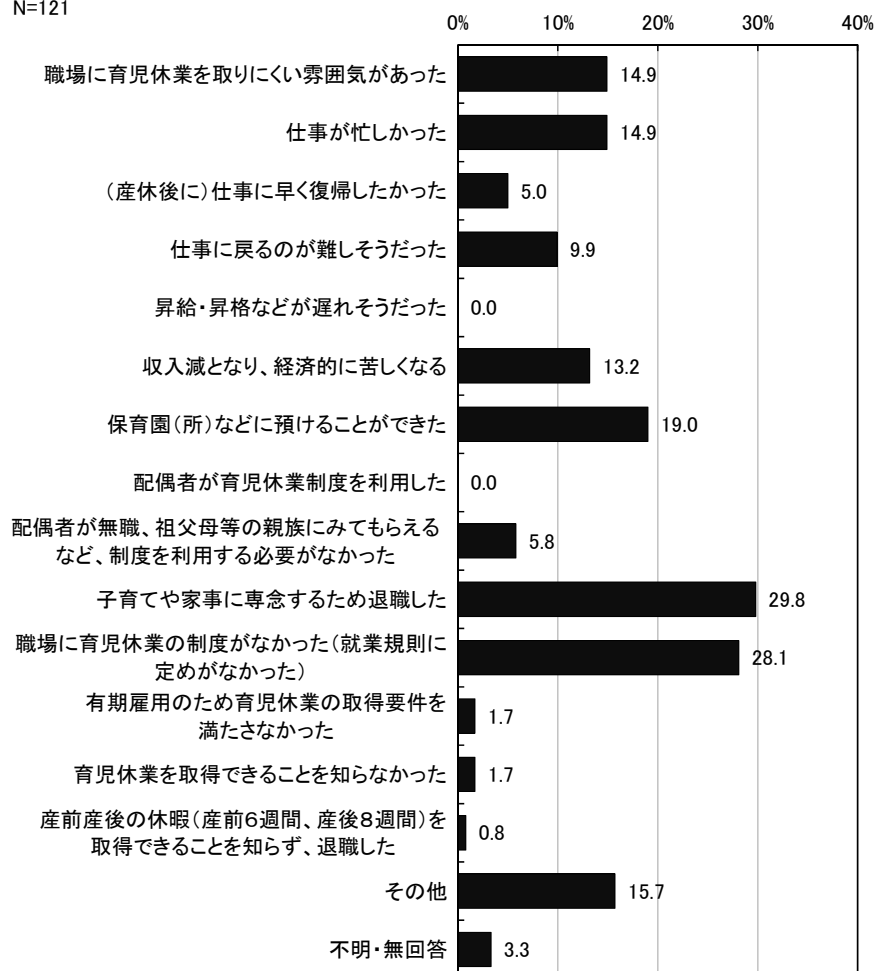
育児休業の取得状況と取得できない理由：母親（就学前児童）

<単数回答>



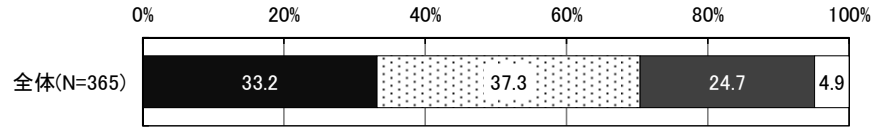
<複数回答>

N=121



育児休業の取得状況と取得できない理由：母親（小学校児童）

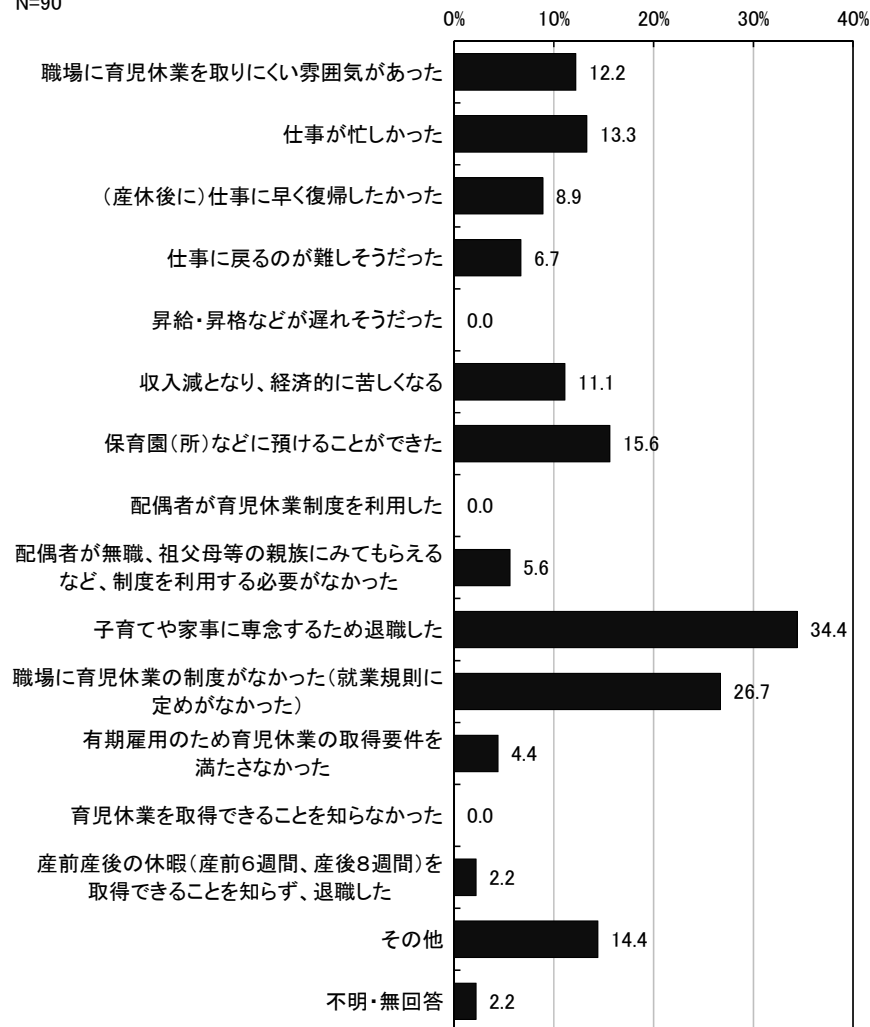
<単数回答>



■働いていなかった □取得した(取得中である) ■取得していない □不明・無回答

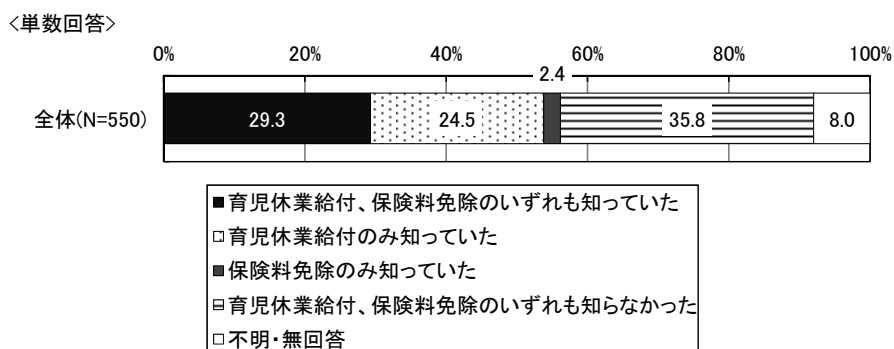
<複数回答>

N=90

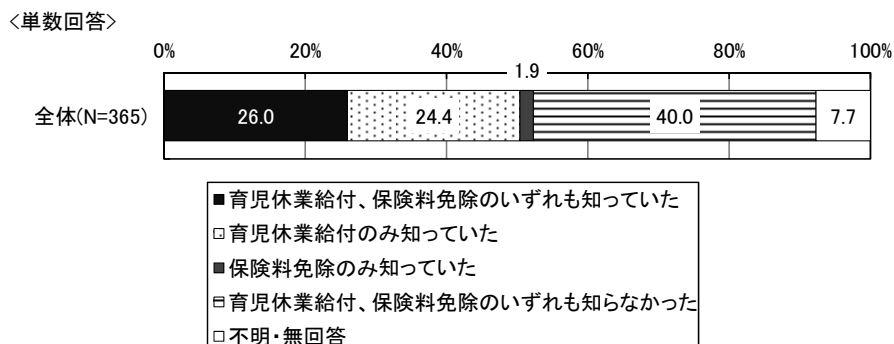


制度の認知度については、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」と回答した人の割合が、『就学前児童』では 35.8%、『小学校児童』では 40.0%となっています。

育児休業制度の認知度（就学前児童）



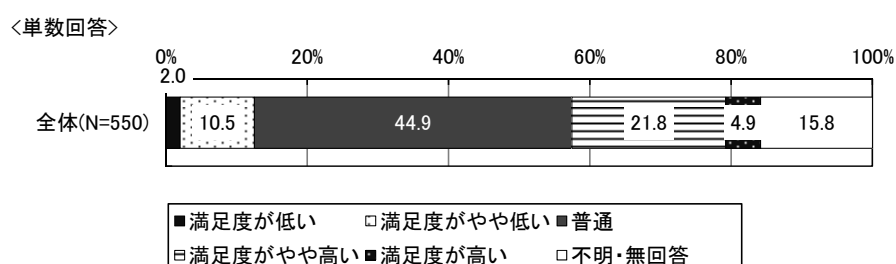
育児休業制度の認知度（小学校児童）



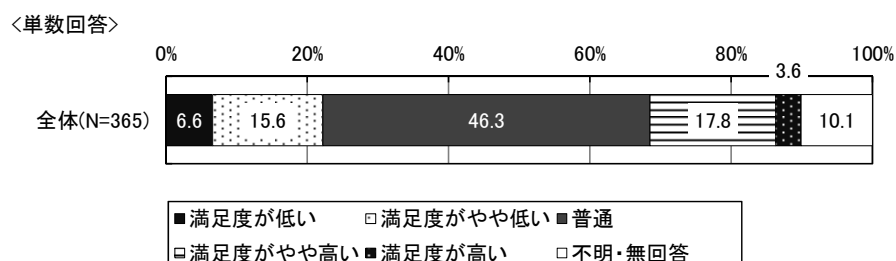
第12節 子育ての環境や支援への満足度

子育ての環境や支援への満足度については、「満足度が高い」と「満足度がやや高い」を合わせた割合が、『就学前児童』では26.7%、『小学校児童』では21.4%となっています。

子育ての環境や支援への満足度（就学前児童）



子育ての環境や支援への満足度（小学校児童）



第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

輝く未来と無限の可能性をもつ子どもたちは、かけがえのない地域の宝です。私たちは、この子どもたちを地域全体で温かく見守り、必要な手助けをし、育んでいかなければなりません。子ども自身が、様々な経験を通して生きる力を学び、身に付けながら、成長していくことも大切です。さらに、一人ひとりの子どもの生活環境の違いや個性の違い、様々な能力の違いなどを認め合い、それぞれの育ちを応援することも大切です。

子どもたちを取り巻く環境は、急激な社会情勢の変化を背景に大きく変化してきています。子どもたちが生活の変化に柔軟に対応し、心身ともに健やかに育つためには、あさぎり町が子どもたちにとって最善の環境となるよう、家庭や地域、学校、企業、そして行政等の関係機関が連携を図りながら、それぞれの役割を果たしていくことが重要です。

子どもたちは家庭での子育てだけではなく、地域の人々との関わりあいの中で成長していきます。そして、子どもたち自身が自らの生きる力を育むことを地域みんなで応援し、子育てを行っている家庭を地域全体で支えていくことが、希薄化しつつある地域のつながりを深めていくことにもなります。

次代を担う子どもたちが安心して生き生きと健やかに成長し、子どもを安心して産み育てられ、あさぎり町で子育てをしたいと思えるようなまちになるように、「(新)子育てゆめぷらん」〈あさぎり町子ども・子育て支援事業計画(第1期)・次世代育成支援行動計画(前期)〉の基本理念を以下のように掲げます。

あさぎり町に暮らすすべての子どもたちが、生き生きと健やかに育つために、親や家族が安心して楽しく子育てができる環境づくりを推進します。

あさぎり町に暮らす一人ひとりが、子どもたちの健やかな成長に関心を持ち、子どもや子育てをしている家庭を応援していく体制づくりを推進します。

子どもたち自身が自らの生きる力を育むことを地域みんなで応援し、地域と家庭が一体となって子どもを育てる力が高まる取り組みを推進します。



家庭と地域で育むあさぎりっ子

第2節 あさぎり町のめざす姿

「(新) 子育てゆめぷらん」でのあさぎり町のめざす姿は、以下の通りです。

すべての子どもたちが 生き生きと健やかに育つ

すべての子どもたちが、生き生きと健やかに成長し、次代の親として育むために、子どもたちに様々な体験活動の機会を提供します。

すべての親や家族が安心 して楽しく子育てできる

すべての親や家族が、子育ての過程において不安を抱かないよう、また、子育ての喜びを感じながら、楽しく子育てできるようにします。

地域みんなが 子どもたちを見守り育てる

地域で生活する一人ひとりが、子どもたちに関心を持ち、見守り育てるための支援と体制づくりを行います。

第3節 めざす姿実現のための基礎となる取り組み

あさぎり町のめざす姿の実現に向けて、最も重要で取り組みの基礎となる「家庭」と「地域」の役割を明確にすることが必要であり、「家庭と地域の子育て力を向上させる」ための「基礎となる取り組み」として2つの取り組みを推進していきます。

取り組み① … 子どもとのふれあいを大事にする家庭づくり

取り組み② … 子どもの育ちと子育てを応援する地域づくり

本計画は、基本理念に『家庭と地域で育むあさぎりっ子』を掲げています。

「親や家族」「地域の人」「関係機関や行政」が、役割を分担し連携しながら取り組んでいきます。

すべての子どもがかけがえのない存在であるという認識で、地域の一人ひとりや関係機関が、自分たちが担える役割は何かを考え、できることに積極的に取り組みます。

取り組み①：子どもとのふれあいを大事にする家庭づくり

家庭は、子どもが将来自立した大人となるための大きな役割を担っています。親がきちんと子どもと向き合いふれあいながら、家庭の中で子どもを育てていくことが大切です。

家庭での食習慣や生活習慣は、子どもの健やかな成長に重要で、子どもたちが大人になった時の生活へつながっていきます。親や家族が自分自身の生活習慣を含めたところで、子どもの規則正しい生活習慣を整えていけるような支援も必要です。

毎日の食事は、家族の健康・生活リズム・ふれあいの面から重要であり、本計画では「食育」を通して、子どもが大人になった時に、我が家の食事が「家庭の味」として思い出に残るような、食育を中心とした家庭づくりの各取り組みを継続して推進します。

<p>親や家族が していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・家族が1日3食、家族そろって楽しく食事ができる ● 子ども・家族が、規則正しい生活習慣をおくる ● 小さい時から食事を一緒に作り、食べ物の大切さを教える ● 家庭の中で、挨拶などの基本的な習慣を身に付けさせる ● 普段から親が子どもとよく話し、悩みを聞いたり、遊んだりする ● 家族みんなが子育てや家事などに協力し、子どもにもお手伝いを通して責任や家庭での役割をもたせる
<p>地域の人たちが していくこと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 普段から子どもや家族に、笑顔で挨拶や声かけをする ● 隣近所のつきあいや交流を大切にし、お互い必要な時に助け合ったりできるような関係を普段から作っておく ● 子どもや親に、郷土料理や慣習・行事などを、伝えていく機会をもつ
<p>関係機関や 行政がしていく こと</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 行政、保育園、幼稚園、認定こども園、学校等子どもに関わる機関が食育に対する取り組みの連携を強化していく ● 親子のふれあいを目的とした親子料理や読み聞かせ等の事業を実施する ● 家庭教育の大切さや家庭の役割・責任等について、親が学ぶ機会を提供する ● 子どもや家族の悩み等を解決できる相談しやすい体制を作る

取り組み②：子どもの育ちと子育てを応援する地域づくり

子どもたちは家庭での子育てだけではなく、地域の人たちとの関わりあいの中で成長していきます。地域が一体となって、子どもの育ちと子育てを応援していくためには、地域の人たちの理解とふれあいの中で、子どもたちが地域の宝として大切に育てられることが大切です。

そのためには、家族や地域の人たちが、家庭を基本において地域ぐるみで子育てしていくことの必要性を知り、子どもの育ちや親の子育てを応援する気持ちを持ち、行動することが大切です。地域の大人や関係機関による、子どもや家族との交流・子ども同士の仲間づくりなど異世代間の交流をできることから取り組みます。いつでもお互いに声をかけられるような地域のつながりも深めながら、子どもたちを地域みんなです育てるための各取り組みを推進します。

親や家族が していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 日頃から隣近所や地区の人たちと仲良くする ● 子どもと一緒に地域の行事に積極的に参加する
地域の人たちが していくこと	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもは地域で見守り育てるという意識をもつ ● 住民一人ひとりが、自分ができる部分や時間で子どもに関わろうと思う ● 子育ての経験や自分の知識等を活かし、ボランティアや子育て活動等に参加する ● 普段から子どもたちに笑顔で声かけ・見守り・挨拶をする（安全対策も含めて） ● 子どもや家族の状況を見て、支援や援助が必要だと感じる時は、役場や関係機関に知らせ相談する（虐待の疑いも含めて） ● 子ども会行事や地域の活動・子育て講演会等に、住民が積極的に参加・協力する
関係機関や 行政がしていく こと	<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもを地域で守り育てるという意識を高める活動を強化する ● 地域の人も参加できる行事や子育て講演会等を実施する ● 地域の人得意分野（伝承遊び等）や経験を、子どもたちに伝えたりできる機会を充実させる（生涯学習人材活用事業の登録・派遣、相談システムの充実） ● 子育て支援を担う人材や組織の育成や支援を行う ● 各子ども会の連携強化・指導者の育成講習会を開催する ● 子どもに関わる機関の連携を強化する（ささえ愛福祉ネットワーク連絡会）

第4節 取り組みの柱

「めざす姿」の実現に向け、以下の6つの施策を「取り組みの柱」として掲げます。

取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援

人口構成の大きな変化や子どもたちの遊び方の変化などにより、地域でのつながりが希薄化してきています。子育ては親や家族だけではなく、地域に暮らす一人ひとりが子どもたちを見守り、子どもたちにとって最善の子育て環境を作っていくという意識を高めることが大切です。

子どもを産み育てている若い世代は、仕事や子育てで地域における活動への参加は少なくなっています。また、子育てを終えた人々、高齢者の方々も自分の家族以外の子どもたちと交流を持てるような活動への参加の機会はまだ多くありません。

一方、ゲームやインターネットなど家の中で、個人で楽しむ遊びが多くなっていることなど、地域の方々ともふれ合う機会がますます少なくなっています。このため、地域住民や関係機関等が連携し、地域の交流促進や地域住民の子育て支援意識の高揚、支援活動の促進を図り、子育てを応援する地域づくりを進めます。

取り組みの柱②：健康づくりの推進

本町に生まれた子どもが、心身ともに生き生きと健やかに育つことは、地域に暮らすみんなの願いであり、「健康」はよりよい生活を送るための大切な基盤です。子どもの頃に身に付けた生活習慣や自身を大事にする気持ちなどが、その後の人生を健康に過ごせるか否かにつながります。そこで、食育を中心に親が積極的に子どもの健康維持に取り組めるような支援を行うとともに、妊産婦や子どもが安心して過ごせる医療の確保に努めます。

取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり

社会環境の変化などにより、子どもの学び育つ環境は大きく変化しています。子どもたちの生きる力を育むためには、地域や学校だけでなく、家庭の力が最も重要です。

しかし、核家族や共働きの家庭やひとり親家庭が増え、しつけや教育に対して自信が持てなくなることも多くなっているようです。また、親としての自覚や責任が持てないままに親となる傾向がみられ、子育てしながら親として育っていく「親育て」の支援も必要です。同時に、思春期からの親となるための教育も必要です。

取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり

地域で安心して子育てができ、子どもがのびのびと成長していくためには生活環境の整備が重要です。

地域住民との協働による子どもの交通安全、犯罪の被害者とならないための防犯対策の充実、交通安全指導、通学路の安全整備の推進など子育てを支援する設備整備に努めます。

取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり

生活形態や価値観の多様化とともに就労に対する意識も変化し、仕事と家庭のバランスのとれた働き方を望む人が増えており、働く親にとって子育てと仕事の両立は大変重要な課題です。

父親の子育てへの参加の促進や子育て家庭に配慮した企業の取り組みが促進されるよう働きかけるとともに、家庭や地域における取り組みを推進し、家族全体で協力して子育てに取り組んでいく意識を広げます。

取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実

子どもが笑顔にあふれ健やかに成長するためには、子育てを行う親や家族が子育ての喜びを実感し、安心して生き生きと楽しく子育てできる環境が必要です。そのためには、様々な相談に対応するための支援体制整備と情報提供の充実が大切となります。

子育てに対して大きな負担を感じ、不安や悩みを抱え込んでいる親や家族に対して、不安の軽減を図り、適切な相談支援や情報提供を行います。

第5節 取り組みの体系

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
地域ぐるみの子育て応援	地域の子育て力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもを地域で守り育てる意識の啓発 ▶ 子ども会活動の充実 ▶ 地域の人材活用の充実
	地域の人材等による子育て応援	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実 ▶ 母子保健推進員活動の充実 ▶ 子育てサークル活動の推進 ▶ ファミリーサポートセンター事業の推進 ▶ ボランティアセンターの活動充実
	遊び学べる場の確保・充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 公民館・図書館などの公共施設の活用 ▶ 公園活用の拡充 ▶ 総合型地域スポーツクラブの充実
	子育て関連機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 児童に関する連絡会議の充実 ▶ 庁内関係課の検討会
健康づくりの推進	家族ぐるみでの生活習慣の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「みんなの食育5か条」の推進 ▶ 「目指せ！親子で定期歯科受診100%」の推進
	思春期の心と体の健康づくり	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 健康を守るための正しい知識の啓発 ▶ 思春期の悩みに応える体制づくり
	安心して子どもを産み育てる医療体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 医療体制の確保 ▶ 適正な医療のかかり方の啓発
親と子の豊かな成長のための環境づくり	子どもの生きる力と家庭の子育て力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 子どもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実 ▶ 子育てを学ぶ機会の提供
	開かれた学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の人材（ゲストティーチャー）の活用 ▶ 学校開放の推進
安全で子育てしやすい町づくり	交通安全確保の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 交通安全指導の推進 ▶ 通学路の安全整備
	防犯対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地域の防犯対策の充実 ▶ 小・中学校における防犯対策の推進
	子育てしやすい生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ▶ バリアフリー化の推進 ▶ 子ども連れにやさしいトイレ等の整備

取り組みの柱	取り組み	事業・活動
ゆとりある子育てのための環境づくり	保育サービス等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 保育園（所）・幼稚園・認定こども園における子育て支援の推進 ➤ 一時預かり事業の充実 ➤ 病児・病後児保育事業の充実 ➤ 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実
	男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 職場・家庭・地域における男女共同参画の推進 ➤ 「仕事と家庭の調和」の推進
	子育て家庭への経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各種手当・助成制度に関する情報提供 ➤ 保育料の軽減 ➤ 子ども医療費助成制度の充実
相談支援の充実に情報	障がいや病気等がある子どもへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 早期発見・早期療育体制の整備 ➤ 相談支援体制・交流活動の充実 ➤ 障がい児保育の充実 ➤ 就学相談・教育体制の充実
	ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 子育て・生活支援の推進 ➤ 就業促進のための支援
	児童虐待防止対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 児童虐待防止に関する啓発 ➤ 乳児家庭全戸訪問事業等の充実 ➤ 地域の人材等の活動の充実 ➤ あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会の活用
	相談機関と人材・情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地域子育て支援拠点の充実 ➤ 情報提供・啓発活動の充実

第5章 取り組みの柱ごとの事業・活動

第1節 取り組みの柱①：地域ぐるみの子育て応援

すべての子育て家庭への支援を行うために、関係機関の連携を強化し、地域全体で子どもを見守り育てる意識づくり・体制づくりを進めます。

1 地域の子育て力の向上

地域住民が子育てへの関心・理解を高め、子育て経験者の知識や経験を活かせる子育て支援につなげていきます。

活動・事業名	担当課等
子どもを地域で守り育てる意識の啓発	生活福祉課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●「あさぎり町子ども・子育て支援事業計画（第1期）・次世代育成支援行動計画（前期）」について、広報紙やホームページ等の広報手段を活用し啓発を行います ●講演会活動等を通じ、子どもを地域で育てるという意識の啓発を行い、広報紙やホームページ、データポンに掲載し情報提供に努めます <p>※データポン…デジタルテレビのデータ放送。これまで告知放送が聞こえにくいなどの問題を解決し、より機動的な情報伝達が可能</p>	

活動・事業名	担当課等
子ども会活動の充実	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●少子化が進む中、子ども会活動が困難となる地区が増えつつあることから、地域の再編や子ども会活動を通して地域のつながりも持てるよう支援を行います ●地域の大人の参加を促進し、行事や活動の充実を図ります ●子ども会が未組織の地域については、子ども会発足へ向けての支援を行います ●「あさぎり町子ども会育成連絡協議会」を活用し、各単位子ども会の交流や情報交換等の連携強化・指導者育成のための研修会等を積極的に取り組みます 	

活動・事業名	担当課等
地域の人材活用の充実	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の技能者・各分野の経験者を登録・派遣し、子育て支援に関わる学校を含む地域活動等への人材派遣活動を行い、より一層の充実を図ります ●学校応援団活動については、各学校・各校区の現状を踏まえ、研修会等を通して先進的事例を学び、より一層の充実を図ります 	

2 地域の人材等による子育て応援

子育て家庭を支える地域の人材育成や関係機関による子育て支援活動の充実を図り、また地域住民がさらに子育てに関わっていただけるようなボランティア等の育成を推進します。

活動・事業名	担当課等
主任児童委員、民生委員・児童委員活動の充実	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の現状把握に努め、相談支援及び関係機関との連携強化を図ります ●家庭訪問等による子ども家庭に対する相談支援及び関係機関との連携強化を図ります ●民生委員児童委員協議会で児童の専門部会で地域の現状把握に努めます 	

活動・事業名	担当課等
母子保健推進員活動の充実	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●母子保健推進員の資質の向上に努めながら、地域の中で若い親たちの頼りになる存在となるよう活動支援を行います ●家庭訪問等による児童虐待の早期発見を心がけ、育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します ●子育て不安等に関わる研修機会の充実により、支援の質の向上に努めます 	

活動・事業名	担当課等
子育てサークル活動の推進	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●保育園や公民館などの身近な施設を利用し地域ボランティアも参加した、乳幼児やその家族に対する定期的な子育てサークル活動を推進します ●サポーターの育成とともに、自主的な子育てサークルの育成並びに支援に努め、保護者の悩みや不安を軽減、保護者同士の交流を推進するための情報や活動の場の提供に努めます 	

活動・事業名	担当課等
ファミリーサポートセンター事業の推進	社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●急な残業や緊急時等の一時的な保育、病児保育等のサポート活動を推進するため、ファミリーサポートセンター事業を推進し、充実を図ります ●協力会員等の教育や依頼会員の周知・随時募集に取り組みます 	

活動・事業名	担当課等
ボランティアセンターの活動充実	社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア養成講座等を行い、子育て支援ボランティアの育成を図ります ●ボランティアの登録・派遣など、利用しやすい体制を作ります ●ボランティア協力校の活動については、各校ごとに自主的に取り組んでいくこととし、要請があれば関係機関と連携し、支援していきます。また、未就学児に対する連携についても検討していきます 	

3 遊び学べる場の確保・充実

子どもたちが、地域のなかで自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごせるよう、放課後や週末の居場所づくりを推進します。

活動・事業名	担当課等
公民館・図書館など公共施設の活用	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ● 公民館・公民分館等を利用した小地域における遊び学べる場の開放を推進します ● せきれい館の事業として、児童図書館を中心とした読み聞かせ事業などの充実と、親子・児童が集える行事企画などを推進し、施設利用促進を図ります ● ブックスタート事業（赤ちゃんと本を通して楽しい時間を分かち合うことを目的とした事業）や読み聞かせ事業等を通し、図書館の利用促進を図ります ● 土曜日を利用した伝承遊びや高齢者との交流行事などを推進します ● 指導者の育成支援やボランティアグループのネットワークづくり等の課題について庁内関係課や関係機関と連携して検討を進めます ● 広報紙やホームページなどを活用し、図書館の利用促進を図ります ● 専門性を重視した図書館2館のメリットを活かし、子育て世代の学習の場となれるよう専門図書等の充実を推進します 	

活動・事業名	担当課等
公園活用の拡充	建設課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ● 公園整備や遊具の点検を行い、安全面に最大限配慮しながら、利用促進を図ります ● 遊具の老朽化が進んでいることから、点検結果により緊急性の高いものから順に修繕等を行っていきます ● 遊具設備拡充や公園整備は、維持管理を含め多大な経費を要することから、現状を維持しつつ、自然豊かで環境の良い公園としての管理に努め、町民から親しまれる憩いの場の提供に努めます 	

活動・事業名	担当課等
総合型地域スポーツクラブの充実	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ● 子どもから大人まで気軽に参加できるスポーツ交流イベントを行い、総合型地域スポーツクラブ活動の充実を進めます ● 新規種目を開設するなど、ニーズの把握とニーズに合わせた活動等を進めながら、スポーツに触れ合う場の充実を図り、会員確保に努めます 	

4 子育て関連機関の連携強化

地域における子育て支援の関係機関の連携を強化することにより、子育て支援方策の方向性の共有化、効果的・効率的なサービスの提供、サービスの質の向上に努めます。

活動・事業名	担当課等
児童に関する連絡会議の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域全体で子どもたちの健全育成を図るため、「あさぎり町青少年健全育成町民会議」の活動の充実を図り、各構成団体への情報提供と活動の浸透を進めます ●児童虐待防止や、関係機関の意見交換や情報の共有化、各種活動の推進を図るため、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の活動の充実と、そこでの連携を深め、子育て支援を地域全体で取り組んでいきます ●保護者の精神疾患や複雑で複数の問題を抱える家庭で、親族や支援者とのトラブルから孤立しているケースが増加していることから、複数機関による重層的な支援を継続的に進めていきます 	

活動・事業名	担当課等
庁内関係課の検討会	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの成長や年齢に応じた体系的支援プログラムの整備のため、方向性や取り組みについての意見交換を行い、関係各課が連携し効率のよい事業活動に努めます 	

第2節 取り組みの柱②：健康づくりの推進

健康な子どもを産み育てるためには、家族ぐるみで健康づくりに取り組む必要があります。健康維持の基本となる良い生活習慣を身に付けるための支援を行うとともに、母子医療の確保・充実に取り組みます。

1 家族ぐるみでの生活習慣の見直し

健康づくりを推進するためには、子どもの頃から良い生活習慣を身に付けることが重要です。特に食生活は重要で、3度の食事をきちんと家族で楽しむことで、早寝早起きの睡眠リズムなど生活習慣が整うとともに、家族の絆を深めることにもつながります。また、生涯おいしく食事をするためには、丈夫な歯を保つことも必要です。そのような取り組みを通して、家族ぐるみで健康を意識した生活習慣が身に付き、親の子どもを見つめる目が育つことを目指します。

活動・事業名	担当課等						
「みんなの食育5か条」の推進	健康推進課・生活福祉課・教育課・農林振興課						
活動・事業の内容							
<div style="border: 1px solid gray; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center;">みんなの食育5か条（あさぎり健康21計画・食育推進計画より）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">① しっかり食べよう朝ごはん</td> <td style="width: 50%;">④ 地元でとれたものを食べよう</td> </tr> <tr> <td>② みそ汁をつくろう</td> <td>⑤ 家族そろって楽しく食べよう</td> </tr> <tr> <td>③ すき嫌いをせずに何でも食べよう</td> <td></td> </tr> </table> </div> <ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査・両親学級・育児学級・家庭訪問等あらゆる機会を利用して、食の大事さや子どもの成長に応じた栄養と食習慣について学ぶ場を提供します ●管理栄養士による育児相談において、栄養や食事の相談に応じます ●保育園（所）・幼稚園・認定こども園においては、親や子どもに対して親子料理教室や農作物の栽培等の食育に関する取り組みの充実を図ります。そのために管理栄養士による出前の講座や食生活改善推進員による親子料理教室等への支援を行います ●小中学校においては、保健の授業や給食を利用した食育を推進します ●JA青壮年部の指導により、米・野菜等の栽培を実施している各小学校での学童農園事業を継続し充実を図ります ●地元でとれた生産物を地元で消費することに理解を深め、農産物を育て成長していく過程を親子で学ぶ機会を確保し、学校給食での地元食材の消費推進など、各種取り組みの検討を進めます 		① しっかり食べよう朝ごはん	④ 地元でとれたものを食べよう	② みそ汁をつくろう	⑤ 家族そろって楽しく食べよう	③ すき嫌いをせずに何でも食べよう	
① しっかり食べよう朝ごはん	④ 地元でとれたものを食べよう						
② みそ汁をつくろう	⑤ 家族そろって楽しく食べよう						
③ すき嫌いをせずに何でも食べよう							

活動・事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ●食生活改善推進員をはじめとする地域の人材やグループとも協力し合い、学校の料理教室（郷土料理や農園の野菜料理）等、学校栄養士とも連携しながら、充実を図ります ●「おどんが健康づくり大会」において、食生活改善推進員や学校、保育園（所）・幼稚園・認定こども園との連携を図りながら、地域住民へ食育について啓発をします ●食生活改善推進員による子どもの料理教室や乳幼児健診でのおやつや食事の指導など、推進員の資質の向上とさらなる活動の充実を図ります ●各種乳幼児健診の結果や保育園（所）・幼稚園・認定こども園、小中学校での食育を関係機関と協議し、継続的かつ体系的な食育プログラムの整備について検討を進めます

活動・事業名	担当課等
「目指せ！親子で定期歯科受診 100%」の推進	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査・両親学級・育児学級等の機会を通じて、歯科保健に関する正しい知識の普及・啓発を推進し、正しい歯の手入れの仕方の啓発と「かかりつけ歯科医」での定期健診を推進します ●歯科保健に関する有意義な取り組みを図るため、町内の歯科医師や歯科衛生士と行政との「歯科保健検討会」を継続的に実施していきます ●家庭での歯科保健に関する意識に格差が大きいことから、地域全体の歯科保健の向上のため、保育園（所）・幼稚園・認定こども園で実施する歯科教室に多くの親の参加を促し、学ぶ場を提供していきます ●保育園（所）・幼稚園・認定こども園・学校におけるフッ化物洗口事業を継続し、むし歯罹患率を確認しながら、事業を評価していきます ●保育園（所）・幼稚園・認定こども園・学校において、フッ化物洗口の実施と合わせて、子どもが自分で歯の管理ができるようになることを目指して、ブラッシング法や定期受診の重要性について学ぶ場を提供します 	

2 思春期の心と体の健康づくり

子どもの頃から良い生活習慣を身に付け、家族や友人など周囲の人と絆を深めることで、子どもの心と体が育つ環境が整います。一方で、思春期はせつかく身に付けた生活習慣が崩れやすい年代で、改めて生活習慣の見直しを図る必要があります。また、いろいろな誘惑も多い年代です。自立した大人となるために、自身や周囲の人を大切にすることを学び、思春期特有の心の揺れに対応する必要があります。

活動・事業名	担当課等
健康を守るための正しい知識の啓発	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校において、食生活や睡眠のリズムを整えることの重要性を学習し、自身の生活を振り返る機会を作ります ●学校において、性や性感染症について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます ●学校において、喫煙や薬物乱用、飲酒の影響について専門家による講演会を実施するなど、学習内容の充実を図るよう努めます ●学校において、市内の保育園（所）・幼稚園・認定こども園の協力を得て、乳幼児とのふれあいの機会を作り、命の大切さや親の愛情に触れる学習を実施します ●健康診査や健康教育などの機会を通して、生活リズムと心身の健康や脳の発達との関係について学ぶ機会を作ります ●テレビやゲームが生活習慣や発達に及ぼす影響について学び、ルールを決めて使うよう啓発する機会を作ります ●保護者の理解と協力を得ながら、携帯電話やスマートフォン、インターネット利用の実態を把握し、安全な利用と併せて、情報モラルや倫理観が育まれるよう児童生徒への啓発を行います。 ●健康診査や健康教育などの機会を通して、親・家族や子どもを取り巻く地域住民に対して、喫煙や薬物乱用、飲酒に関する正しい知識と子どもの健康を守るための理解を求める啓発を行います ●母子健康手帳交付において、喫煙・飲酒の妊婦や乳幼児への悪影響について正しい知識の普及・啓発を行います 	

活動・事業名	担当課等
思春期の悩みに応える体制づくり	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●臨床心理士によるカウンセリングを行い、気軽に相談できるよう相談日について地域住民に周知します ●保育園（所）・幼稚園・認定こども園・学校等において、専門家による思春期・子育て講演会を実施し、親や関係者の理解を深めます ●より充実した子どもたちの心の健康を確保するため、中学校への心の教室相談員の配置に努めます 	

3 安心して子どもを産み育てる医療体制の確保

安心して子どもを産み育てるためには、医療の確保は欠かせません。この地域にあって将来にわたって産科・小児医療を確保することは重要な課題です。また、医療を受けやすい環境を作るとともに、病気の時の適切な対応や、適正な受診や服薬も子どもの健康管理には重要であることの啓発に努めます。

活動・事業名	担当課等
医療体制の確保	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●小児科の休日・夜間の医療体制について、広域的に医療機関と連携し充実に努めます ●休日当番医については、各種新聞以外に町の広報紙・町ホームページで町独自に周知します ●産科医療の確保に、広域的に医療機関と連携して取り組みます 	

活動・事業名	担当課等
適正な医療のかかり方の啓発	健康推進課・生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●予防接種については、適切な時期により安全に接種できるようかかりつけ医による個別接種としますが、管外での広域接種事業や県外での接種に対応した償還払い制度、場合によっては集団接種で実施するなど、対象者が接種しやすい方法を検討します ●接種医療機関や保護者に対して、予防接種による事故や過誤防止のために正しい知識の啓発に努めます ●妊娠中の健康管理の充実のため、母子健康手帳交付時の保健指導を充実させるとともに、妊婦健康診査の定期受診を勧めるために費用の助成を継続します ●子どもの急な病気への対処法を健康診査や学級等で啓発するとともに、電話による医療相談（小児救急電話相談（#8000））の周知を図ります ●子ども医療費助成制度の利用方法について周知するとともに、適正な受診についての情報提供に努めます 	

第3節 取り組みの柱③：親と子の豊かな成長のための環境づくり

子ども自身が様々な経験を通して生きる力を学び、身に付けながら成長していくため、学校だけでなく家庭や地域、行政と連携して応援すると同時に、家庭において子どもを育てる力を高める取り組みを進めます。

1 子どもの生きる力と家庭の子育て力の向上

同世代・異世代交流や体験活動、ボランティア活動支援などの充実を図ることで、子どもの「生きる力」の育成に努めます。また、家庭における教育力を総合的に高めるため、両親学級などの育児教室や生涯学習の一環として子育てについて学ぶ機会の提供に努めます。

活動・事業名	担当課等
子どもの自主性・協調性・自立心等を伸ばすための地域活動の充実	教育課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none">●地域と子どもたちのボランティア意識高揚を図るための取り組みや指導者の育成・支援に努めます●青年団の協力により実施している体験活動について、団員と子どもたちとの貴重な交流の場にもなるよう、さらなる充実を図ります●地域での老人クラブとの交流活動や、社会福祉協議会による小・中学生ワークキャンプや障がい者支援施設での高校生ワークキャンプ等のさらなる充実を図ります●社会福祉協議会での福祉学習活動の充実を図り、障がいの疑似体験セットの貸し出しや児童・生徒を対象とした福祉入門講座について企画・推進します●地域での子どもと高齢者の交流推進のため、老人クラブ単位での意識向上やリーダーの養成などについて検討を進めます	

活動・事業名	担当課等
子育てを学ぶ機会の提供	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●妊婦や子育て中の両親を対象とした育児学級等、親や子の健康管理や楽しい子育てにつながるようさらなる充実を図ります ●乳幼児を育てる保護者が最も関わりのある保育園（所）・幼稚園・認定こども園において、子育てについて広く深く学ぶ機会が得られるよう、学習の場の開催等を関係者に働きかけます ●母子健康手帳交付日には、両親学級に確実に参加するよう呼びかけるとともに、学級の内容充実を図ります ●家庭教育やしつけ、児童心理等を学んだり、青少年の健全育成につながるような講座や講演会等の開催を企画し実施に努めます ●子育てをする親同士が触れ合う機会を増やし、成長していけるよう「親の学びプログラム」の活用を推進します ●青年団に対する講演会などを通じて、親になることとはどういうことなのか考える機会を作ります 	

2 開かれた学校づくりの推進

地域に密着し開かれた学校づくりを推進するため、地域の人材を活用した特別授業や学校開放の充実を図ります。

活動・事業名	担当課等
地域の人材（ゲストティーチャー）の活用	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校応援団事業として、地域住民や職場の人を学校にゲストティーチャーとして積極的に招き、地域住民がもつ有能な技量を最大限に活用することで、小・中学校での授業内容の充実を図ります 	

活動・事業名	担当課等
学校開放の推進	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●学校開放事業として、地域住民に学校での教育活動や子どもたちの様子を紹介し、理解と協力を促すため、学校開放の開催を推進します ●小中学校は、地域行事等に積極的に参加し、児童生徒と地域住民とのさらなる交流を図ります 	

第4節 取り組みの柱④：安全で子育てしやすい町づくり

交通安全指導や通学路の安全整備を推進するとともに、地域住民との協働により、子どもの交通安全や犯罪の被害者とならないための防犯対策の充実を図ります。また、子育て家族であっても安心して外出できる環境の整備を進めます。

1 交通安全確保の充実

子どもたちの交通安全を確保するため、地域住民の協力を推進します。

活動・事業名	担当課等
交通安全指導の推進	総務課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none">●交通指導員による交通安全指導や各単位子ども会による街頭指導、PTAや老人クラブなどの社会教育団体による「あいさつ運動」を全校区での活動として推進します●子どもたちの自転車の安全運転意識の向上を図る意味から、交通安全協会主催の自転車安全運転コンクールへの積極的な参加を呼びかけます●自転車を利用する児童・生徒に対し、自分自身が加害者になることも念頭に置きながら、交通安全ルール遵守についての指導徹底を図っていきます	

活動・事業名	担当課等
通学路の安全整備	総務課・建設課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none">●通学路整備や、信号機やミラー、防犯灯等の設置への要望には、緊急度の高い箇所から順に整備を進めていきます●PTA活動等により通学路等の地区危険マップ作成及び点検を実施するなど、実態把握を推進し、必要に応じて適切な対策を講じるよう努めます	

2 防犯対策の充実

地域住民や学校との協働により、犯罪等の被害者とならない防犯対策の充実を図ります。

活動・事業名	担当課等
地域の防犯対策の充実	総務課・教育課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ● P T A活動により実施されている防犯パトロールとともに、小学校各校区に地域学校安全指導員を設置し、学校応援団をはじめ、地域住民の理解と協力により、子ども見守り活動の充実を図ります ● 「子ども 110 番の家」の設置の充実や設置箇所の確認、見直しを進めるとともに、子どもの防犯ブザーの携帯を推進し、緊急時の子どもの保護等について、地域住民の理解と協力を呼びかけます ● 地域安全指導員などによる青色回転灯を装着したパトロール車両による防犯パトロールを実施し、町内における犯罪の発生を未然に防止します ● 防犯パトロールなどを実施している自主防犯活動団体に対し、防犯物品の無償供与を行い、自主防犯活動のさらなる推進に努めます ● 社会福祉協議会では、町内の行政区が主体となる小地域ネットワーク事業を展開し、地区役員及びボランティア有志の地区福祉委員により、子どもの地域見守り活動を実施するとともに、今後活動の円滑な運営を支援し、町内全域行政区の福祉委員会設置について努めます 	

活動・事業名	担当課等
小・中学校における防犯対策の推進	教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「大きな声で近くの大人を呼ぶ」、「防犯ブザーの効果的活用」、「子ども 110 番の家に駆け込む」等、子どもが防犯上の対策を身に付けるための学習機会の提供に努めます ● 小・中学校において不審者が侵入した場合を想定した実践的な訓練を実施し、不測の事態に備えます ● 子どもたちの登下校時の事故や校内への不審者の侵入などに速やかに対応するため、危機管理マニュアルを策定し、訓練等の実施に努めます 	

3 子育てしやすい生活環境の整備

子どもたちやその家族が安心して外出できるよう、公共施設などを中心にバリアフリー化などの環境整備を推進します。

活動・事業名	担当課等
バリアフリー化の推進	建設課・教育課
活動・事業の内容	
●公民分館などの公共施設において、ベビーカーなどでのアクセスが容易になるよう、バリアフリー化の推進に努めます	

活動・事業名	担当課等
子ども連れにやさしいトイレ等の整備	建設課・総務課・商工観光課・健康推進課・農林振興課
活動・事業の内容	
●公共施設などにおいて、子どもサイズの便器・手洗い、ベビーベッド、授乳室などの整備の推進に努めます	

第5節 取り組みの柱⑤：ゆとりある子育てのための環境づくり

保育サービス等の充実を図るとともに、性別に関わらずすべての人が、仕事時間と生活時間のバランスがとれる多様な働き方を選択できるような、「働き方の見直し」を進めます。さらに職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識等の是正・解消を推進するため、男女共同参画社会に向けた意識の啓発を図ります。また、子育て家庭への経済的な支援の充実を推進します。

1 保育サービス等の充実

保育サービス等の充実を図るとともに、新たな保育ニーズに対応したサービスの実施を検討します。

活動・事業名	担当課等
保育園（所）・幼稚園・認定こども園における子育て支援の推進	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援新制度により2つの幼稚園と2つの保育園を認定こども園に移行し、民営化された4つの町立保育所と5つの私立保育園で子ども・子育て支援を実施します 	

活動・事業名	担当課等
一時預かり事業の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●冠婚葬祭や保護者の病気等のため、家庭において保育をすることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、一時的に預かりを行う事業の充実を図ります ●通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園・認定こども園が行う教育活動の充実を図ります 	

活動・事業名	担当課等
病児・病後児保育事業の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●病気やけがで家庭や集団保育の困難な乳幼児や児童を、公立多良木病院に付設された専用スペース「ホッと館」において、一時的に保育や看護をすることにより、子育てと仕事の両立支援を行い、児童の健全育成を図ります ●「ホッと館」の周知を行うため、広報紙、デタポン等を活用した情報提供の充実を推進します 	

活動・事業名	担当課等
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供することによって、子育てと仕事の両立を支援し、放課後や長期休暇等における子どもたちの安全を確保する等、集団生活による子どもの健やかな成長を図ります 	

2 男女共同参画と「仕事と家庭の調和」の推進

職場や地域、家庭における男女共同参画社会に向けた意識啓発・活動の推進に努めます。

また、仕事と子育ての両立のため、父親の子育てへの参加の促進や子育て家庭に配慮した企業の取り組みへの働きかけを推進します。

活動・事業名	担当課等
職場・家庭・地域における男女共同参画の推進	総務課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●「あさぎり町男女共同参画推進基本計画」に基づく取り組みの充実を図っていきます ●職場や家庭、地域において男女共同参画を推進するため、広報・啓発、研修、情報提供等に努めます ●役場内の全管理職から構成する「男女共同参画庁内推進会議」を主体に、関連する部局での具体的な実践を推進・支援します ●地域の関係諸団体や住民代表などからなる「あさぎり町男女共同参画推進懇話会」による意見交換や情報の共有化、各種活動などの推進を図ります ●県や近隣市町村、関係団体等で構成される「人吉球磨地域男女共同参画地域連絡会議」と連携を図り、セミナーの開催等積極的な活動を推進します 	

活動・事業名	担当課等
「仕事と家庭の調和」の推進	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●母子健康手帳交付時に夫婦（パートナー）での参加を促し、家族が協力しながら子育てする意識の向上を図ります ●母子健康手帳交付時に、妊娠・出産・育児をしながら働く女性のための制度に関わる情報提供に努めます 	

3 子育て家庭への経済的支援

子育て家庭への経済的な支援を推進するため、情報提供などの充実に努めます。

活動・事業名	担当課等
各種手当・助成制度に関する情報提供	生活福祉課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●児童手当や就学援助費の支給制度等、各種手当、助成制度の周知・普及を図るため、子育て情報誌や広報紙、ホームページ、データポン等を活用した情報提供の充実に努めます 	

活動・事業名	担当課等
保育料の軽減	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●国の保育料基準額と別に町独自の保育料基準額を設定し、保護者の経済的負担を軽減していきます。また、多子世帯の児童が保育園（所）・幼稚園・認定こども園に入所している場合の保育料を軽減する多子世帯子育て支援事業を今後も継続して実施していきます 	

活動・事業名	担当課等
子ども医療費助成制度の充実	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●対象年齢が中学3年生までとなっている子ども医療費助成制度について、助成制度や時間外受付等の周知を図るために、広報紙、ホームページ、データポン等を活用した情報提供に努めるとともに適正受診の普及啓発に取り組んでいきます 	

第6節 取り組みの柱⑥：相談支援・情報提供の充実

障がいや病気等がある子どもへの支援や、子育ての不安や悩みがある親や家族などからの様々な相談に対応し、乳幼児期から学童期まで継続した支援体制整備と情報提供の充実を図ります。

1 障がいや病気等がある子どもへの支援

関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見、早期療育に向けた体制づくりを整備するとともに、地域における障がいへの理解を深め、地域で安心して生活できるように各取り組みを推進します。

活動・事業名	担当課等
早期発見・早期療育体制の整備	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児健康診査と相談・家庭訪問等で把握された要観察の乳幼児については、定期的に連絡や訪問するなどして、状況を確認するよう努めます ●乳幼児健康診査等の未受診の家庭は状況把握に努めます ●乳幼児健康診査の方法や問診内容などについて、療育の専門家と協議しながら検討します ●上・中球磨巡回支援専門員整備事業により、発達障がい等の疑いのある子どもを就学前の早期に発見し、また、その保護者との関わりも深めながら、適切な療育につなげていきます ●保育園（所）・幼稚園・認定こども園等の関係機関と療育を行う事業者との連携を強化します ●障がいのある子に対する福祉サービス等の制度や支援費制度の周知を図ります 	

活動・事業名	担当課等
相談支援体制・交流活動の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援の充実を図り、適切なケアマネジメントが実施できるよう関係者の資質向上も含め、総合的な支援の充実を推進します ●地域療育等支援センターの療育コーディネーターや関係機関と連携し、地域における専門的な療育体制の充実を推進します ●療育から就学、地域での生活も含めて、家族や関係機関と連携をとりながら、継続した相談支援が行えるように努めるとともに、保護者の障がい受容を促す活動についても、十分に検討しながら取り組んでいきます 	

活動・事業の内容
<ul style="list-style-type: none"> ●保護者同士の交流により、お互いの情報交換や相談などができることから、交流の場づくりの支援を継続して行います ●障がいのあるなしに関わらず、地域で多くの人と交流しながら育つように、地域活動（子ども会など）への参加・交流の促進に取り組んでいきます ●社会福祉協議会の「青空ピクニック」等の活動や福祉施設の行事等を活用し、障がいのある子どもや家族と、ボランティアなど地域の人も参加する広く交流できる機会の提供に努めます ●障がいのある人、子ども、その家族がよりよい生活を送るための意見の発信、そのための意見の集約及び研修の場として、「あさぎり町三障がい家族会『パレット』」を活用し、家族等の相互の交流と事業の充実を図ります

活動・事業名	担当課等
障がい児保育の充実	生活福祉課・健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●身近な地域で安心して生活し、その乳幼児の発達や障がいにあわせた療育や保育が受けられるよう、関係機関とも連携を図りながら、障害児保育事業のより一層の充実を推進します ●障がい児の保育を推進するため、障がい児を受け入れている私立保育園に対し、補助を行うことにより、障がい児の処遇向上と受け入れ保育園の拡大を図ります 今後、対象児童や補助額の見直しを行い制度の充実を図ります ●障がい児に関わる保育士や幼稚園教諭が、自信を持ち安定した保育を行えるよう、研修会等への参加を推進する取り組みを行います 	

活動・事業名	担当課等
就学相談・教育体制の充実	健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●障がいの疑いや発達の遅れなど経過を観察する必要がある子どもや、不安を抱えている家族には、相談や家庭訪問をしながら、その人の状態にあった支援を行います ●就学や教育に関する相談は、親や家族の希望を確認し児童・生徒の状態にあわせた教育の受け入れ体制や支援等について、関係機関と連携しながら検討していきます ●「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」等を活用し、福祉・保健・教育との連携体制の一層の充実を図ります ●学校等での「福祉教育」を推進し、児童・生徒が、障がいについての正しい知識を学び、理解を深められるように努めます ●学習や生活について特別な支援を必要とする子ども（LD：学習障がい、ADHD：注意欠陥/多動性障がい、高機能自閉症等の子ども）一人ひとりの教育的なニーズを的確に把握し、教員の資質向上を図りつつ、適切な教育的支援を行う「特別支援教育体制」の確立に努めます 	

2 ひとり親家庭への支援

すべてのひとり親家庭において、安心して生活できるようそれぞれの家庭の状況に応じた自立支援、就労支援及び子育て支援等を充実していきます。

活動・事業名	担当課等
子育て・生活支援の推進	生活福祉課・社会福祉協議会
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親家庭巡回相談をはじめ、電話と来庁、家庭訪問等による相談支援や情報提供など、ひとり親家庭に対する子育てや生活支援策として推進します ●社会福祉協議会が実施する一日父親・母親事業の充実を図るとともに、そのために保護者の意見を多く取り入れることができる場を設けるなどの方策を講じます ●民生委員・児童委員の家庭訪問等による子ども家庭に対する相談援助の充実を図るとともに、関係機関との連携強化に努めます 	

活動・事業名	担当課等
就業促進のための支援	生活福祉課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●教育訓練給付制度活用の周知により、能力開発の取り組み支援を行うとともに、個別的な就業支援のための相談支援に努めます 	

3 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応を推進するため、地域の人材による家庭訪問等の活動や児童虐待に関する啓発活動の充実を図るとともに、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」を有効に活用していきます。

活動・事業名	担当課等
児童虐待防止に関する啓発	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●健康推進課・生活福祉課窓口でのパンフレット配布やポスター掲示、町広報紙での人権コーナーの設置に加え、ホームページでの広報・啓発活動に努めます ●各種団体への啓発、教育を目的とした講話の実施充実を図ります 	

活動・事業名	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業等の充実	健康推進課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児を育てる家族の悩みや心配ごとに寄り添い、児童虐待リスクの軽減を図るため、乳幼児健康診査での相談支援とともに、乳児家庭全戸訪問事業等の活動を充実させます ●乳児家庭全戸訪問事業等に関わる保健師や母子保健推進員について、研修等により相談支援の質の向上に努めます 	

活動・事業名	担当課等
地域の人材等の活動の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●主任児童委員、民生委員・児童委員の家庭訪問等による相談支援及び関係機関との連携強化を図ります ●母子保健推進員の家庭訪問による育児支援・相談援助の充実を図り、地域と行政のパイプ役としての活動を推進します ●子育て不安や児童虐待等に関わる研修機会の充実に努めます 	

活動・事業名	担当課等
あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会の活用	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもに関係する機関の意見交換や情報の共有化、各種活動の推進を図るため、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の機能を活用することで、児童虐待の防止に関し地域全体で取り組んでいきます ●保護者の精神疾患や複雑で複数の問題を抱える家庭で、親族や支援者とのトラブルから孤立しているケースが増加していることから、「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の活用充実を図りながら、複数機関による重層的な支援を継続的に進めていきます 	

4 相談機関と人材・情報提供の充実

子どもや子育てに関わるサービスなど、様々な情報を利用者の立場に立ち、転入家庭や初めて出産を迎える家庭などが、いつでも気軽に情報を得ることができ、また子育て不安や負担感を軽減するための相談体制の整備を推進します。

活動・事業名	担当課等
地域子育て支援拠点の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●乳幼児やその家族に対する定期的な育児サークル活動を充実します ●地域における子育て支援に関する相談・情報提供に関する総合窓口としての機能充実を図ります ●子育て支援活動のネットワークづくりにおける総合的なコーディネート機能が図れるような体制づくりをめざします ●子育て力の低下や核家族化により、保育園・幼稚園・認定こども園に求められるものが大きくなり保育士の負担が増大しているといえます 保育士・幼稚園教諭の相談窓口や研修の場の提供に努めます 	

活動・事業名	担当課等
情報提供・啓発活動の充実	生活福祉課・健康推進課・教育課
活動・事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> ●町民課・健康推進課・生活福祉課窓口で「子育て支援情報」のパンフレットを設置し、出生や就学前の子どものいる家庭の転入時は町民課で配布を行い、また保健師が乳児訪問時には同パンフレットを活用し情報提供を図ります ●同パンフレットについては、今後とも内容の見直し充実を図りながら、子どもをもつ親や家族が知りたいと考える情報の記載に努めます ●県教育委員会が開設している子育ての悩みの相談窓口「すこやか子育て電話相談」について周知を図ります 	

第6章 量の見込みと確保方策

第1節 教育・保育提供区域

「教育・保育提供区域」は、あさぎり町全域を1区域として設定します。

第2節 子ども・子育て支援給付

① 保育の必要性の認定

保護者の申請を受けた市町村が、国の策定する客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み。

1号認定子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども ⇒幼稚園又は認定こども園を利用
	【ニーズ調査での家族類型】 フルタイム×パートタイム（短時間）、専業主婦（夫）、パートタイム×パートタイム（いずれかが短時間）、無職×無職
2号認定子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども （保育を必要とする子ども） ⇒保育所又は認定こども園を利用。ただし、学校教育の利用希望が強い場合には、幼稚園＋幼稚園の預かり保育
	【ニーズ調査での家族類型】 ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム（長時間）、パートタイム×パートタイム（いずれも長時間）
3号認定子ども	満3歳未満（0歳、1・2歳児）の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども） ⇒保育園又は認定こども園を利用
	【ニーズ調査での家族類型】 ひとり親、フルタイム×フルタイム、フルタイム×パートタイム（長時間）、パートタイム×パートタイム（いずれも長時間）

② 量の見込み

ニーズ調査の結果より算出。ニーズ調査結果から、それぞれの家族類型の年齢別の比率を求め、それぞれの比率と年齢別の推計子ども人口を掛け算し、年齢別の家族類型ごとの子どもの数を算出。その上で、1号～3号認定子どもそれぞれに該当する年齢別家族類型の子どもの数を足し合わせて、量の見込みを算出。

2号認定子どもについては、現在幼稚園を利用している子どもを「幼児期の学校教育の利用希望が強い」とし、それ以外を「左記以外の3～5歳」として算出。

③ 確保方策

「量の見込み」と「他市町村の子ども」に対し、確保を図っていく量。確保の方策にあたっては、利用可能な既存又は新規の施設型給付と地域型保育事業の合計の利用定員が、量の見込みを満足することをめざす。

④ 特定教育・保育施設

実施主体である市町村が、施設型給付の対象となることを確認した「教育・保育施設（保育所、幼稚園、認定こども園）」。施設の認可は都道府県。

施設型給付	保育所、幼稚園、認定こども園を通じた共通の給付
保育所	保育を必要とする0～5歳児に対して保育を行う施設
幼稚園	3～5歳児に対して学校教育を行う施設
認定こども園	保育所と幼稚園の機能を併せ持つ施設

⑤ 特定地域型保育事業

実施主体である市町村が、地域型保育給付費の支給に係る事業を行う者として確認した事業者が行う「地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業）」。事業の認可は市町村。

小規模保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業
家庭的保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、利用定員が5人以下で、家庭的保育者の居宅等の場所で、家庭的保育者による保育を行う事業
居宅訪問型保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う事業
事業所内保育	主に満3歳未満（0歳、1・2歳児）の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業

		平成 27 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳
量の見込み		7人	386人		68人	264人
			9人	377人		
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内施設 26人 町外施設 2人	町内施設 437人 町外施設 29人	町内施設 64人 町外施設 7人	町内施設 258人 町外施設 11人	
	保育園（所）		454人	71人	265人	
	幼稚園	22人	2人			
	認定こども園	6人	10人	0人	4人	
	特定地域型保育事業			0人	0人	
	小規模保育			0人	0人	
	家庭的保育			0人	0人	
	居宅訪問型保育			0人	0人	
	事業所内保育			0人	0人	

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

- *町内幼稚園定員（3～5歳）20人＞16人⇒町内幼稚園で受入可能
- *町内認定こども園定員（3～5歳）16人＝16人⇒町内認定こども園で受入可能
- *町内保育園（所）定員（3～5歳）427人＞377人⇒町内保育園（所）で受入可能
- *町内保育園（所）定員（0歳）64人＜68人⇒町内外保育園（所）で受入可能
- *町内保育園（所）定員（1・2歳）254人＋町内認定こども園定員（1・2歳）4人
＜264人⇒町内外保育園（所）・認定こども園で受入可能

		平成 28 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳
量の見込み		7人	376人		65人	258人
			9人	367人		
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内施設 26人 町外施設 2人	町内施設 437人 町外施設 29人	町内施設 64人 町外施設 7人	町内施設 258人 町外施設 11人	
	保育園（所）		454人	71人	265人	
	幼稚園	22人	2人			
	認定こども園	6人	10人	0人	4人	
	特定地域型保育事業			0人	0人	
	小規模保育			0人	0人	
	家庭的保育			0人	0人	
	居宅訪問型保育			0人	0人	
	事業所内保育			0人	0人	

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

- *町内幼稚園定員（3～5歳）20人＞16人⇒町内幼稚園で受入可能
- *町内認定こども園定員（3～5歳）16人＝16人⇒町内認定こども園で受入可能
- *町内保育園（所）定員（3～5歳）427人＞367人⇒町内保育園（所）で受入可能
- *町内保育園（所）定員（0歳）64人＜65人⇒町内外保育園（所）で受入可能
- *町内保育園（所）定員（1・2歳）254人＋町内認定こども園定員（1・2歳）4人
＝258人⇒町内外保育園（所）・認定こども園で受入可能

		平成 29 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳
量の見込み		7 人	366 人		63 人	252 人
			9 人	357 人		
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内施設 26 人 町外施設 2 人	町内施設 437 人 町外施設 29 人	町内施設 64 人 町外施設 7 人	町内施設 258 人 町外施設 11 人	
	保育園（所）		454 人	71 人	265 人	
	幼稚園	22 人	2 人			
	認定こども園	6 人	10 人	0 人	4 人	
	特定地域型保育事業			0 人	0 人	
	小規模保育			0 人	0 人	
	家庭的保育			0 人	0 人	
	居宅訪問型保育			0 人	0 人	
	事業所内保育			0 人	0 人	

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

- * 町内幼稚園定員（3～5歳）20人 > 16人 ⇒ 町内幼稚園で受入可能
- * 町内認定こども園定員（3～5歳）16人 = 16人 ⇒ 町内認定こども園で受入可能
- * 町内保育園（所）定員（3～5歳）427人 > 357人 ⇒ 町内保育園（所）で受入可能
- * 町内保育園（所）定員（0歳）64人 > 63人 ⇒ 町内保育園（所）で受入可能
- * 町内保育園（所）定員（1・2歳）254人 + 町内認定こども園定員（1・2歳）4人 > 252人 ⇒ 町内保育園（所）・認定こども園で受入可能

		平成 30 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳
量の見込み		6 人	377 人		109 人	207 人
			0 人	377 人		
確保 方 策	特定教育・保育施設	町内施設 26 人 町外施設 2 人	町内施設 395 人 町外施設 22 人	町内施設 73 人 町外施設 11 人	町内施設 232 人 町外施設 0 人	
	保育園（所）		308 人	59 人	176 人	
	幼稚園	22 人	0 人			
	認定こども園	6 人	0 人	109 人	25 人	56 人

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

- * 町内認定こども園 1 号定員（3～5歳）40人 > 24人 ⇒ 町内認定こども園で受入可能
- * 町内保育園定員（3～5歳）286人 + 町内認定こども園 2 号定員（3～5歳）109人 + 保育園広域入所（3～5歳）22人, 計 417人 > 377人 ⇒ 町内と広域の保育園・認定こども園で受入可能
- * 町内保育園定員（0～2歳）224人 + 町内認定こども園 3 号定員（0～2歳）81人 + 広域入所（0～2歳）11人, 計 316人 = 109人 + 207人, 計 316人 ⇒ 町内と広域の保育園・認定こども園で受入可能

		平成 31 年度				
		1 号	2 号		3 号	
			幼児期の 学校教育の 利用希望が強い	左記以外 3～5歳	0歳	1・2歳
量の見込み		30 人	350 人		109 人	204 人
			0 人	350 人		
確 保 方 策	特定教育・保育施設	町内施設 40 人 町外施設 0 人	町内施設 395 人 町外施設 22 人		町内施設 73 人 町外施設 11 人	町内施設 232 人 町外施設 0 人
	保育園（所）			308 人	59 人	176 人
	幼稚園	0	0 人			
	認定こども園	40 人	0 人	109 人	25 人	56 人

確保方策＝利用定員＋他市町村施設の広域利用数

*町内認定こども園 1 号定員（3～5 歳）40 人 >30 人⇒町内認定こども園で受入可能

*町内保育園定員（3～5 歳）286 人＋町内認定こども園 2 号定員（3～5 歳）109 人

＋保育園広域入所（3～5 歳）22 人, 計 417 人>350 人

⇒町内と広域の保育園・認定こども園で受入可能

*町内保育園定員（0～2 歳）224 人＋町内認定こども園 3 号定員（0～2 歳）81 人＋

広域入所（0～2 歳）11 人, 計 316 人>109 人＋204 人, 計 313 人

⇒町内と広域の保育園・認定こども園で受入可能

第3節 地域子ども・子育て支援事業

1 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を総合的に行う事業です。平成27年度から職員で対応していますが、平成29年度からは社会福祉士も配置しています。

平成31年度に子育て世代包括支援センターの設置と利用者支援事業を検討します。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所

* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計

2 時間外保育（延長保育）事業

時間外保育事業とは、やむを得ない理由により、利用日、利用時間帯以外の日及び時間において保育を受けた場合、保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	76人(8か所)	74人(8か所)	72人(8か所)	230人(8か所)	230人(8か所)
確保方策	76人(8か所)	74人(8か所)	72人(8か所)	230人(8か所)	230人(8か所)

* 「量の見込み」は、保育園（所）等での延長保育を希望している子どもの数

* ()内は実施箇所数

3 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している子どもであって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない子どもに、授業の終了後、児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びと生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
量の見込み	317人(7か所)	311人(7か所)	304人(7か所)	297人(7か所)	291人(7か所)
確保方策	317人(7か所)	311人(7か所)	304人(7か所)	297人(7か所)	291人(7か所)

* 「量の見込み」は、放課後児童健全育成事業の利用を希望している子どもの数

* ()内は実施箇所数

4 子育て短期支援事業（ショートステイ）

子育て短期支援事業（ショートステイ）とは、保護者の疾病その他の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難となった子どもについて、児童養護施設などに入所させ、宿泊を伴う必要な保護を行う事業です。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)
確保方策	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)	0 人日 (0 か所)

* 「量の見込み」は、ショートステイの利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間） *（ ）内は実施箇所数

5 乳児家庭全戸訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業とは、原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

その他に、乳児家庭全戸訪問事業や各種健診事業において把握した保護者の養育を支援することが必要と認められる場合、妊婦中あるいは出産後に養育に支援を要すると思われる妊婦等に対して、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行うための家庭訪問を実施します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	120 人	120 人	115 人	115 人	110 人
確保方策	担当課：健康推進課 実施体制：保健師、母子保健推進員（H25 年度は 20 人）				

* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

6 地域子育て支援拠点事業

地域子育て支援拠点事業とは、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を職員で行い、子育てサークルは保育園と認定こども園の 3 か所で独自に実施されています。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	165 人回 (2)	160 人回 (2)	156 人回 (2)	152 人回 (3)	147 人回 (3)
確保方策	2 か所	2 か所	2 か所	3 か所	3 か所

* 「量の見込み」は、地域子育て支援拠点事業の利用を希望している子どもの数×希望回数（月間）、（ ）内は実施箇所数

7 一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育）

一時預かり事業（在園児を対象とした預かり保育）とは、通常の教育時間の前後や、土曜・日曜・長期休業期間中に、幼稚園、認定こども園が行う教育活動の事業です。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の 見込み	1号認定による 利用	2,697 人日	2,627 人日	2,556 人日	2,499 人日	2,428 人日
	2号認定による 利用	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型)	2,697 人日(2)	2,627 人日(2)	2,556 人日(2)	2,499 人日(4)	2,428 人日(4)

* 「量の見込み」は、一時預かり事業（幼稚園等における在園児を対象とした預かり保育）の利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

* 確保方策中「一時預かり事業」（ ）内は実施箇所数

8 一時預かり事業（在幼稚園児対象型を除く）

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）【未就学児】

一時預かり事業（在園児対象型を除く）とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）とは、次にあげる援助のいずれか又はすべてを受けることを希望する者との援助を行うことを希望する個人との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業です。

- ① 子どもを一時的に預かる支援を行う
- ② 子どもの移動支援を行う

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		4,592 人日 (5)	4,470 人日 (5)	4,349 人日 (5)	4,244 人日 (12)	4,123 人日 (12)
確保 方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	4,472 人日 (4)	4,350 人日 (4)	4,229 人日 (4)	4,124 人日 (11)	4,003 人日 (11)
	ファミリーサポートセンター 【未就学児】	120 人日(1)	120 人日(1)	120 人日(1)	120 人日(1)	120 人日(1)

* 「量の見込み」は、一時預かり事業（在幼稚園児対象型を除く）、ファミリーサポートセンター【未就学児】の利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）

* 保育園7カ所で独自に実施、認定こども園4カ所で実施（H30年度以降）

* （ ）内は実施箇所数

9 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育とは、病気で体調を崩し、学校や保育園等を休んで安静が必要な子どもを、働く保護者の代わりに公立多良木病院内「ホッと館」において保育を行う事業です。認定こども園で事業実施の検討がなされています。

		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み		1,104 人日 (1)	1,075 人日 (1)	1,046 人日 (1)	300 人日 (1)	300 人日 (2)
確保 方 策	病児・病後児保育 事業	1,104 人日 (1)	1,075 人日 (1)	1,046 人日 (1)	300 人日 (1)	300 人日 (2)

* 「量の見込み」は、病児・病後児保育事業の利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（年間）、（ ）内は実施箇所数

10 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）【就学児】

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）とは、次にあげる援助のいずれか又はすべてを受けることを希望する者との援助を行うことを希望する個人との連絡及び調整並びに援助希望者への講習の実施その他必要な支援を行う事業です。小学校6年までを対象としています。

- ① 子どもを一時的に預かる支援を行う
- ② 子どもの移動支援を行う

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	0 人日 (0)	0 人日 (0)	0 人日 (0)	30 人日 (1)	30 人日 (1)
確保方策	0 人日 (0)	0 人日 (0)	0 人日 (0)	30 人日 (1)	30 人日 (1)

* 「量の見込み」は、ファミリーサポートセンター【就学児】の利用を希望している子どもの数×希望日数の合計（週間）、（ ）内は実施箇所数

11 妊婦に対する健康診査

母体と胎児の健康維持を目的に、妊娠高血圧症や糖尿病等の異常、流産・早産などを予防するために定期的に行う健康診断です。母子健康手帳の交付と同時に妊婦健康診査受診券を発行し、妊婦が定期的に妊婦健診を受診できるように、健診に伴う経費を助成します。

	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度
量の見込み	120 人	120 人	115 人	115 人	110 人
確保方策	担当課：健康推進課 実施場所：医療機関 実施時期、健診回数及び検査項目： <ul style="list-style-type: none"> ■ <u>妊娠初期～23 週（4 週に 1 回）</u> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、血液型（A B O 血液型・R h 血液型・不規則抗体）、血算（貧血）、血糖、B 型肝炎抗原検査、C 型肝炎抗体検査、梅毒血清反応検査、子宮頸がん検査（細胞診）、風疹ウイルス抗体価検査、H I V 抗体価検査、H T L V - 1 抗体価検査 クラミジアトラチモナス核酸同定検査 ■ <u>妊娠 24 週～35 週（2 週に 1 回）</u> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、超音波、血算（貧血）、血糖、G B S ■ <u>妊娠 35 週～出産（週に 1 回）</u> 健康状態の把握、定期検査、保健指導、血算（貧血）、超音波 				

* 「量の見込み」は、ニーズ調査によらずに推計（年間の対象者数）

第7章 計画の推進に向けて

本計画の推進にあたっては、地域内でのきめ細やかな取り組みが必要とされ、そのためにも、本行動計画を町民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

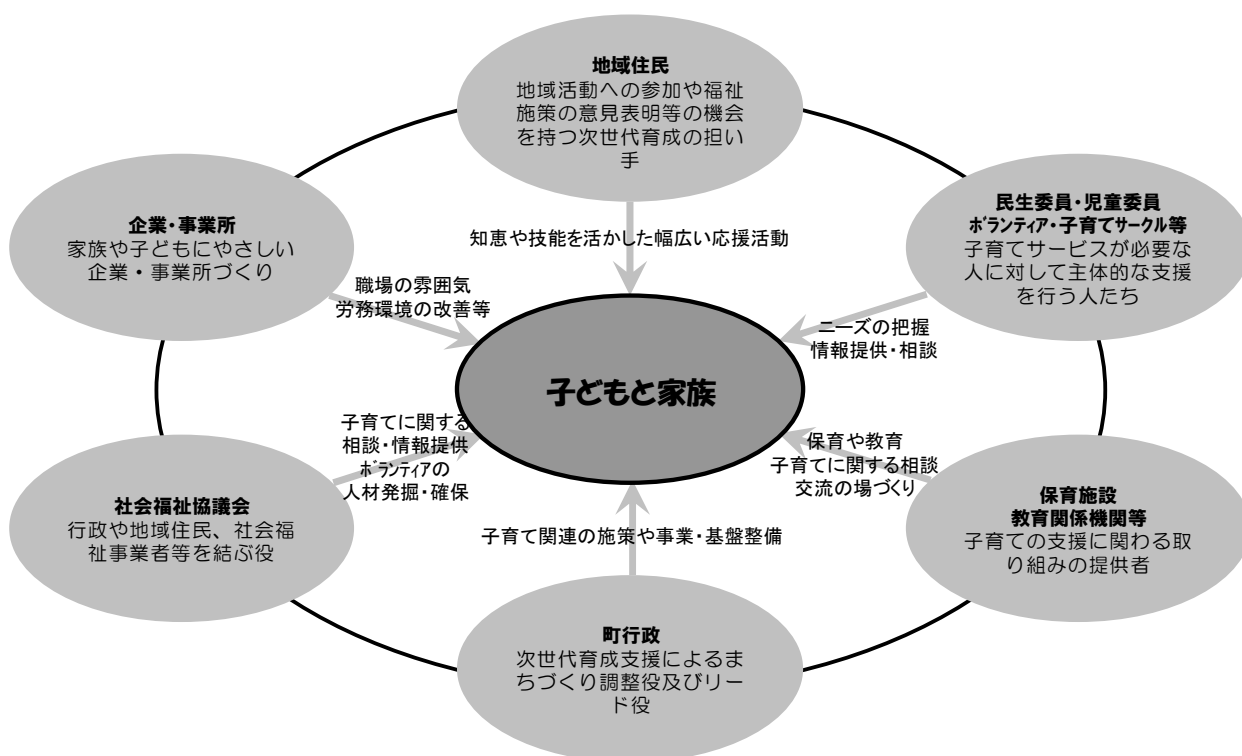
第1節 計画内容の周知

本計画を町民へ広く周知するため、広報紙やホームページ等の広報手段を活用します。「家庭と地域で育むあさぎりっ子」を基本理念としてあげており、次世代育成は、地域全体の問題として、住民と行政が一体となった取り組みを展開していく必要があります。また、計画推進に関わる組織や住民に対しては、町全体で気運を盛り上げていくような策を検討します。

第2節 地域の連携による計画の推進

本計画の推進は、行政だけでなく、様々な分野での関わりが必要であり、家庭をはじめ、学校、地域、その他関係機関・団体等との連携・協働により取り組んでいきます。

＜次世代育成支援を担う人々・組織の役割＞



第3節 計画の評価・確認

計画の取り組み状況の評価・確認するため、本計画の進捗状況の報告を受け、それに対する町民の意見を反映させるための仕組みづくりを行います。

「あさぎり町保健福祉総合計画策定委員会（子ども・子育て支援事業計画策定部会）」の運営

町民代表や関係機関・団体、学識経験者等から構成する本行動計画の取り組み状況の評価し、改善・充実に向けた検討を継続的に行っていきます。また、子育て支援に関する様々な問題提起や提案も行います。

「あさぎり町ささえ愛福祉ネットワーク連絡会」の設置・運営

子育てに関連する機関・団体と役場関係課による会議を設け、意見交換や情報の共有化、各種活動を推進していき、連携を強化しながら地域全体で子育て支援の充実を図ります。

広報紙やホームページ等を活用した住民からの意見把握

本行動計画の進捗状況については、広く町民に情報を公開し、意見等を求めることで、より良い取り組みに向けた改善・充実を図っていくものとします。